

官報

号
国会会議録

令和7年4月18日

○第二百十七回 参議院会議録第十四号

令和7年4月18日(金曜日)

午前十一時一分開議

○議事日程 第十五号

令和7年4月18日

午前十時開議

- 第一 電波法及び放送法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第二 児童福祉法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第三 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

- 一、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案及び重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(趣旨説明)
- 以下 議事日程のとおり

○議長(関口昌一君) これより会議を開きます。

この際、日程に追加して、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案及び重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案について

令和7年4月18日 参議院会議録第十四号

て、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(関口昌一君) 御異議ないと認めます。平将明國務大臣。

(國務大臣平将明君登壇、拍手)

○國務大臣(平将明君) 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案及び重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の趣旨について御説明申し上げます。

まず、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

この法律案は、インターネットその他の高度情報通信ネットワークの整備、情報通信技術の活用進展、国際情勢の複雑化等に伴い、そのサイバーセキュリティが害された場合に国家及び国民の安全を害し、又は国民生活若しくは経済活動に多大な影響を及ぼすおそれのある国等の重要な電子計算機のサイバーセキュリティを確保する重要性が増大していることに鑑み、重要電子計算機に対する特定不正行為による被害の防止のための報告の制度や通信情報の取得等の措置等について定めることにより、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止を図ることを目的とするものであります。

次に、この法律案の内容につきまして、その概

要を御説明申し上げます。

第一に、特別社会基盤事業者が特定重要電子計算機を導入したときの特定重要電子計算機の製品名及び製造者名等の届出の義務を規定するとともに、特別社会基盤事業者が特定重要電子計算機に係る特定侵害事象等の発生を認知したときの報告の義務を規定することとしております。

第二に、内閣総理大臣は、特別社会基盤事業者その他の事業電気通信役務の利用者との間で当該利用者を通信の当事者とする通信情報のうち外内通信情報に該当するものを用いて必要な分析を行うこと等を内容とする協定を締結し、それにより通信情報の提供を受けることができることとしております。

第三に、内閣総理大臣は、国外通信特定不正行為に関係する外外通信、外内通信又は内外通信が電気通信事業者により媒介される国外関係通信に含まれると疑うに足りる場合において一定の要件を満たしたときは、サイバー通信情報監視委員会の承認を受けて、当該国外関係通信の通信情報の一部が複製され、内閣総理大臣の設置する設備に送信されるようにするための措置を講ずることができることとしております。

第四に、内閣総理大臣において取得した通信情報の中から一定の要件を満たす機械的情報のみを選別する措置を講ずる等、取得した通信情報の取扱いについての所要の規制を設けることとしております。

第五に、特別社会基盤事業者による報告等により得た情報、選別された通信情報、協議会を通じて得た情報その他の情報が重要電子計算機に対する特定不正行為による被害の防止に有効に活用されるよう、内閣総理大臣が当該情報の整理及び分析を行うこととした上で、整理又は分析した情報について、国の行政機関、特別社会基盤事業者、電子計算機等供給者等に提供する等の所要の規定を設けることとしております。

第六に、内閣総理大臣は、内閣総理大臣及び関

係行政機関の長により構成される重要電子計算機に対する特定不正行為による被害の防止のための情報共有及び対策に関する協議会を組織するほか、当該協議会に、重要電子計算機を使用する者等の必要と認める者をその同意を得て構成員として加えることができることとし、被害防止情報を共有するとともに、所定の事項について協議を行うこと等としております。

第七に、いわゆる三条委員会としてサイバー通信情報監視委員会を設置することとし、その任務として、国等の重要な電子計算機等に対する不正な行為による被害の防止のための措置の適正な実施を確保するための審査及び検査を行うこととしております。

そのほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

なお、この法律案の施行期日は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲において政令で定める日としております。

政府といたしましては、以上を内容とする法律案を提出した次第でございますが、この法律案は衆議院において一部の修正が行われております。

第一に、通信の秘密の尊重についてであります。

この法律の適用に当たっては、第一条に規定する目的を達成するために必要な最小限度において、この法律に定める規定に従って厳格にその権限を行使するものとし、いやくも通信の秘密その他日本国憲法の保障する国民の権利と自由を不当に制限するようなことがあってはならない旨を明記することとしております。

第二に、国会に対する報告事項の具体化についてであります。

サイバー通信情報監視委員会の所掌事務の処理状況に関する国会への報告は、所定の事項に係る承認の件数等が含まれていなければならないものとするとしております。

議事日程追加の件 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(趣旨説明)

第三に、検討規定についてであります。

政府は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行後三年を目途として、特別社会基盤事業者による特定侵害事象等の報告、重要電子計算機に対する特定不正行為による被害の防止のための通信情報の取得、当該通信情報の取扱い等の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとするものとしております。

続きまして、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案につきまして、その趣旨を説明申し上げます。

この法律案は、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴い、重大な危害を防止するための一定の警察官又は自衛官による電子計算機の動作に係る措置に関する規定を整備するとともに、サイバーセキュリティ基本法その他の関係法律について所要の規定の整備等を行うものであります。

次に、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一に、警察官職務執行法を改正をして、警察庁長官が指名する一定の知識及び能力を有すると認められる警察官は、サイバーセキュリティを害することその他情報技術を用いた不正な行為に用いられる電気通信等又はその疑いがある電気通信等を認めた場合であつて、そのまま放置すれば人の生命、身体又は財産に対する重大な危害が発生するおそれがあるため緊急の必要があるときは、そのいとまがないと認める特段の事由がある場合を除いてサイバー通信情報監視委員会の承認を得た上で、当該電気通信等の送信元等である電子計算機の管理者その他関係者に対して、危害防止のため通常必要と認められる措置であつて電気通信回線を介して行う電子計算機の動作に係るものをとることを命じ、又は自らその措置をとることが

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(趣旨説明)

第二に、自衛隊法を改正して、内閣総理大臣

は、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律に規定する重要電子計算機のうち一定のものに対する同法に規定する特定不正行為であつて、本邦外にある者による特に高度に組織的かつ計画的な行為と認められるものが行われた場合において、これにより重大な支障が生ずるおそれが大きいと認められ、かつ、その発生を防止するために自衛隊が有する特別の技術又は情報が必要不可欠であること等により自衛隊が対処を行う特別の必要があると認めるときは、自衛隊の部隊等に当該特定不正行為による当該重要電子計算機への被害を防止するために必要な電子計算機の動作に係る措置であつて電気通信回線を介して行うものをとるべき旨を命ずることができるとしてあります。また、当該措置をとるべき旨を命ぜられた部隊等の職務の執行及び自衛隊又は日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊が使用する一定の電子計算機をサイバーセキュリティを害することその他情報技術を用いた不正な行為から職務上警護をする自衛官の職務の執行について、警察官職務執行法の必要な規定を準用することとしてあります。

第三に、サイバーセキュリティ基本法を改正して、サイバーセキュリティ戦略本部について、本部長は内閣総理大臣、本部長は本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもつて充てる組織とするともに、その所掌事務について、重要社会基盤事業者等におけるサイバーセキュリティの確保に関して国の行政機関が実施をする施策の基準の作成及び当該基準に基づく施策の実施の推進並びに国の行政機関等におけるサイバーセキュリティの確保の状況の評価を追加することとしてあります。

第四に、内閣法を改正して、内閣官房に、内閣官房の事務のうちサイバーセキュリティの確保に

関するものを掌理する内閣サイバー官を一人置くこととしてあります。

そのほか、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴い、情報処理の促進に関する法律、国立研究開発法人情報通信研究機構法、内閣府設置法等について、関連する事務の追加等関係規定の整備を行うこととしてあります。

なお、この法律案の施行期日は、一部の規定を除き、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行日の日とすることとしてあります。

以上が、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案及び重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の趣旨であります。(拍手)

○議長(関口昌一君) ただいまの趣旨説明に對し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。山本啓介君。

(山本啓介君登壇、拍手)

○山本啓介君 自由民主党の山本啓介です。

私は、会派を代表し、サイバー対処能力強化法案及び同整備法案について質問をいたします。サイバー攻撃は頻発化、巧妙化しています。四年前の東京オリンピック・パラリンピックでは、大会期間中の不正通信は四億五千万回に上りました。日本へのサイバー攻撃関連通信数は増加傾向にあり、昨年は六千九百億回近くとなつていま

す。昨年末、本邦航空会社がDDoS攻撃を受けましたが、攻撃対象は公的機関か民間企業かを問いません。

ウクライナ侵略でも、ロシアは、その一年以上前から政府機関や重要インフラ等情報システムに侵入しており、サイバー攻撃は有事の前兆でもあ

ります。

身の代金目的の攻撃により、標的とされた病院や港湾で業務が停止した事案もあります。兵器開発や購入のための資金入手を目的としたサイバー攻撃も目立ちました。去年五月、北朝鮮を背景とする集団が暗号資産交換業者から奪った四百八十億円相当のビットコインは、核・弾道ミサイル開発の資金になっているとの指摘もあります。

本年二月の日米首脳会談共同声明では、サイバー空間分野における二国間の安全保障協力の拡大が確認されましたが、サイバー攻撃への対処能力の強化は、国民生活や経済活動はもちろん、安全保障、さらには我が国の国際的な信用にも直結しています。

そこで、サイバー空間の深刻な状況や欧米等の措置との比較を踏まえつつ、我が国や国民の平和と安全、そして国益を守り抜くために、本法案が絶対に必要なものであるという石破総理の認識をお聞かせください。

我が国に対するサイバー攻撃に関する通信の九・四％が海外から発信されたものであり、また、攻撃元を隠蔽するために、踏み台と言われる乗っ取った機器を介して攻撃が行われています。そこで、サイバー攻撃を防ぐには、まず、海底ケーブル経由の通信、さらに攻撃元へたどつて通信等を分析して実態を把握する必要があります。本法案では、政府は、インシデント報告が義務付けられる基幹インフラ事業者とは協定を結び、通信情報を取得することが可能となります。

さらに、国家的な重大事態となリかねない脅威を糸口からつかまえるためには、海外からの攻撃により意図せず踏み台とされた事業者などから通信情報を取得、分析することも必要ですし、海外の攻撃インフラの実態把握のために、外国から日本を経由して外国へ向かういわゆる外外通信についても通信情報を取得していく必要があります。これらの海外が絡む場合においても、通信の秘

密とのバランスを調整しながら通信情報を利用していくと考えでしょうか。平大臣にお伺いします。

海外からのサイバー攻撃から国と国民の安全を守るためには、物理的な国境のないサイバー空間での対応が求められます。特に、海外からの高度かつ無限の飽和攻撃が現実のものとなっているだけに、これを何としても防がなければなりません。

本法案では、サイバー攻撃による重大な危害を防止するために、警察、自衛隊が国外の攻撃関係サイバーなどに対して措置を講ずることができるようになります。

そこで、自衛隊や警察が、いわゆるアクセス・無害化措置の実施主体になるとしても、その措置の実施に至るまでの内閣における判断体制、国家安全保障局との連携などについてはどのように考えているのでしょうか。総理にお伺いします。

今回、組織体制の整備としては、司令塔となる内閣サイバーセキュリティセンターの発展的改組などを進めます。同時に、例えば、情報通信研究機構に追加される事務を行う職員や通信情報を利用、分析する職員、サイバー攻撃による重大な危害の対処、調整を担う職員など、新たな取組を支える人材確保と育成も不可欠です。

そこで、政府における新組織を中心とした人材確保と育成について、どのように取り組むお考えでしょうか。この点を石破総理にお伺いして、私の質問を終わりたいと存じます。

御清聴ありがとうございます。(拍手)

(内閣総理大臣石破茂君登壇、拍手)

○内閣総理大臣(石破茂君) 山本啓介議員の御質問にお答えをいたします。

サイバー攻撃の現状や本法案の必要性に関する認識についてお尋ねを頂戴いたしました。

国家を背景とした高度なサイバー攻撃への懸念の拡大や社会全体におけるデジタルトランス

フォーメーションの進展を踏まえ、我が国のサイバー対処能力の向上はまさに喫緊の課題であります。

本法案は、我が国のサイバー対処能力を抜本的に強化するため、官民連携の強化、通信情報の利用、攻撃者のサイバー等へのアクセス・無害化といったサイバー安全保障分野における新たな取組を実現するためのものであり、欧米主要国において既に導入されている同種の制度等の内容も踏まえたものとなっております。本法案は、国民の皆様、国民の安全な暮らしと我が国の平和と安全、そして国益を守り抜くために必要不可欠なものであると、このように考えておるところでございます。

アクセス・無害化措置についての内閣における判断体制等についてであります。

国、基幹インフラ事業者に対する一連の重大なサイバー攻撃の発生又は予兆を認知し、アクセス・無害化措置を実施する必要があると認められる場合には、国家安全保障の観点からこれが適切に行われますよう、私自身が議長を務める国家安全保障会議で速やかに審議いたしました上で、総論的な対処方針を定めることとなります。その上で、内閣官房に設置する新組織が、サイバー安全保障担当大臣の指導の下、国家安全保障局と連携して総合調整を行い、統一した方針の下で警察と自衛隊が緊密に連携して対処することとなります。

政府におけるサイバーセキュリティ人材の確保、育成についてであります。

サイバー攻撃の脅威が深刻化する中、一般的な法案に基づく新たな業務に従事する職員を含め、サイバーセキュリティ人材の確保と育成は重要な課題であると認識をいたしております。

内閣官房や内閣府に新たに設置される組織におきましては、内閣サイバーセキュリティセンターの職員を引き続き任用することに加えて、サイバーセキュリティ分野の知識、経験が豊富な職員

を開関係省庁から受け入れたり、専門的な知見を有する民間の方々を採用することにより必要な人材を確保するとともに、研修、諸外国との交流、官民連携などを通じて職員の更なる能力向上を図ってまいります。

政府全体といたしましても、省庁間や官民での人事交流、即戦力となる人材の中途採用、省庁横断的な人的ネットワークの構築などを通じて、新たな知見や技能の修得、共有、効果的な取組の普及などを推進し、専門性の高い人材の確保、育成につなげてまいります。

残余の御質問につきましては、関係大臣より答弁をさせていただきます。(拍手)

(国務大臣平将明君登壇、拍手)

○国務大臣(平将明君) 山本啓介議員より、政府による国外が関係する通信情報の利用についてお尋ねがありました。

インターネットでの通信の経路はその途中で国境を越えることがあり得ることから、例えば外内通信であっても、さらには外外通信であっても、実際の送信者や受信者の両方が日本国民あるいは日本国内に所在する外国人である可能性が否定できないと考えております。

このため、本法案においては、国外に關係する通信について、仮に日本国民あるいは日本国内に所在する外国人の通信の秘密に対する制約であったとしても合憲性を担保することができるとの観点も踏まえ、制度の在り方を慎重に検討したものであります。

具体的には、本法案における通信情報の利用は、何びとにも閲覧などの知得をされない自動的な方法によつて不正な行為に關係があると認めるに足りる機械的情報、つまりコミュニケーションの本質的な内容に当たらない情報のみが選別をされ、分析されることになっていきます。加えて、独立性の高いサイバー通信情報監視委員会の継続的な検査の対象とするなど、通信情報の利用による

通信の秘密に対する制約が公共の福祉の観点から必要やむを得ない限度にとどまることを確保した内容としております。(拍手)

○議長(関口昌一君) 木戸口英司君。

(木戸口英司君登壇、拍手)

○木戸口英司君 立憲民主・社民・無所属の木戸口英司です。

会派を代表して、ただいま議題となりましたいわゆる能動的サイバー防衛二法案について質問いたします。

法案の前身に入る前に、米国の関税措置について伺います。

今月二日にトランプ大統領が発表した相互関税をめぐっては、九十日間の一部税率の適用廃止や、半導体、電子機器の適用除外など、米国の対応が二転三転しており、いまだに混乱が続いています。

今回の追加関税は、第二次大戦以降の米国が主導してきた公平公正で安定的な自由貿易体制の推進の流れに反するものであり、米国に対し強く抗議の意を表するものです。

政府には、自由貿易を堅持する日本の立場を米国内に強く明示するとともに、国内経済にどの程度影響を及ぼすのか見極めた上で、日本企業や国民の暮らしを守るための速やかな対策を求めます。

十七日に行われた赤澤担当大臣とトランプ大統領との会談で示された、トランプ大統領の国際経済や関税措置に関する認識を伺います。また、その後、ベッセント財務長官らとの会談の結果を踏まえ、今後の米国との交渉の方向性、経済対策の必要性とその内容、実施するタイミングについて、石破総理に伺います。

このように国際社会が目まぐるしく動いている中で、我が国を取り巻く安全保障環境もサイバー空間を含めて大きく変化し、厳しい環境にありま

す。我々立憲民主党は、サイバー安全保障能力を向上させることは必要であるとの基本的な立場の下で、一般の法案が国民の権利を不当に侵害することがないかなど、法案の懸念点について検討を深めてまいりました。そして、衆議院において建設的な提案を行い、通信の秘密の尊重や国会報告の在り方などの修正につなげてまいりました。

しかし、修正が実現したとはいえ、一般の法案は、官民連携の強化、通信情報の利用及びアクセス・無害化措置という三つの柱で構成されていますが、国民の信頼に足る制度か、その実効性も含め、それぞれの柱の中でいまだ残された論点は多いと考えています。これらについて、以下質問していきます。

まず、立法事実に関連して、年末に集中して発生した大規模なサイバー攻撃について質問します。

DDoS攻撃により、航空会社や金融機関など大きな影響が生じました。我が国の基幹インフラ事業者のみならず、多方面の事業者に対し、社会に大きな混乱をもたらすサイバー攻撃が繰り返し襲っていることも、国民も強く実感させられました。

こうした最近の事案について、どこからどのような攻撃が行われ、なぜ防げなかったのか、いまだ明確な説明がありません。政府において、近時の大規模なサイバー攻撃、とりわけ年末の航空会社等の事案について検証が行われたのか、そうした検証が法案に反映され、今後の大規模なサイバー攻撃に対する防御に生かされていくことが重要と考えますが、石破総理に伺います。

あわせて、今回の法案は、主に基幹インフラ事業者を対象に措置が組み立てられています。実際にはより多くの分野に攻撃が仕掛けられています。社会全体のサイバーセキュリティ対策の強化について平担当大臣に伺います。

次に、法案の中身について伺っていきます。ま

ず、官民連携の強化についてです。

政府は、平成三十年の法改正により、サイバーセキュリティ協議会を設置するなど、これまでも官民の情報共有の取組を強化してきました。これまでの検証を行うことなしに新たな取組を進めても、十分な効果が得られるとは思えません。

これまでの官民連携の取組、特にサイバーセキュリティ協議会に対しての評価と課題認識について石破総理に伺います。

また、本年五月には、重要経済安保情報保護法が施行され、経済安全保障分野におけるセキュリティクリアランス制度が開始されます。官民連携については、この仕組みも活用して情報共有を進めるとされています。事業者がセキュリティクリアランス制度を用いる場合には、従業員が適性評価を受ける必要が生じることとなります。

加えて、基幹インフラ事業者等に対し、特定重要電子計算機の届出やサイバー攻撃を受けたときのインシデント報告等の義務付けや、ベンダーには脆弱性対応が求められるなど、個々の事業者には負荷が課せられることにもなります。

これらの取組は、全体としてサイバー対処能力の向上に資するものではあるものの、事業者等に過度な負担とならないことが重要と考えますが、支援を含めた制度設計の在り方について平担当大臣に伺います。

次に、通信情報の利用について伺います。一般の法案では、サイバー攻撃の未然防止を図るとともに、政府が外外・外内・内外通信の情報を取得して分析を行うとされており、これまでの受動的な対応から大きな一歩を踏み出すこととなります。

本法案の通信情報の利用における通信の秘密について、政府答弁では、何びとも閲覧などの知得をされない自動的な方法によって不正な行為に関係があると認めるに足りる機械的情報のみ選別され、分析されるとし、独立機関による検査に

よってこれらの条件が遵守されることを確保するなど様々な措置が講じられると説明してきました。一方、これら様々な措置が機能し、通信の秘密が真に担保されるのか、政府に対する信頼にも係ることであり、懸念が払拭されたとは言えません。

さらに、取得する情報の中には、個人を特定するような情報やプライバシーに関わる情報が含まれる可能性が指摘されており、まさにここに国民の不安があると考えます。

政府が取得する情報にはどのようなものが含まれるのでしょうか。具体的に示すとともに、通信の秘密、プライバシーの保護に対する国民の不安を払拭できるよう、様々な措置に対する説明を改めて石破総理に求めます。

次に、制度の運用を監督する独立機関について伺います。

本法案では、いわゆる三条機関としてサイバー通信情報監視委員会を設置し、高い独立性の下で政府の取組を監督することとされています。委員会がその専門性を持って機能を発揮し、運用上も強力な監視、監督体制を構築することが不可欠です。

通信情報の利用において、機械的情報のみ選別され、分析されるとし、監視委員会による検査によつてこれらの条件が遵守されることを確保するとしています。監視委員会の監督権限が機能するため、検査の内容と方法、頻度等について平担当大臣に具体的に伺います。

専門性の高い業務を円滑に実施するための事務局体制の規模感と人材の確保、育成に対する取組とアクセス・無害化措置に関する承認あるいは非承認が迅速かつ的確に行われるための体制構築についても平担当大臣に伺います。

これらの各措置を貫く基本原則が、憲法にも定められている通信の秘密の尊重だと考えます。一方、通信の秘密を尊重すべきことについては政府

原案には明記されておらず、政府は、通信の秘密に対する制約が公共の福祉の観点から必要やむを得ない限度にとどまる制度であると説明し、条文に明記する必要性を認めませんでした。

しかし、今回の法案は、大量の通信情報を取得することを可能とする法案であり、運用に当たつて、通信の秘密を尊重することが大変重要であることを踏まえれば、必要な規定であったと考えます。衆議院において法案が修正され、通信の秘密を尊重する旨の規定が盛り込まれたことに対する政府としての受け止め、この規定を踏まえた運用を行うっていくことについての石破総理の決意を伺います。

アクセス・無害化措置について伺います。

アクセス・無害化措置とは、攻撃に使用されているサイバー等が判明したときに、攻撃サイバー等に対して遠隔でログインを実施し、攻撃のためのプログラムを確認した上で、プログラムの停止、削除などを行うとされており、これらはサイバー通信情報監視委員会の承認を得て警察や自衛隊が行うとされています。このアクセス・無害化措置が、対象や措置内容を誤ることなく、確実に実行されるように担保されなければなりません。

特に、監視委員会の承認を得るいとまがない場合、委員会へ事後通知することとしています。緊急的な状態においても、措置の内容についての確な判断を行う必要があります。そのような場合、警察、自衛隊が措置を誤らずに実行するための対処方針を立てることが必要と考えますが、石破総理の見解を伺います。

また、監視委員会は、事後通知を受け、実施された措置が適切かどうかを確認し、必要に応じて勧告することができることとされていますが、重大な勧告が出た場合の対応について石破総理に伺います。

政府答弁によると、国や基幹インフラ等に対する一連の重大なサイバー攻撃の発生又は予兆が認

知され、これへの国家安全保障上の対応としてアクセス・無害化措置を実施する必要があると判断された場合、NSC議長たる内閣総理大臣の判断の下、NSC四大臣会合が開催され、速やかに議論し、総論的な対処方針の決定を行うとしています。

総論的な対処方針とはどのような内容を指すのか、また、個別のアクセス・無害化措置の執行に当たり事前にサイバー通信情報監視委員会が措置を承認することとしていますが、NSC四大臣会合の対処方針と監視委員会の判断が違った場合、監視委員会の判断が優先されるということでしょうか、石破総理に伺います。

また、国外のサイバー等にアクセス・無害化措置を行う場合には、国際法上の観点からも妥当性を検討する必要があるため、法案には外務大臣と事前に協議しなければならないことが盛り込まれています。

しかし、警察や防衛省・自衛隊からの協議の内容が、外務省として国際法上懸念があるアクセス・無害化措置であると判断される場合、措置を確実に止めることができますか。サイバー攻撃を受ける危険性が迫られた時間の中で、警察や防衛省・自衛隊からの協議に対し、国際法上許容される範囲内の措置となるよう的確な判断を下すための方針について、岩屋外務大臣の見解を伺います。

今回の法案では、アクセス・無害化措置の実施主体が外務大臣と何を協議するのか、条文上明確にされていません。アクセス・無害化措置が国際法上どの範囲まで許容されるのか、外務省としての判断基準について、岩屋外務大臣から明確な答弁を求めます。

世界各地の個人、組織に多大な損害、損失をもたらしているサイバー攻撃を効果的に防止、対処するためには関係国間の緊密、迅速な国際協力が鍵であり、国際法がこの課題にどのように規律し

ているか、あるいは規律すべきか、様々な議論が行われてきたことは承知しています。最新の脅威に対応する上で、慣習国際法や国連憲章等、現行の実定国際法の規律が及ぶ範囲について検証することが重要です。その上で、国際法のルールが整備されるよう、我が国として積極的に議論に参画し、リードしていくことが重要と考えますが、石破総理の見解を伺います。

今回の制度において、サイバー防御の実効性を高めると同時に、運用において国民の権利を大きく侵害することがないよう、その監督が極めて重要であり、民主的な統制を効かせるため、国会の関与が重要であることを指摘しなければなりません。立憲民主党は、衆議院の議論において、通信情報の利用、アクセス・無害化の両面において、国会に対して十分な措置内容の報告を行うことを政府に求めてきました。

報告事項の具体化として一定の修正がなされたことは評価いたしますが、政府は手のうちをさらすとの理由から、報告の内容はサイバー通信情報監視委員会の承認の件数など極めて限定されることとなりました。件数以外の情報についても適切に公開し、国民のサイバーセキュリティに対する意識の向上と政府の取組への理解の深まりが制度の発展につながると考えます。

修正で盛り込んだ項目を超えて、国会に対し可能な限り情報を公表していくべきと考えますが、石破総理の見解を伺います。

最後に、現在、世界では分断と対立が生じており、また、保護主義も台頭するなど、厳しい時代を迎えています。そうした中で、我が国は、志を共有できる各国と連帯し、自由で公正な社会を維持発展させていくことに貢献していくことがこれまで以上に求められています。

国民生活や経済活動の基盤と国家及び国民の安全を守ることを第一義としながら、本法案の措置により、いたずらに国同士の緊張関係が高まるこ

ととならないよう、国際協調を旨として取り組むことを求めたいと思いますが、こうした基本的な考え方についての石破総理の見解を伺い、私の質問を終わります。

ありがとうございます。(拍手)

〔内閣総理大臣石破茂君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣(石破茂君 木戸口英司議員の御質問にお答えをいたします。

合衆国の関税措置に係るトランプ大統領の認識及び我が国の対応についてのお尋ねをいただきました。

今般の協議における議論の詳細につきましては、外交上のやり取りであり、言及を差し控えませんが、その上で、トランプ大統領からは、国際経済において合衆国が現在置かれている状況について率直な認識が示されると同時に、日本との協議が最優先であるとの発言があったとの報告を受けております。

赤澤大臣においては、お尋ねのベッセント財務長官を含む合衆国政府関係者との間で時間を掛けて率直かつ建設的な議論を行いました。日米間では依然として立場に隔たりがあります。

政府といたしましては、今回の協議も踏まえつつ、引き続き、政府一丸となって最優先かつ全力で取り組んでまいっている所存でございます。

なお、米国の関税措置について、まずは影響を十分に分析をし、その上で資金繰り対策などの必要な対策を講じていく考えであり、新たな経済対策について検討しておるといふ事実はございません。

昨年末に発生した大規模なサイバー攻撃事案の検証と法案への反映についてのお尋ねをいただきました。

本法案を検討するに当たって開催したサイバー安全保障分野での対応能力の向上に向けた有識者会議では、過去に国内外で発生したサイバー攻撃事案を踏まえた議論が行われ、昨年十一月に提言

をいただいたところであります。

御指摘の年末年始にかけて発生いたしました航空会社等に対するサイバー攻撃は、有識者会議から御提言をいただいた後に発生をしたものでありますが、内閣サイバーセキュリティセンターにおいて事案の分析を行い、本年二月四日に同種事案への具体的な対策を明記した注意喚起の文書を公表しておりますが、本件に関して事業者から寄せられた御要望も法案の検討に当たって参考とさせていただきます。

本法案による新たな制度の運用に当たりましては、その時々のサイバー空間の情勢、個別のサイバー攻撃の手法などの分析結果を活用し、我が国のサイバー安全保障に万全を期してまいります。官民連携の強化についてのお尋ねをいただきました。

お尋ねのサイバーセキュリティ協議会は、サイバーセキュリティ基本法に基づくものであり、官民が相互に連携し、サイバーセキュリティの確保に資する情報を迅速に共有することにより、サイバー攻撃による被害の予防と拡大防止に一定の成果を上げてきたものと認識をいたしております。

他方で、国家を背景とした高度なサイバー攻撃への懸念の拡大や社会全体におけるデジタルトランスフォーメーションの進展を踏まえ、官民連携の取組を更に強化する必要があるものと考えております。

このような問題意識の下、サイバー対処能力強化法案における情報共有及び対策に関する協議会につきましては、政府が新たな権限の下で収集した情報を内閣総理大臣が整理、分析し、その結果をサイバー攻撃による被害防止のために協議会の構成員に共有する旨を規定しております。また、政府が保有する秘匿性の高い情報についても共有できるよう、協議会の構成員による安全管理措置を法定しているほか、守秘義務違反に対する罰則の引上げも行っております。

この新たな法律の下で、官民連携を一層強化し、我が国全体のサイバーセキュリティの強化を図ってまいります。

通信情報の利用についてのお尋ねです。

サイバー対処能力強化法案に基づき政府が取得する通信情報には様々なものがございますが、通信情報の分析対象となるのは、何びとにも閲覧などの知得をされない自動的な方法によって選別された重大なサイバー攻撃に関係があると認められるIPアドレス等の機械的情報でございします。メールの本文やIP電話の通話内容のようなコミュニケーションの本質的内容に係る情報につきましては、何びとにも閲覧などをされることのないまま消去することとしております。

自動的な方法により選別される機械的情報には、例えば一定のメールアドレスのように、ほかの情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなる情報も含まれる可能性があります。こうした情報につきましては、ほかの情報と照合しない限り特定の個人を識別できないようにする非識別化措置を講ずることとして、プライバシーの保護にも十分配慮することとしております。

また、本法律案では、政府が取得した通信情報について安全管理措置を講じなければならないこと等を定めております。これらの措置が適切に講じられているか否かについては、独立性の高いサイバー通信情報監理委員会が検査を行うこととしたしており、これにより、通信情報の利用等が法律にのっとり適正に実施されることを確保しております。また、通信情報を保有する行政機関の職員が通信情報が記録されたデータベースを正当な理由なく提供した場合などには、最高で四年以下の拘禁刑などの罰則を科すこととしております。

このように、通信の秘密の尊重等のため所要の枠組みが設けられているところであり、政府とし

ては、引き続きこうした本法案の内容を丁寧に説明をし、広く御理解をいただけるように努めてまいります。

通信の秘密の尊重に関する衆議院での修正についてであります。

衆議院における法案修正では、サイバー対処能力強化法の運用に当たって、通信の秘密を尊重しなければならぬ旨を明記する規定が追加されたものと承知をしております。

国会で行われた法案修正について政府の立場から評価をすることは差し控えますが、この法案が可決されました場合には、こうした修正に係る御議論の内容を十分に踏まえながら、関係職員への周知や啓発等により、通信の秘密を尊重、徹底するよう取り組んでまいります。

サイバー通信情報監理委員会の承認を得るという場合の対応等についてであります。

この度の法案では、警察官及び自衛官がアクセス・無害化措置を実施する際には、権限行使の適正性を組織的に判断するため、警察庁長官等、又は防衛大臣が指揮を行うこととしております。

サイバー通信情報監理委員会の承認を得るという場合であっても適正に措置が行われますよう、平素から訓練、研修を徹底するとともに、適切に指揮を行ってまいります。

また、サイバー通信情報監理委員会は、アクセス・無害化措置の事後通知を受けた場合には、実施された措置が適切かどうかを確認し、必要に応じて勧告するものとされております。

政府としては、こうした勧告を受けることがないよう、常に法令を遵守し、措置の適切な実施に細心の注意を払ってまいります。仮に勧告がなされた場合には、これに従い、同種事案の再発防止に万全を期すなど、適切に対応いたしてまいります。

アクセス・無害化措置の実施に関する総論的な対処方針について、また、対処方針と監理委員会

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案(趣旨説明)

の判断が異なる場合についてのお尋ねをいただきました。

国、基幹インフラ事業者等に対する一連の重大なサイバー攻撃の発生又は予兆を認知し、アクセス・無害化措置を実施する必要があると認められる場合には、国家安全保障の観点からこれが適切に行われるよう、私自身が議長を務める国家安全保障会議で速やかに審議をした上で総論的な対処方針を定めることとなります。ここに言う総論的な対処方針とは、そのような一連の重大なサイバー攻撃、いわゆるサイバー攻撃キャンペーンの対応における基本的な方針であります。

その上で、この総論的な対処方針に基づき、サイバー安全保障担当大臣の指導の下で、内閣官房に置かれる新組織が、国家安全保障局と緊密に連携して、個別のアクセス・無害化措置の執行についての警察、自衛隊の役割分担等を速やかに決定し、その後、措置の実施主体たる警察又は自衛隊が個別の措置についての法的手続に入ることとしております。

仮に、この手続において国家安全保障会議で決定した総論的な対処方針に基づくアクセス・無害化措置がサイバー通信情報監理委員会に承認されなかった場合には、当該措置は実施されないこととなります。

他方、政府としては、承認を得られないことにより、必要な措置が実施できず、国、基幹インフラ等を守れないということがないように、常に法令を遵守し、適切な決定が行われますように細心の注意を払ってまいります。

サイバー攻撃に関する国際法のルール整備への我が国の参画についてのお尋ねです。

これまでの国連における議論の結果、国連憲章全体を含む既存の国際法がサイバー行動にも適用されることが確認されており、我が国も積極的議論に参加してまいりました。

現在、国連全加盟国が参加可能なサイバーセ

キュリティに関する議論の場として、国連総会議にに基づき、国連オープン・エンド作業部会が設置されております。ここにおいて、これまでの議論の成果を基礎としつつ、サイバー行動に関する国際法を含め、国家の責任あるサイバー行動に関する議論が行われているところでございます。

引き続き、こうした国際社会における議論に積極的に関与いたしてまいります。

国会に対する報告についてのお尋ねをいただきました。

衆議院における法案修正では、サイバー通信情報監理委員会から国会への報告内容に含まれるべき事項を具体的に列挙する規定等が追加されたものと承知をいたしてまいります。

この国会への報告を通じて、能動的サイバー防御に係る制度の運用状況を国会に御確認いただくことは、運用の透明性を高め、国民の皆様信頼を得ていく上で極めて重要であると考えております。

この報告では、御指摘の承認の件数だけではなく、勧告、違反の通知、懲戒処分等の要求などの概要についても報告することとされておりますが、法律が規定する事項を上回る内容を国会に報告するか否かは、高い独立性を持つサイバー通信情報監理委員会において判断するべきものと承知をいたしてまいります。

同委員会による報告に加えて、国会から、国会法等に基づく更なる報告等のお求めがありました場合には、関係法令にのっとり適切に対応いたしてまいります。

国際協調についてでございます。

サイバー空間における脅威には、どの国も一国だけでは対応できません。自国の体制及び能力を強化するとともに、同盟国、同志国と連携して対応していくことが重要であります。

今般の立法措置により我が国としてアクセス・無害化措置の実施が可能となりますが、効果的に

制度を運用するため、同盟国、同志国とは情報収集、分析の段階から、より一層の連携確保に努めてまいります。

今般のアクセス・無害化措置は、国際法上許容される範囲内において、警察権に基づく必要最小限度の措置として行うものであり、いたずらに国同士の緊張関係を高めるものではないと考えておりますが、我が国の取組が国際的にも十分理解されることは重要であることから、平素から国際的なサイバーセキュリティの議論の場で情報発信を行うなど、我が国の考え方について積極的に説明をいたしてまいります。

残余の御質問につきましては、関係大臣から答弁をさせていただきます。

以上でございます。(拍手)

(国務大臣平将明君登壇、拍手)

○国務大臣 平将明君 木戸口英司議員より、まず基幹インフラ事業者を含む社会全体のサイバーセキュリティ対策の強化についてお尋ねがありました。

基幹インフラ事業者は、サイバー攻撃によりそのシステムに障害が発生した場合に、国家及び国民の安全を損なう事態が生じるおそれがあり、国民連携してサイバーセキュリティの確保に取り組む必要性が特に高いことから、一定の電子計算機を導入した場合の届出や、サイバーセキュリティインシデントが発生した場合の報告を義務付けることといたしました。

一方で、基幹インフラ事業者と取引のある事業者や国として守るべき機微技術を保有する事業者などにおいては、サイバーセキュリティ対策を行っていくことも重要であります。

このため、本法案では、基幹インフラ事業者以外の事業者についても、サイバー攻撃による被害の防止のために国が情報提供を幅広く行うことや、情報共有と対策を進めるための官民協議会に構成員として参加をしてもらうことなどを可能と

する規定を設けております。

こうした取組によって、基幹インフラ事業者のみならず、社会全体でのサイバーセキュリティ強化も図ってまいります。

次に、事業者の負担軽減と、支援や制度設計の在り方についてお尋ねがありました。

議員御指摘のとおり、セキュリティクリアランス制度に基づく適性評価の実施や本法案に基づくインシデント報告などに当たっては、民間事業者に一定の負担を掛けることは事実であり、その負担軽減は極めて重要であると認識をしております。

そのため、今後の詳細な制度設計やそれらの運用を検討するに当たっては、事業者に過度な負担を掛けることのないよう、引き続き、専門家や事業者の意見を丁寧に向いながら進めてまいります。

次に、サイバー通信情報監理委員会についてのお尋ねがありました。

サイバー通信情報監理委員会は、自動的選別等が行われたときに速やかに、それが関係規定を遵守して行われたかを検査するとともに、それ以外の通信情報保有機関における通信情報の取扱いについても、本法案が定める一切の規定の遵守状況を継続的に検査することとしています。

この検査の具体的な方法としては、例えば、通信情報保有機関が委員会を行う通知の内容や状況を確認し、必要に応じ更に資料の提出を求める方法、定期的に通信用情報保有機関で作成されている記録や資料の提出を求める方法、必要な場合に实地調査で通信用情報の取扱状況を確認し、又は通信情報保有機関の職員に説明を求める方法などが考えられるものであり、また、これらの方法を組み合わせることも考えられていますが、いずれにせよ、検査の有効性と効率性の観点を踏まえながら、委員会によって判断されるものと考えております。

次に、サイバー通信情報監理委員会の体制や人材の確保、育成についてお尋ねがありました。

委員会においては、アクセス・無害化措置の承認に係る審査を含め、事務処理が迅速かつ的確に行われるよう、法律や情報通信技術に関して専門的知識等を有する者を委員に任命することとしております。委員会事務局の体制についても、適切な専門性を有する職員により必要な規模の体制が確保できるようにすることとしたいと考えております。

加えて、専門性の高い業務を円滑に実施できるよう、委員会事務局において、研修の実施などを通じ、人材の確保、育成に努めていくことも重要であると考えております。

以上でございます。(拍手)

(国務大臣岩屋毅君登壇、拍手)

○国務大臣 岩屋毅君 木戸口英司議員にお答えいたします。

アクセス・無害化措置に関する国際法上の判断についてお尋ねがありました。

国外に所在するサイバー等にアクセス・無害化措置を行うに当たりましては、国際法上許容される範囲内で措置が行われることを確保する観点から、実施主体が警察庁長官又は防衛大臣を通じてあらかじめ外務大臣と協議を行うこととされております。

この協議におきまして、外務大臣が、国際法上違法であつて、その違法性を阻却できないと判断する措置の実施に同意することではなく、そのような措置が実施されることはありません。また、差し迫った危害に対処する上で、この協議を迅速に行うことは極めて重要であり、外務省として、平素から内閣官房、警察庁及び防衛省との間で緊密に連携して、協議を適切かつ迅速に行うことができよう取り組んでまいります。

加えて、アクセス・無害化措置の国際法上の許容範囲についてお尋ねがありました。

武力攻撃に至らないものの、国や重要インフラ等に対する安全保障上の懸念を生じさせる重大なサイバー攻撃のおそれがあるなどの場合に、未然防止又は被害拡大防止のために国外のサイバー等へのアクセス・無害化措置を行うことは、国際法上、一定の状況において許容されているものと認識しております。

サイバー行動の国際法上の評価につきましては、個別具体的な状況に応じて判断されるため、一概にお答えすることは困難ではありますが、我が国が国際法上許容される範囲内で措置を行うことは当然であり、適切に対応してまいります。

(拍手)

○議長 関口昌一君 三浦信祐君。

(三浦信祐君登壇、拍手)

○三浦信祐君 公明党の三浦信祐です。

ただいま議題となりました能動的サイバー防御関連法案について、会派を代表して質問いたします。

まず、米国の関税措置は我が国にとって国難であり、一連の関税措置の見直し、課題克服合意へ、自由貿易の旗手として、世界に先んじて総理が直接トランプ大統領と会って決着を付けるべきであります。今後の対米交渉について石破総理の決意を伺います。

サイバー空間では攻撃する方が圧倒的有利です。サイバー攻撃による被害は年々増加しています。特に、国、重要インフラ等へのサイバー攻撃は国民生活、経済、生命に重大な影響を及ぼすため、防ぐには、攻撃の芽を事前に摘む能動的な防御、対処能力の構築、官民間わず総力を挙げて取り組むべき課題です。

二〇二二年の安保戦略三文書策定に当たり、私は与党ワーキングチームに参画し、議論を重ねました。その上で、三文書の具現化へ詳細検討が必要と提案したのは、セキュリティクリアランス

の導入、防衛装備移転、能動的サイバー防御の三項目でした。策定以来、着実に実現し、その最後が本法案です。能動的サイバー防御の実施には、官民連携の強化、通信情報の利用、アクセス・無害化措置について検討が必要と整理されました。これらに組織、体制整備等を加えて整理したのが本関連法案です。一刻も早く成立を期すべきであります。

サイバー対処に当たり、国民の皆様は御理解と御協力を得ていく視点から、総理、担当大臣に質問いたします。

まず、サイバー攻撃への即応力構築、対処には、官民連携の強化による関係機関の報告、連絡、相談体制の整備を図り、双方向での共有が不可欠です。国民生活に特に重要な基幹インフラ事業者の協力を得なければなりません。そのための方策と重要情報を扱う場合に備え、民間事業者におけるセキュリティクリアランスホルダー確保の促進への方策について総理に伺います。

次に、本法案において、サイバー攻撃の実態把握のために通信情報を取得し、自動選別により機械的情報を選別し、それを分析することが今回の取組の中核となるコンセプトです。この取組の技術的可能性とともに、AIの活用など、将来の分析能力向上に向けた具体的検討状況について伺います。その上で、このような技術は我が国が主体的に利用できるよう、国産化を図るべきです。平大臣の見解を伺います。

本法案で規定する官民連携、通信情報の利用、アクセス・無害化措置に関する法体系は、欧米主要国が先行し、能力向上、制度のアップデートが行われています。世界が実施しているサイバー防御制度や体制と整合が取れていることでサイバー防御への実効性が生ずると考えます。本法案が世界標準に合致している制度、体制となっているか、総理に見解を伺います。

政府による通信情報の取得、分析と憲法二十一

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(趣旨説明)

条の通信の秘密との両立を図ることは必須です。公明党も強く主張し、通信情報の利用の適正確保のために導入する、独立した、いわゆる三条委員会であるサイバー通信情報監視委員会の役割と体制について、総理に伺います。

最後に、外国に所在するサーバー等に対してアクセス・無害化措置等を行うことについて、安全保障政策との整合性を確保する必要があります。

政府としてどのようにガバナンスを効かせてアクセス・無害化措置を実施するのか、国際法上の違法性阻却の観点からも明確にすべきです。総理の答弁を求めます。

国民の生命と財産を守るため、能動的サイバー防御能力の構築へ政府が迅速に取り組むことを求め、質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

〔内閣総理大臣(石破茂君) 三浦信祐議員の御質問にお答えを申し上げます。〕

○内閣総理大臣(石破茂君) 三浦信祐議員の御質問にお答えを申し上げます。

合衆国の関税措置についてでございます。一連の合衆国政府による広範な貿易制限措置は、日米両国の経済関係、ひいては世界経済や多角的貿易体制全体等に大きな影響を及ぼすものであります。

このため、私自身、七日にトランプ大統領と電話会談を行い、直接働きかけを行うとともに、今般、赤澤経済再生担当大臣を合衆国との交渉担当閣僚に指名し、合衆国に派遣し、協議に臨ませたところでございます。

赤澤大臣におきましては、トランプ大統領を含む合衆国政府関係者と時間を掛けて率直かつ建設的な議論を行いました。トランプ大統領は日本との協議を最優先したいと述べましたが、日米間では依然として立場に隔たりがございます。当面は閣僚級で協議を継続することになりましたが、今後、この協議の推移を見ながら、私自身最も適切な時期に訪米をして、トランプ大統領と直接会

談することも当然考えておるところでございます。

基幹インフラ事業者との協力及びセキュリティクリアランス制度の活用についてのお尋ねをいただきました。

国家を背景とした高度なサイバー攻撃への懸念の拡大や、社会全体におけるデジタルトランスフォーメーションの進展を踏まえすと、官のみ、あるいは民のみでサイバーセキュリティを確保することは極めて困難であります。このため、今回のサイバー対処能力強化法案におきましては、政府が基幹インフラ事業者を始めとする民間事業者から得る様々な情報を整理、分析するとともに、サイバー攻撃による被害の防止に必要な情報を政府が民間事業者に提供するなど、官民双方向での情報共有を推進し、我が国全体のサイバーセキュリティの強化を図ることとしております。

また、政府から提供する情報にはサイバー攻撃の目的や背景などの機微な情報も含まれることから、事業者において当該情報を適切に管理していただく必要がございます。こうした観点から、例えば、協議会の構成員となる事業者につきましては、重要経済安保情報保護活用法に基づきセキュリティクリアランス制度の活用も想定をいたしております。

基幹インフラ事業者等の協力の確保やセキュリティクリアランスの保有の促進のためには、事業者の皆様は、政府から情報提供を受けることの意義、メリットを感じていただくことが重要であります。事業者の視点に立ち、有意な情報の作成方法、協議会の効果的な運営方法等について必要な検討を進めてまいります。

本法案が世界標準に合致した制度、体制となっているかについてのお尋ねをいただきました。

令和四年に閣議決定をした国家安全保障戦略では、サイバー安全保障分野での対応能力を欧米主要国と同等以上に向上させることを目標に掲げ、その柱として能動的サイバー防御を導入すること

といたしました。

この度の法案では、欧米主要国と同様に、政府から民間への情報提供、一定のインフラ事業者からのインシデント報告や、通信情報の利用、アクセス・無害化などについて、必要な枠組みや権限を設けることとしております。サイバー安全保障分野の政策を一元的に総合調整する新たな組織を設けることもいたしております。

今後、更なる体制強化も進めながら、サイバー安全保障に係る取組を総合的に推進し、国家安全保障戦略に掲げた目標の実現に努めてまいります。

サイバー通信情報監視委員会の役割と体制についてであります。

お尋ねのサイバー通信情報監視委員会は、通信情報の利用などの審査、検査、アクセス・無害化措置の審査、確認などを任務とするものであり、サイバー対処能力強化の措置が法律にのっとり適正に実施されることを確保する上で極めて重要な役割を果たすものでございます。

委員会を構成する委員長一人及び委員四人につきましては、法律あるいはサイバーセキュリティ等のいづれかに関して専門的知識及び経験並びに高い識見を有する者で、人格が高潔である者のうちから、国会の御同意を得て、内閣総理大臣が任命することとしており、委員長及び委員は独立して職権を行うこととしております。

また、委員会には、その事務を処理する事務局を置くこととしております。委員会による審査、検査等が公正かつ適正に行われることを確保するため、事務局の体制につきましても、適切な専門性を有する職員が十分に確保できるよう、政府として取り組んでまいります。

アクセス・無害化措置についてのお尋ねをいただいております。

国、基幹インフラ事業者等に対する一連の重大なサイバー攻撃の発生又は予兆を認知し、アクセ

ス・無害化措置を実施する必要があると認められる場合には、国家安全保障の観点からこれが適切に行われるよう、私自身が議長を務める国家安全保障会議で速やかに審議した上で、総論的な対処方針を定めることとなります。

その上で、内閣官房に設置する新組織が、サイバー安全保障担当大臣の指導の下、国家安全保障局と連携して総合調整を行い、統一した方針の下で警察と自衛隊が緊密に連携して対処することとなります。

外国に所在する攻撃サイバーなどに対し、警察官又は自衛官がアクセス・無害化措置を実施する場合には、警察庁長官又は防衛大臣を通じて、あらかじめ外務大臣と協議しなければならないこととしており、これにより、国際法上許容される範囲内で措置を行うことを確保することといたしております。

残余の御質問につきましては、関係大臣から答弁をさせていただきます。(拍手)

(国務大臣平将明君登壇、拍手)

○国務大臣平将明君 三浦信祐議員より、本法案における通信情報の利用や分析に関し、技術的可能性や将来の分析能力向上に向けた検討状況、技術の国産化についてお尋ねがありました。

御指摘のとおり、通信情報を取得し、自動選別により機械的情報のみを選別した後分析をするという通信情報の利用に係る取組は、重大なサイバー攻撃による被害を防止するという本法案の目的を達成するための重要な要素であると考えております。

自動選別や分析を実現するための技術については、官民双方からの高度なサイバー人材を確保するとともに、関係省庁の人的・技術的協力も得て、しっかりと対応してまいります。

さらに、サイバー空間の脅威の情勢が深刻化する中で、通信情報の利用に当たっては、巧妙化、複雑化していく攻撃にも有効に対処していけるよ

う、AIの活用も含め、今後の技術動向に応じた高性能なシステムの導入を通じて分析能力の向上を図ってまいりたいと考えております。

また、通信情報の利用に係る技術については、御指摘のとおり、我が国が主体的に利用できるようにすることは重要であり、国産の技術で利用可能なものについては積極的に取り入れてまいりたいと考えております。(拍手)

○議長(関口昌一君) 柴田巧君。

(柴田巧君登壇、拍手)

○柴田巧君 日本維新の会の柴田巧です。

私は、会派を代表して、ただいま議題となりましたサイバー安全保障関連二法案について、石破総理に御質問をいたします。

サイバー空間における他国による攻撃の脅威は、我が国においても急速に高まっております。国民生活がサイバー攻撃によって脅かされる事態が実際に目の前で起きています。重要インフラに対するサイバー攻撃をいかに未然に防ぎ、国民の大切な情報をいかに守るかは、国家の存亡に関わる事態と言っても過言ではありません。

そういう中、本法律案は、我が党がかねてから強く早期提出を求めてきた能動的サイバー防御を実現する法案と理解しております。衆議院において、官民連携の強化策のほか、通信情報を利用するに当たって憲法に定められる通信の秘密との関係をどのように考えるか、また、アクセス・無害化を行うに当たって国際法との関係をどのように整理するのかといった既存の法体系との関係で多岐にわたる論点がありました。

そこで、衆議院での議論を踏まえ、実効性ある運用をどのように確保し、我が国のサイバー対処能力をいかにして強化していくかという観点から、以下お伺いをいたします。

まず最初に、衆議院での修正についてお尋ねをします。

本法案では、通信当事者の同意によらない場合であっても、重要なインフラ機能がサイバー攻撃によって損なわれることを防ぐ高い公益性があること等の場合に限って、公共の福祉の観点から、通信の秘密の保障の例外として情報が取得、分析できるものとなっております。

当然ながら、このような措置が憲法の保障する国民の権利と自由を不当に制限することのないよう、政府原案においても、第六十一条において、サイバー通信情報監理委員会は「毎年、内閣総理大臣を経由して国会に対し所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならない。」とされておりました。

しかし、条文上に具体的な項目が明示されていなかったため、我が党は、この規定は曖昧で不十分であるとみなし、条文に国会への報告が必要な項目を具体的に列挙して明記する修正案を各党に提案をいたしました。最終的に、我が党が提案した該当事項の承認件数やその概要という案に与野党の意見がまとまったことから、与野党六会派の共同で今回の建設的な修正に至りました。

そこで、衆議院での本法案の修正についての評価と、この修正を受けて、通信の秘密の保障や国会による民主的統制をいかに担保するのか、併せてお伺いをします。

次に、官民連携についてお尋ねをいたします。本法律案では、情報共有、対策のための官民協議会の設置について定められていますが、官民の協議会におけるセキュリティクリアランス制度の活用による官民の情報連携や情報管理が重要になってきます。

また、同盟国、同志国との情報連携も重要であると考えられますが、それらの国とギブ・アンド・テークの関係を構築するには、内閣サイバーセキュリティセンターを発展的に改組して設置するとされる国家サイバー統括室(仮称)を始めとした関係部局職員のインテリジェンス能力の向上が

欠かせないのではないのでしょうか。

そこで、官民の協議会におけるセキュリティクリアランス制度の活用による官民の情報連携の強化や適切な情報管理にどのように取り組むのか、また、我が国のインテリジェンス能力の向上をいかに図るのか、併せてお伺いをします。

サイバー対処能力強化法案の第十二条では、基幹インフラ事業者以外の事業者等との協定が規定されており、同規定に基づき、医療機関が内閣総理大臣と協定を締結することは可能な仕組みとなっておりますが、医療機関を狙ったサイバー攻撃が多発していることを鑑みれば、医療を経済安全保障推進法の基幹インフラの対象事業に追加した方が整合的であると考えます。

令和六年の常会で経済安全保障推進法の改正案が審議された際の参議院内閣委員会でも、「医療DXの推進に関する取組を実施していく中で、セキュリティ対策の強化を図りながら、引き続き基幹インフラ制度の対象に追加することを精査、検討すること。」といった附帯決議が付されてもおります。

そこで、経済安全保障推進法の基幹インフラの対象事業に医療を追加する必要性についての見解、そして同法のこの附帯決議案等を踏まえた政府の検討状況について併せてお伺いをいたします。

サブライチエーションには中小企業も組み込まれているため、サイバー攻撃に対する社会全体の強靱性を高める観点からは、セキュリティ対策が遅れている中小企業の対策が急務です。そこで、対策を前進させるためには政府による実効性の高い支援が必要ですが、今後どのような支援を行っているのか。

また、三月十八日の衆議院本会議の総理答弁において、基幹インフラ事業者と取引のある中小企業にも官民の協議会に参加してもらうことを可能とする規定を設けていることが示されました。そ

して、それにより、サイバーセキュリティにつなげてもらうことを期待しているようでありますが、このような中小企業がどれぐらい官民の協議会に構成員として参加することを見込んでいるのか、併せてお伺いをします。

次に、通信情報の利用についてお尋ねをします。

今回の法案では、通信情報を利用して収集をした情報等を基に内閣府が総合整理分析情報を作成し、行政機関や基幹インフラ事業者に提供することとされています。総合整理分析情報の基となる情報としては、本法案に基づく情報以外の情報も活用して有用な情報としていく必要がありますが、どのような情報を使うことができるのか。また、同盟国、同志国からの情報提供、警察がサイバー犯罪捜査のための国際連携の中で得た情報、さらにはインテリジェンス情報なども活用していく必要があると考えますが、どうか、併せてお伺いをします。

国家安全保障戦略では、これまでのNISCを発展的に改組することとされ、本法案では、内閣官房に内閣サイバー官を新設して総合調整権限を強化するとともに、通信情報の利用に関する事務は内閣府が担うこととされています。

そこで、内閣官房と内閣府の新組織がそれぞれどのような権限を持ち、どのように連携してサイバーセキュリティ分野の対処能力の向上につなげていくのか、お伺いをいたします。

続いて、アクセス・無害化措置についてお尋ねをします。

本法案によって違法性が阻却される範囲は、不正アクセス禁止法に違反する行為が該当することは想定されますが、その他どのような行為にまで法令行為に該当することが認められるかという整理は行われているのでしょうか。事案ごとに措置の内容は異なるとはいえ、現場で措置を行う職員がちゅううちして必要な対応を行うことができない

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案(趣旨説明)

い事態を避けるためにも、判断基準や行つてよい措置の限界を一定程度整理しておくべきではないかと考えますがどうか、お伺いをいたします。

本法案についての政府の説明によると、アクセス・無害化措置は、国家安全保障会議において総論的な意思決定があり、その後、個別の措置について、警察、自衛隊の役割分担等を内閣官房が決定するとされています。

こうした流れは、アクセス・無害化の個別事案の対応を開始するときには当てはまると思います。その後、事態が進行していく段階ではどのような対応していくのか。衆議院での答弁では、内閣官房の新組織が実務上の司令塔機能を発揮し、サイバー安全保障担当大臣の指導の下、個々の措置の総合調整を行うとしています。

この点、例えば、当初は警察が対応することとしたが、事態が変化して自衛隊の対応が必要となる場合などにおいても、内閣官房による総合調整を行うことが困難にならないよう、内閣官房としても措置の状況を把握しておく必要があると考えますが、どのように対応していくのか、お伺いをします。

衆議院では、アクセス・無害化に当たって、国際法の観点から外務大臣と協議を行うことについて質疑が行われました。その中では、国際法上許容される範囲内で措置を行うとはしながらも、主権侵害に当たり得るかどうかは個別具体的な状況等に照らして判断する必要がある、一概に答えることは困難である旨、政府は繰り返し答弁をしています。事案によつては外国政府と情報を共有して連携して対応する方法があり得るとはいえ、国際法上の観点の判断次第では、運用に慎重を期するばかりに期待した成果が得られない可能性があると考えられます。そこで、国際法の観点を判断するに当たつてどのような姿勢で臨む方針か、お伺いをいたします。

最後に、この度の法案は、国家におけるサイ

バー安全保障に不可欠な最小限の法整備に着手したにすぎません。サイバー攻撃は今後ますます高度化、巧妙化していくことが予想されます。日本維新の会は、これからも国民の生命と財産を真に守ることのできる政策を積極的に提案し、実現していく決意であることを明確に申し上げて、私の質問を終わります。

ありがとうございます。(拍手)

(内閣総理大臣石破茂君登壇、拍手)

○内閣総理大臣(石破茂君) 柴田巧議員の御質問にお答えをいたします。

衆議院での法案修正に対する政府の受け止めについてのお尋ねをいただきました。

衆議院における法案修正では、通信の秘密の尊重を明記する規定、サイバー通信情報監理委員会から国会への報告内容に含まれるべき事項を具体的に列挙する規定、通信情報の利用に関する規定の施行後三年を目途として法の施行状況等について政府が検討を加えることとする規定の三点が追加されたものと承知をいたしております。

国会で行われました法案修正について政府の立場から評価をすることは差し控えますが、この法案が可決された場合には、こうした修正に至る御議論の内容を十分に踏まえながら、関係職員への周知と啓発等により、通信の秘密の尊重を徹底するとともに、サイバー通信情報監理委員会による公正な審査、検査等と丁寧な国会報告により、法の運用状況を的確に国会に御確認いただけるよう取り組んでまいります。

セキュリティ・クリアランス制度の活用による官民の情報連携の強化等についてのお尋ねです。サイバー対処能力強化法案におきましては、政府が、事業者からインシデント情報、通信情報など様々な情報を得て、これらを整理、分析するとともに、サイバー攻撃による被害の防止に必要な情報を政府が事業者に提供するなど、官民双方方向での情報共有を推進することといたしております。

す。

政府から提供する情報にはサイバー攻撃の目的や背景などの機微な情報も含まれることから、例えば、協議会の構成員となる事業者についてはセキュリティ・クリアランス制度の活用も想定し、適切な情報管理に努めてまいります。

同志国、同盟国とギブ・アンド・テークの関係構築するにはインテリジェンス能力の向上が不可欠であるとの議員の御指摘はそのとおりであつて、令和四年に閣議決定をいたしました国家安全保障戦略におきましても、サイバー安全保障分野における情報収集、分析能力を強化することとしております。

政府におきましては、昨年七月に内閣サイバーセキュリティセンターにサイバー空間におけるインテリジェンスを担当するユニットを設置するなどの取組を進めているところであり、引き続き、政府全体として、サイバー空間と実社会の双方においてインテリジェンス機能の強化に努めてまいります。

基幹インフラ制度への医療分野追加の必要性和検討状況についてのお尋ねであります。

近年、医療機関がサイバー攻撃を受ける事例が生じておりますほか、医療DXの推進やそれに伴う医療機関のシステム環境の変化が見込まれること等も受け、経済安全保障法制に関する有識者会議等において、基幹インフラ制度に医療分野を追加することについて検討を進めております。具体的には、医療の安定的な提供を確保する観点から、個別の医療機関や、今後医療DXに関するシステムの開発、運用の母体となる社会保険診療報酬支払基金のそれぞれについて、今年の夏までに結論を得るべく、政府として着実に検討を進めてまいります。

中小企業のサイバーセキュリティ対策についてであります。

我が国の経済の基盤となる中小企業のサイバー

セキュリティ対策の強化は喫緊の課題であり、サイバー空間全体の防護の観点からも重要であると認識をいたしております。

中小企業への支援策としては、例えば経済産業省において、サイバーセキュリティ対策の実施に役立つガイドラインの作成、システム異常の監視、緊急対応の支援などのサービスをまとめて提供するサイバーセキュリティお助け隊サービスを利用する中小企業への補助などの取組を実施しているところであり、引き続き、様々な施策を通じて中小企業のサイバーセキュリティ対策を支援をいたしてまいります。

また、今回のサイバー対処能力強化法案では、官民で必要な情報共有等を行うための協議会を組織することとしたしており、基幹インフラ事業者と取引のある中小企業も、必要があると認める場合には協議会の構成員となつていただくことを想定いたしております。

協議会の構成員には資料の提出等の求めへの応諾義務等もありますことから、協議会の構成員に加えるに当たっては当事者から事前の御同意を得ることとしたしております。そのため、法が施行されていない現段階において協議会に参加する事業者数の見込みをお示しすることは困難でございますが、必要な企業に御参加いただけますよう、協議会の意義等について適切に周知を図つてまいります。

総合整理分析情報についてでございますが、お尋ねの総合整理分析情報は、サイバー対処能力強化法案の規定に基づき政府が取得することとなるインシデント報告や通信情報のほか、委員御指摘のような関係省庁や外国政府から提供される各種情報や、サイバーセキュリティの専門企業が公表したサイバー情勢等に関する情報なども活用し、これらを一体的に分析することにより作成していくことを想定いたしております。

政府として様々な情報を収集、分析し、有用な

総合整理分析情報を作成、提供することで我が国のサイバー対処能力の強化につなげてまいります。

内閣官房と内閣府に置かれる新組織についてでございます。

内閣官房に新設されることとなる事務次官級の内閣サイバー官は、国家安全保障局長も兼ね、サイバーセキュリティ及びサイバー安全保障の事務について政府全体の総合調整を強力に行うものでございます。この内閣サイバー官を補佐する内閣官房の新組織は、現在の内閣サイバーセキュリティセンターが担っております行政各部の情報システムに対する不正な活動の監視、分析や、サイバーセキュリティの確保に関する助言などの事務に加えまして、アクセス・無害化措置などの運用に係る総合調整や重大なサイバー攻撃が発生した際の官民一体となった対処の調整などにも取り組むものでございます。

これに對しまして、内閣府に置かれる新組織は、サイバーセキュリティインシデントの発生時における基幹インフラ事業者からの報告の受理、基幹インフラ事業者等からの通信情報の取得とその分析など、新法に基づき、官民の連携強化や通信情報の利用等の事務を自ら行うものでございます。

内閣官房と内閣府に新設される組織は相互に密接に関連する事務を行うものでありますことから、担当職員を兼務させるなどして一体的に運用していくことを想定いたしております。これにより両組織の緊密な連携が確保され、サイバーセキュリティ及びサイバー安全保障の分野における取組を強力に推進することができると考えております。

アクセス・無害化措置についてでございます。アクセス・無害化措置は、比例原則に基づき、重大なサイバー攻撃による危害を防止するために必要最小限の措置として行われるものでござい

ます。とるべき措置の具体的な内容は、個別具體の事案に応じてその都度適切に判断していく必要があり、法の規定以上の判断基準や措置の限界を定めることは困難ですが、警察官や自衛官による措置の実施については警察庁長官等又は防衛大臣が指揮を行うこととしていくところであり、御指摘のように、現場の担当者がちゅうちょして判断が遅れるというようなことがないよう、適切に指揮を行ってまいります。

内閣官房に設置されることとなる新組織につきましては、警察や自衛隊を始めとする関係機関との間で、サイバー空間の脅威に関する情報、個別のアクセス・無害化措置の内容、結果などの様々な情報を共有し、御指摘のような事態の変化にも的確に対応しながら、司令塔機能を十分に発揮できるように努めてまいります。

アクセス・無害化措置に関する国際法上の判断を行うに当たつての姿勢についてのお尋ねをいただきました。

国外に所在するサイバー等にアクセス・無害化措置を行うに当たりましては、国際法上許容される範囲内で措置が行われることを確保する観点から、実施主体が警察庁長官又は防衛大臣を通じてあらかじめ外務大臣と協議を行うこととされております。

この点、差し迫った危害に対処する上で、この協議を適切かつ迅速に行うことは極めて重要であり、平素から内閣官房、警察庁、防衛省及び外務省との間で緊密に連携して、協議を適切かつ迅速に行うことができるよう取り組んでまいります。

以上でございます。(拍手)

○議長(関口昌一君) 竹詰仁君。

(竹詰仁君登壇、拍手)

○竹詰仁君 国民民主党・新緑風会の竹詰仁でございます。

会派を代表し、ただいま議題となりましたサイ

バー対処能力強化法案及び同整備法案について質問をいたします。

令和四年十二月に策定した国民民主党安全保障政策二〇二二の中では、アクティブサイバーディフェンスの早期導入を提唱し、サイバー対処能力の強化を訴えました。一方、その後もアクティブサイバーディフェンス、能動的サイバー防御の導入は実現には至らず、令和五年七月には名古屋港のターミナルシステムが大規模なサイバー攻撃を受け、名古屋港は三日間機能停止に陥つた事案が発生してしまいました。

こうした重大事案を踏まえ、令和六年四月、我が党は議員立法で、サイバー安全保障を確保するための能動的サイバー防御等に係る態勢の整備の推進に関する法律案を提出いたしました。また、同月、いわゆる経済安全保障版セキュリティクリアランス法案の参議院本会議質問で私自身が質問に立ち、その際にも、アクティブサイバーディフェンスは待ったなしで、すぐにでも法整備が必要である旨を訴えました。

今回の政府案は法案提出までかなりの時間を要しましたが、その方向性は従前から我が党が主張してきたことと合致しており、責任ある国家安全保障体制の構築に向けた大きな一歩と評価した上で、石破総理に質問をさせていただきます。

まず、現状の日本のサイバー防御能力が本法案によりどれだけ強化されるのかについての展望、あるいは目標について伺いたいと思います。

各国のサイバー防御能力についての国際的な比較を行うため、一つの参考として、米国のハーバード・ケネディ・スクールが実施した国家サイバーパワー・インデックス調査があります。この調査によると、日本のサイバー防御能力の順位は二〇二〇年の九位から二〇二二年には十六位まで落ちています。また、アメリカの元国家情報長官であるデニス・ブレア氏が二〇二二年、そして二〇二四年にも日本のサイバー防御能力はマイナーリーグレベルと酷評しています。

石破総理は三月十八日の衆議院本会議で、今回の立法措置により、既に欧米主要国で取組が進められている官民連携の強化や、通信情報の利用、アクセス・無害化のための権限付与などを通じ、サイバー攻撃に関連する情報収集、分析能力や、重大なサイバー攻撃の対処能力の大幅な強化が可能となりますと答弁しておりますが、真にサイバー対処能力を欧米主要国と同等以上に向上させるためには、その制度を効果的に運用するとともに、日本が弱いとされるインテリジェンス能力を高める必要があります。

日本のサイバー防御能力はマイナーリーグレベルなどと評価されないために、具体的にどのようなことに取り組んでいくのか、石破総理の見解と決意を伺います。

次に、官民連携の強化、そして目指すべき成果について伺います。

官民の協議体について、例えば米国では二〇二一年にＪＣＤＣ、ジョイント・サイバー・ディフェンス・コラボレーティブが設置され、政府機関とセキュリティベンダー、グーグルのようなビッグテック等が連携し、情報共有が行われてきています。そして、ＪＣＤＣでは、未公開情報を官民で共有し、起こり得る危機のシナリオを共同で研究しているとされています。

今回の法案では、米国のＪＣＤＣなども参考にして、協議会を設置するとの規定が盛り込まれると思いますが、民間企業が協議会に参加するインセンティブとして政府はどのようなことを考えているのか、それによってどれくらいの数の民間企業が協議会に参加することを見込んでいますのか。また、基幹インフラ事業は現在十五分野で二百を超える者が特定社会基盤事業者として指定されていますが、全ての者が協議会に参加することを想定しているのか、そして新たな協議会をどのように活用し、どのような成果を得ようとしているのか、石破総理の見解を伺います。

さらに、衆議院本会議で石破総理は、協議会においては、重要経済安保情報保護活用法のセキュリティクリアランス制度も活用して、適切な情報管理がなされるよう取り組んでいく旨の答弁をしておりますが、本年五月から始動する重要経済安保情報保護活用法のセキュリティクリアランス制度と今回の法案との関係、そして、これらの取組を産業競争力の強化につなげていくためのポイントや課題について、総理に伺います。

次に、通信情報の利用について伺います。

基幹インフラ事業者や電気通信事業者が政府に提供した通信情報について、仮に情報漏えいが発生した場合には、それらの企業の信用を毀損することにつながってしまう懸念があります。情報漏えいを回避するためにも、政府においては厳格な安全管理措置を講じることが重要になると思いますが、具体的にどのような措置を講じていくのか。また、今後、情報漏えいを回避する措置に伴う予算規模とその確保について、総理の見解を伺います。

次に、アクセス・無害化措置について伺います。

有効なアクセス・無害化措置を実行するために警察、自衛隊はどのようにしてそうした能力を身に付けるべく訓練等を実施しているのか、また、今後その能力をどのように強化していくのでしょうか。例えば、サイバーに係る共同演習等を通じて、アクセス・無害化措置を先に実施している米国や英国などの知見や技術を学んでいく必要もあるのではないのでしょうか。また、我が国が誤ってアクセス・無害化措置をとることは避けなければなりません。ミスを防ぐにも先行する国に学ぶべきことがあると思います。誤ってアクセスし、無害化措置をとることをどのようにして回避していくのか。単にミスがないように留意するというものではなく、具体的なミス防止策について伺います。

次に、サイバーセキュリティ人材の育成、確保について伺います。

昨年十一月末の有識者会議提言では、政府が官民の人材育成の取組をしっかりと把握した上で、産学官の共通認識を醸成するため、政府主導で、技術者に限らず、経営等に関わる者も含めたサイバーセキュリティに関わる人材の定義付けや資格の活用による可視化等を行うとされています。こうした提言を踏まえて、政府はサイバー人材の育成、確保についてどのような取組を行っているのか、総理の見解を伺います。

また、石破総理は防衛庁長官や防衛大臣を歴任されておられますが、特に自衛隊のサイバー能力についてはどのような認識をお持ち、今後どう高めていく必要があるとお考えなのか、考えを伺います。

最後に、偽情報対策をサイバー防御能力の強化と併せて行う必要性についても伺います。

サイバー攻撃と同時並行で、偽情報によって国家を混乱に陥れるようなことも十分想定されることであり、偽情報対策についても可能な限り早期に法整備を行う必要があるのではないのでしょうか。

国民民主党は、令和六年四月に提出した議員立法の中で、偽情報対策について調査研究を行い、その成果を踏まえ、偽情報の拡散が国家及び国民の安全を損なうことがないようにするための措置についても提言しています。偽情報対策はこれまでも主に内閣官房や総務省が担当してきたと思いますが、これまでどのような取組を行い、どのような成果を上げてきたのか。あわせて、サイバー攻撃と偽情報により社会的混乱が発生している事実も踏まえ、偽情報対策について法整備を行う必要性についても総理の認識を伺います。

能動的サイバー防御を導入するという趣旨に賛成ではありますが、重要となりますのは実効性の高い運用の確保だと考えます。本法案による能動的サイバー防御の制度についてどのようにして実効性の高い運用を行っていくのか、丁寧な説明と真摯な議論を求め、私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

(内閣総理大臣石破茂君登壇、拍手)

○内閣総理大臣(石破茂君) 竹詰仁議員の御質問にお答えを申し上げます。

我が国のサイバー対処能力を高めるための取組についてでございます。

令和四年に閣議決定をした国家安全保障戦略では、サイバー安全保障分野での対応能力を欧米主要国と同等以上に向上させることを目標に掲げ、その柱として能動的サイバー防御を導入することといたしました。

この度の法案では、欧米主要国と同様に、政府から民間への情報提供、一定のインフラ事業者からのインシデント報告や、通信情報の利用、アクセス・無害化などについて、必要な枠組みや権限を設けることといたしております。また、サイバー安全保障分野の政策を一元的に総合調整をする新たな組織を設けることといたしております。

今後、更なる体制強化も進めながら、御指摘のインテリジェンス能力の強化を含め、サイバー安全保障に係る取組を総合的に推進し、国家安全保障戦略を掲げた目標の実現に努めてまいります。

協議会の運用等についてでございます。

サイバー対処能力強化法案では、サイバー攻撃による被害の防止に必要な情報共有等を官民で行うための協議会を組織することといたしております。協議会の構成員には資料の提出等の求めへの応諾義務等もあることから、協議会の構成員に加えるに当たっては当事者から事前の同意を得ることとしております。このため、法が施行されない現段階において協議会に参加する事業者数の見込みをお示しすることは困難でございますが、基幹インフラ事業者はもちろんのこと、これらの事業者と取引のある事業者や、国として守るべき

機微技術を保有する事業者などにも協議会に参加をしていただくことを想定いたしております。

協議会の構成員に対しましては、重要経済安保情報保護活用法のセキュリティクリアランス制度を活用しつつ、政府から秘密を含む被害防止情報を提供することを想定いたしております。協議会の具体的な運用の在り方等につきましては今後検討を進めていくこととなりますが、協議会に参加することの意義、メリットを感じていただけるよう運用に努めてまいります。

このような取組を通じ、民間事業者を含めた我が国全体のサイバーセキュリティの強化を図ることにより、安定的な経済活動や我が国の技術的優位性を確保し、産業競争力の強化に寄与してまいります。

通信情報の安全管理措置についてでございます。

この度のサイバー対処能力強化法案では、内閣総理大臣は、取得した通信情報について、その安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならぬ旨を規定いたしますとともに、サイバー通信情報監理委員会がその遵守状況を継続的に検査することとしております。

安全管理措置の具体的な内容としては、例えば通信情報の取扱いの業務を行わせる職員の範囲を適切に定めることなどが挙げられますが、詳細については今後内閣府令で定めることとしております。サイバー通信情報監理委員会とも協議をし、パブリックコメントの内容も考慮した上で適切な安全管理措置が講じられるよう検討を行ってまいります。

安全管理措置のために必要な予算規模につきましては、現時点でお示しすることは困難であります。法案が成立いたしました場合には、必要な予算が十分に確保できますよう取り組んでまいります。

アクセス・無害化措置に関する訓練や誤った措置を回避するための方策についてのお尋ねです。

令和七年四月十八日 参議院会議録第十四号

警察及び自衛隊におきましては、これまで、大規模なサイバー攻撃を想定した訓練、研修、国内外の学術機関への職員派遣などを行ってきたところであり、例えばNATOの研究機関が主催するサイバー防衛演習にも参加するなどいたしております。引き続き、こうした取組を推進し、各国が持つ知見や技術も積極的に吸収しながら、アクセス・無害化措置に当たる職員の能力向上に努めてまいります。

警察官及び自衛官がアクセス・無害化措置を実施する際には、権限行使の適正性を組織的に判断するため、警察庁長官等又は防衛大臣による指揮を受けなければならないこととしております。アクセス・無害化措置については、あらかじめ高い独立性を持つサイバー通信情報監理委員会の承認を得なければならないこととし、当該措置が法律にのっとって適切に実施されることを確保いたしております。

先ほど申し上げたアクセス・無害化措置に従事する職員の能力向上の取組に加え、当該措置に係る規定を適切に運用することにより、万が一にでも誤ったアクセス・無害化措置が行われることのないように取り組んでまいります。

サイバーセキュリティ人材の育成、確保についてでございますが、サイバー攻撃の脅威が深刻化する中、サイバーセキュリティ人材の確保や育成は重要な課題であると、このように認識をいたしております。

政府といたしましては、今後、御指摘の有識者会議からいただいた御提言も踏まえ、サイバーセキュリティ人材に求められる役割、知識などを明確化することで、長期的なキャリアパスの明示を図るとともに、サイバーセキュリティの重要性に対する経営層の方々の御理解を促進し、サイバーセキュリティ人材の地位向上や処遇の改善などにつなげてまいりたいと考えております。

防衛省・自衛隊におきましては、これまで、サ

イバー専門部隊の拡充や情報システムのリスクを常時継続的に分析、管理する枠組みの導入、諸外国との共同演習などといった取組により、サイバー分野における最新の知見を積極的に導入しながらサイバー防衛能力を構築してきておるところでございます。

今後も、サイバー分野の専門教育の拡充や、諸外国とのサイバー防衛協力の強化などを進め、サイバー専門部隊の隊員が専門性を継続的に高めることがきますよう、必要な取組を進めてまいります。

偽情報対策についてであります。インターネット空間では、世界各国の情勢や多様な知識、意見を容易に入手できるという利点があります一方で、真偽不明の情報に翻弄されるおそれも存在しております。御指摘の偽情報も、適切な意思決定を阻害し、民主主義や国家安全保障に悪影響をもたらし得るものでございます。

政府におきましては、令和四年に閣議決定した国家安全保障戦略に「偽情報等の拡散を含め、認知領域における情報戦への対応能力を強化する。」と明記いたしました上で、外国からの偽情報等の収集、集約、分析や、偽情報等に対する対外発信などの対策を内閣情報官、内閣広報官、外政を担当する内閣官房副長官補兼国家安全保障局次長を含めた体制において一体的に推進をしております。

今後、生成AI技術の更なる発展に伴い、これを悪用した偽情報の脅威が増大していくことも強く懸念されております。AIにつきましては、イノベーションの加速とリスクへの対応を両立させる法案を今回、今国会に提出しているところでございますが、引き続き、偽情報対策に関する諸外国の事例についても情報収集を行いつつ、効果的な対策について不断の取組を進めてまいります。

(拍手)

○議長 関口昌一君、井上哲士君。

(井上哲士君登壇、拍手)

○井上哲士君 日本共産党を代表して、いわゆる能動的サイバー防衛二法案について石破総理に質問します。

冒頭、昨日の関税問題での日米交渉について聞きます。

赤澤大臣は記者の質問に対し、トランプ大統領から安全保障の要求があったことを否定しませんでした。トランプ氏からどのような要求があったのでしょうか。在日米軍駐留経費の増額を始めたのでしょうか。在日米軍駐留経費の増額を始めたとした日本の軍事費増大要求には応えるべきではありません。総理の見解を求めます。

サイバー攻撃から国民の生活の基盤を守ることが必要です。しかし、安保三文書に基づく本法案が国民の通信の秘密とプライバシー権を侵害し、先制攻撃に踏み込む危険のある、憲法と国際法に反する危険な法案であることが衆議院の論戦を通じて明らかとなりました。

従来のサイバーセキュリティ対策は、サイバーセキュリティ基本法に基づき実施されてきました。各府省においてもその強化が図られてきたはずですが、にもかかわらず、本法案を必要とするのはどのような理由からですか。

この法案によつて、膨大な個人情報情報を政府が吸い上げられる仕組みがつくられます。サイバー攻撃を防ぐために、なぜこれほどの通信情報が必要とするのですか。

総理は、通信の秘密に対する制約が公共の福祉の観点からやむを得ない限度にとどまると答弁し、通信の秘密を侵害する場面があることを認めました。

そもそも個人情報情報の取得、利用は、必要以上に収集せず、利用目的を明らかにし、目的外利用や第三者提供には本人の同意を得ることが大原則です。

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(趣旨説明)

ところが、法案は、電気、水道、ガス、金融などの基幹インフラ事業者に加え、自治体、家電や自動車メーカーなど、あらゆる民間事業者と協定さえ結ば、利用者の通信情報を受信者の同意なく電気通信設備から取得することを可能としています。ほぼ全ての国民が利用者に当たることになります。

日本国内の通信情報は取得の対象外といいますが、外国のサーバーを経由したり、外国の通信事業者を利用している場合は対象となります。しかも、基幹インフラや電気通信事業者などが協定を結んでも、その内容を利用者に公表する規定はありません。結局、利用者本人の知らない間に、政府によって多くの国民の通信情報が取得されることになるのではないですか。

政府は、自動選別により、電子メールの本文などコミュニケーションの本質的な内容が取り除かれ、機械的な情報のみが取得されるので、通信の秘密は守られると言います。しかし、機械的情報とされるIPアドレスや指令情報なども通信の秘密の保護の対象になると衆議院の質疑で認めました。しかも、機械的情報には、サイバー攻撃に係る機器などの探査が容易となると認めるに足る情報も含まれます。政府による恣意的な選別が行われない保障はどこにあるのですか。

衆議院での審議で政府は、法案が、協定当事者の同意があれば、警察や自衛隊が取得した情報をサイバー攻撃の被害防止以外の目的に利用することを可能としていることを認めました。なぜ目的外利用を可能にしたのですか。

名古屋高裁は昨年九月、岐阜県大垣警察署の公安警察が公共の安全と秩序の維持を名目に市民の個人情報収集、保有し、提供を行ったことを違憲、違法とし、損害賠償と個人情報の抹消を命じました。警察は上告を断念しましたが、裁判の中で、警察の情報活動という事柄の性格上、その目的、対応などを明らかにすることができなかった

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(趣旨説明)

のが判決の要因だと述べ、全く無反省です。このような組織に情報の目的外利用を認めれば、莫大な個人情報警察の国民監視に利用されることになるのではありませんか。答弁を求めます。

独立性の高いサイバー通信情報監視委員会がサイバー攻撃による被害防止のための適正な実施を確保するため審査や検査を行うといいますが、そもそもこの機関は国民の人権を保障する機関なんですか。内閣総理大臣によって任命された委員長外四名の委員で構成される委員会に独立性などがあるのでしょうか。

以上、本法案による情報の収集は明らかに個人情報保護のルールに反するものであり、憲法が保障する通信の秘密を侵害し、膨大な通信情報が政府に取得され、国民が政府の監視下に置かれることとなります。

警察や自衛隊が国外のサーバーへ侵入、監視し、プログラムの停止や削除を行うアクセス・無害化措置は、相手国の主権侵害となるおそれがあります。石破総理は、アクセス・無害化措置を国際法上許容される範囲内で行うのは当然などと言いつつ、緊急避難等の国際法の法理を援用して違法性を阻却できるかのように述べています。しかし、そのような国際的な合意はいまだ形成されていないのではありませんか。緊急避難の援用が認められるとの見解を表明している国はどこですか。お答えください。

サイバー攻撃に適用される国際慣習法を明文化されるタリン・マニュアルでも、国の根本的な利益に対する重大で差し迫った危険と利益を守る唯一の手段である場合という厳しい要件を課しています。

一方、警職法改正案では、「そのまま放置すれば人の生命、身体又は財産に対する重大な危害が発生するおそれがあるため緊急の必要がある」ときとしており、タリン・マニュアルと照らしても違法性の阻却は到底認められないのではありま

せんか。

米太平洋軍司令官や国家情報長官を務めたデニス・ブレア氏が昨年五月の産経新聞のインタビューで、サイバー攻撃は、平時では企業攻撃や世論工作が行われる一方、有事はネットワーク上で運用される部隊の作戦が妨害される可能性がある」と述べ、能動的サイバー防御による能力向上は自衛隊と米軍の統合運用を大きく高めると発言しています。

警察と自衛隊にアクセス・無害化措置を行わせるのは、自衛隊と米軍の統合運用を高めるためにアメリカから求められたからなのではありませんか。

二〇一九年四月の日米2プラス2では、一定の場合には、サイバー攻撃が日米安保条約第五条の規定の適用上武力攻撃を構成し得ることを確認しています。

その直後の参議院外交防衛委員会での私の質問に当時の岩屋防衛大臣は、サイバー攻撃であつても、物理的手段による攻撃と同様の極めて深刻な被害が発生し、これが相手方により組織的、計画的に行われていると判断される場合には、武力攻撃に当たり得る、サイバー攻撃による武力攻撃が発生した場合も、防衛出動を命じられた自衛隊が必要な武力の行使として物理的な手段を講ずることが排除されているというわけではないと答弁をしています。

そうであれば、日本が行ったアクセス・無害化措置を相手国が深刻な被害と判断すれば、それを我が国からの武力攻撃とみなして物理的な手段で反撃することもあり得るということではありませんか。

さらに、自衛隊は、在日米軍へのサイバー攻撃についても同様の措置をとれるとしています。日本への攻撃がないのに、日本がアクセス・無害化措置を行えば、それが先制攻撃とみなされるのではありませんか。

本法案のアクセス・無害化措置は、それを端緒に戦争につながるおそれのある危険この上ないものと言わざるを得ません。

通信の秘密を侵害し、日本を戦争に巻き込むようなこんな法案は断固廃案にするべきだと求めまして、質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣石破茂君登壇、拍手)
○内閣総理大臣(石破茂君) 井上哲士議員の御質問にお答えを申し上げます。

米国の関税措置に関する日米協議についてお尋ねがございました。

今般の協議における議論の詳細につきましては、外交上のやり取りであり、言及は差し控えますが、同盟強靱化予算につきましては、日米両政府の合意に基づいて適切に分担されていると考えております。また、我が国の防衛費の在り方につきましては、我が国が主體的に判断をいたします。

サイバー対処能力強化法案の必要性についてでございますが、近年、機微情報の窃取、重要インフラの機能停止等を目的とする高度なサイバー攻撃に対する懸念が急速に高まっております。国家を背景としたサイバー攻撃も日常的に行われるなど、安全保障上の大きな懸念にもなっております。

昨今、サイバー攻撃の実行者は、マルウェアに感染させるなどして乗っ取った多数の通信機器を組み合わせ、攻撃用のインフラを構築した上で、攻撃者を隠蔽しながらサイバー攻撃を行うことが常態となっております。

こうした巧妙な手段による、手法による重大なサイバー攻撃に的確に対応いたしますためには、我が国におきましても、欧米主要国と同様に、法律により一定の要件を定め、独立機関の承認や検査などにより事務の適正性を確保した上で、必要最小限の範囲で通信情報の取得、分析や、攻撃サーバー等へのアクセス・無害化措置を行うと

いった能動的サイバー防御の制度を設ける必要性があると、このように考えております。

当事者協定を締結した基幹インフラ事業者の通信相手等への配慮と政府が取得した通信情報の自動選別についてのお尋ねです。

サイバー対処能力強化法案におきましては、事業者と協定を結び又は電気通信事業者の協力を得て政府が通信情報の取得、分析を行う際に、その事実を公表する規定は設けておりません。

しかし、政府が取得した通信情報につきましては、重大なサイバー攻撃に関係があると認めるに足りる機械的情報のみを自動的な方法により選別し分析対象とすること、コミュニケーションの本質的内容であるメールの本文やIP電話の通話内容などの情報は何びとも閲覧等されることなく消去すること、独立性の高いサイバー通信情報監視委員会が法の遵守状況について検査を行うことなどを規定いたしております。したがいまして、御指摘のような恣意的な選別が行われることはなく、通信当事者の権利にも十分に配慮した制度としておるところでございます。

本法案により取得した通信情報の目的外利用についてのお尋ねです。

本法案では、事業者との協定に基づき政府が取得した通信情報につきましては、当該事業者の同意があれば、一定のサイバー攻撃の被害を防止する以外の目的で利用、提供することができることといたしております。

この目的外利用、提供の規定は、サイバーセキュリティ対策に資する分析を行うため、協定当事者の同意を得て、関係行政機関のほか、サイバー攻撃の動向について知見を有する民間のセキュリティ会社等に通信情報を提供し、利用することなどを想定しているものでございます。

この規定に基づき通信情報を提供する場合でありまして、当該通信情報は、何びとも閲覧等ができない自動的な方法によって選別した重大なサ

イバー攻撃に関係すると認めるに足りる機械的情報に限られており、その中にサイバー攻撃と関係のないユーザの情報などが含まれることはございません。このため、御指摘のような御懸念は当たりません。

サイバー通信情報監視委員会についてでございますが、お尋ねのサイバー通信情報監視委員会、事業者の同意によらずに通信情報を利用する場合の事前の審査や、通信情報の取扱いに関する規定が遵守されているかどうかの継続的な検査などを行う組織であり、憲法で保障された国民の基本的な人権である通信の秘密への十分な配慮等を担保する上で極めて重要な役割を果たすものでございます。

この委員会は内閣府の外局でございますが、いわゆる三条委員会として、ほかの行政機関と同等の立場で審査や勧告等を行うことができるものであり、委員長と委員が独立して職権を行うことが法律で明確に定められております。この委員会委員長と委員は国会の同意を得て任命され、また、任命された後は、拘禁刑以上の刑事罰に処されるなどの法律で定められた事由がなければ罷免されることはございません。したがいまして、委員会の独立性は十分に確保されており、御懸念は当たらないものでございます。

アクセス・無害化措置の違法性阻却についてでございますが、これまでの国連における議論の結果、国連憲章全体を含む既存の国際法がサイバー行動にも適用されることが確認されております。

サイバー行動に適用される国際法について、自国の詳細な立場を対外的に明らかにしている国は一部にとどまり、他国の立場を包括的に示すことは困難でございますが、例えば、フランス、ドイツ、オランダ、コスタリカ、EUといった国や地域がサイバー行動に関する緊急状態の適用可能性について対外的に言及していると承知をいたしております。

また、いわゆるタリン・マニユアルは、サイバー行動に適用される国際法に関する研究の成果として専門家によって作成された文書であると、このように承知をいたしております。

その上で、サイバー行動の国際法上の評価につきましては、個別具体的な状況に応じて判断されますため、一概にお答えすることは困難でございます。

いずれにいたしましても、我が国が国外に所在するサイバー等に対してアクセス・無害化措置を行うに当たっては、違法性阻却事由として緊急状態を援用する場合を含め、外務大臣との協議を通じて、国際法上許容される範囲内で措置を行うことを確保いたしてまいります。

アクセス・無害化措置の導入経緯についてでございます。

国家を背景とした高度なサイバー攻撃への懸念の拡大等を踏まえ、我が国のサイバー対処能力の強化は喫緊の課題でございます。

このため、国家安全保障戦略に基づき、国、重要インフラ等に対する安全保障上の懸念を生じさせる重大なサイバー攻撃の発生又は拡大防止のため、その被害の未然防止又は拡大防止のため、アクセス・無害化措置を導入することとしたものでございます。

我が国全体のサイバー対処能力の強化を目的として我が国として主體的に判断したものであり、御指摘は当たらないものでございます。

アクセス・無害化措置が武力攻撃や先制攻撃とみなされる危険性についてのお尋ねです。

アクセス・無害化措置は、比例原則に基づき、重大なサイバー攻撃による危害の防止のために必要最小限度の措置として行うものであり、措置の対象となるサイバー等に物理的被害や機能喪失等、その本来の機能に大きな影響を生じさせることは想定いたしておりません。

こうしたことから、今回整備するアクセス・無害化措置は、そもそも武力の行使と評価されるものではなく、武力攻撃や先制攻撃とみなされるようなものではありません。また、我が国に所在する米軍が使用する特定電子計算機の警護のための自衛隊による措置につきましても同様のものがあり、武力攻撃や先制攻撃とみなされるものではありません。

以上でございます。(拍手)

○議長(関口昌一君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(関口昌一君) 日程第一 電波法及び放送法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。総務委員長宮崎勝君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(宮崎勝君登壇、拍手)

○宮崎勝君 ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、電波の有効利用を促進し、及び情報通信技術の進展等に対応した規制の合理化を図るため、特定高周波数無線局を開設することのできる者を価額競争により選定する制度の創設、無線局の免許状等及び基幹放送事業者の認定証のデジタル化、電波利用料制度の見直し等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、価額競争の導入経緯と具体的制度設計、無線局の免許状等のデジタル化に向けた取組、放送事業者が中継局を廃止する際の受信者保護等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して伊藤岳委員より反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されており、御報告申し上げます。(拍手)

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(関口昌一君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(関口昌一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(関口昌一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十八

賛成

二百二十

反対

十八

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(関口昌一君) 日程第二 児童福祉法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長和田政宗君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔和田政宗君登壇、拍手〕

○和田政宗君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、保育に関する多様な需要に対応するために必要な人材の確保等を図るため、地域限定保育士の資格の創設、小規模保育事業の対象の拡大等を行うとともに、虐待を受けた児童その他の保護が必要な児童への対応の強化を図るため、保育所等の職員等による児童への虐待の通報に関する規定の整備、一時保護中の児童との面会制限等に関する児童相談所長の権限の強化等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、保育士の処遇や配置基準の更なる改善を進める必要性、保育士・保育所支援センターの法定化の効果、地域限定保育士制度の在り方、面会制限等の適切な運用に向けた対応等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党の井上委員より反対、れいわ新選組の大島委員より反対の旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議を行いました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(関口昌一君) これより採決をいたします。

〔投票開始〕

○議長(関口昌一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(関口昌一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十七

賛成

二百十六

反対

二十一

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(関口昌一君) 日程第三 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。環境委員長青山繁晴君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○青山繁晴君 ただいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における一部の鳥獣の生息地の範囲の拡大等に起因する人の生命又は身体に対する危害の発生の実情に鑑み、当該危害を防止するため、危険鳥獣の銃器を使用した捕獲等に関する制度を創設しようとするものであります。

委員会におきましては、本法律案の審査に先立ち、宮城県へ委員派遣を行うとともに、緊急銃猟を実施する市町村への支援策、捕獲従事者を始めとする専門的人材の確保、育成の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局いたしましたところ、本法律案に対し、立憲民主・社民・無所属及び日本共産党を代

表して川田理事より、「危険鳥獣」の用語を「緊急対処鳥獣」に改めること等を内容とする修正案が提出されました。

次いで、討論に入りましたところ、れいわ新選組を代表して山本委員より原案及び修正案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、順次採決の結果、修正案は否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されており、御報告申し上げます。(拍手)

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(関口昌一君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(関口昌一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(関口昌一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十六

賛成

二百三十

反対

六

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(関口昌一君) 本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十六分散会

出席者は左のとおり。

議長		副議長		議員	
関口 昌一君	長浜 博行君	伊藤 岳君	松野 明美君	中条きよし君	柳ヶ瀬裕文君
		吉良よし子君	仁比 聡平君	大門実紀史君	岩渕 友君
				串田 誠一君	井上 哲士君
				高木かおり君	小池 晃君
				山口 和之君	柴田 巧君
				竹内 真二君	高橋 次郎君
				梅村みづほ君	高橋 光男君
				下野 六太君	藤巻 健史君
				宮崎 勝君	片山 大介君
				杉 久武君	石井 章君
				新妻 秀規君	浅田 均君
				若松 謙維君	松沢 成文君
				里見 隆治君	秋野 公造君
				竹谷とし子君	谷合 正明君
				山口那津男君	山本佐知子君
				友納 理緒君	

長谷川英晴君	生稲 晃子君	小林 一大君	赤松 健君	小川 克巳君	岩本 剛人君
船橋 利実君	山田 太郎君	長峯 誠君	堀井 巖君	堂故 茂君	滝沢 求君
阿達 雅志君	野村 哲郎君	佐藤 信秋君	高橋 克法君	中田 宏君	野上浩太郎君
三原しゅん子君	福岡 資麿君	大島九州男君	宮口 治子君	鈴木 宗男君	ながえ孝子君
若林 洋平君	清水 真人君	本田 顕子君	藤木 眞也君	進藤金日子君	三宅 伸吾君
宮本 周司君	上月 良祐君	北村 経夫君	大家 敏志君	牧野たかお君	
平山佐知子君	加藤 明良君	今井絵理子君	白坂 亜紀君	三浦 靖君	加田 裕之君
比嘉奈津美君	松川 るい君	羽生田 俊君	舞立 昇治君	柘植 芳文君	酒井 庸行君
松下 新平君	猪口 邦子君	長谷川 岳君	古賀友一郎君	山谷えり子君	尾辻 秀久君
浅尾慶一郎君	神谷 宗幣君	寺田 静君	山本 太郎君	大野 泰正君	田中 昌史君
山本 啓介君	高橋はるみ君	宮崎 雅夫君	星 北斗君	自見はなこ君	こやり隆史君
森屋 宏君	馬場 成志君	太田 房江君	佐藤 正久君	磯崎 仁彦君	

藤川 政人君	岡田 直樹君	武見 敬三君	末松 信介君	齊藤健一郎君	浜田 聡君
永井 学君	白井 正一君	梶原 大介君	佐藤 啓君	朝日健太郎君	山下 雄平君
山田 宏君	石田 昌宏君	赤池 誠章君	片山さつき君	森 まさこ君	石井 浩郎君
松村 祥史君	宮沢 洋一君	櫻井 充君	衛藤 晟一君	中曽根弘文君	奥村 政佳君
村田 亨子君	水野 素子君	古賀 千景君	横沢 高德君	羽田 次郎君	岸 真紀子君
石川 大我君	小沢 雅仁君	木戸口英司君	杉尾 秀哉君	徳永 エリ君	吉川 沙織君
古川 俊治君	松山 政司君	山本 順三君	高良 鉄美君	伊波 洋一君	藤井 一博君
古庄 玄知君	越智 俊之君	神谷 政幸君	小野田紀美君	青山 繁晴君	吉川ゆうみ君
和田 政宗君	石井 正弘君	江島 潔君	西田 昌司君	山田 俊男君	上野 通子君
宮沢 洋一君	櫻井 充君	衛藤 晟一君	中曽根弘文君	奥村 政佳君	村田 亨子君
水野 素子君	古賀 千景君	横沢 高德君	羽田 次郎君	岸 真紀子君	石川 大我君
小沢 雅仁君	木戸口英司君	杉尾 秀哉君	徳永 エリ君	吉川 沙織君	

斎藤 嘉隆君	石橋 通宏君	内閣総理大臣	石破 茂君
中西 祐介君	川田 龍平君	総務大臣	村上誠一郎君
牧山ひろえ君	田名部匡代君	外務大臣	岩屋 毅君
水岡 俊一君	木村 英子君	環境大臣	浅尾慶一郎君
橋本 聖子君	青木 愛君	国務大臣	
辻元 清美君	福山 哲郎君	国務大臣	
福島みずほ君	堂込麻紀子君	国務大臣	
竹詰 仁君	鬼木 誠君	国務大臣	
田村 まみ君	芳賀 道也君	国務大臣	
小沼 巧君	磯崎 哲史君	国務大臣	
浜口 誠君	打越さく良君	国務大臣	
森屋 隆君	浜野 喜史君	国務大臣	
上田 清司君	古賀 之士君	国務大臣	
森本 真治君	川合 孝典君	国務大臣	
伊藤 孝恵君	野田 国義君	国務大臣	
広田 一君	榛葉賀津也君	国務大臣	
舟山 康江君	天畠 大輔君	国務大臣	
船後 靖彦君		国務大臣	
斎藤 嘉隆君	石橋 通宏君	内閣官房副長官	三原しゅん子君
中西 祐介君	川田 龍平君	内閣官房副長官	青木 一彦君
牧山ひろえ君	田名部匡代君	内閣府副大臣	穂坂 泰君
水岡 俊一君	木村 英子君		
橋本 聖子君	青木 愛君		
辻元 清美君	福山 哲郎君		
福島みずほ君	堂込麻紀子君		
竹詰 仁君	鬼木 誠君		
田村 まみ君	芳賀 道也君		
小沼 巧君	磯崎 哲史君		
浜口 誠君	打越さく良君		
森屋 隆君	浜野 喜史君		
上田 清司君	古賀 之士君		
森本 真治君	川合 孝典君		
伊藤 孝恵君	野田 国義君		
広田 一君	榛葉賀津也君		
舟山 康江君	天畠 大輔君		
船後 靖彦君			

議長の報告事項

一昨十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

西田 実仁君

補欠

窪田 哲也君

法務委員

辞任

古庄 玄知君

補欠

加田 裕之君

外交防衛委員

末松 信介君

補欠

小川 克巳君

文教科学委員

辞任

田中 昌史君

補欠

中曽根弘文君

農林水産委員

辞任

白井 正一君

補欠

石井 準一君

経済産業委員

辞任

窪田 哲也君

補欠

西田 実仁君

環境委員

辞任

中曽根弘文君

補欠

田中 昌史君

財政金融委員

辞任

石井 準一君

補欠

白井 正一君

厚生労働委員

辞任

加田 裕之君

補欠

古庄 玄知君

文教科科学委員

辞任

太田 房江君

補欠

松川 るい君

農林水産委員

辞任

星 北斗君

補欠

赤池 誠章君

国土交通委員

辞任

大橋 ゆうこ君

補欠

福島みずほ君

環境委員

辞任

白井 正一君

補欠

石井 準一君

農林水産委員

辞任

田中 昌史君

補欠

中曽根弘文君

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国政府とウクライナ政府との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第一号)

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とトルクメニスタンとの間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第二号)

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアルメニア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第三号)

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第四号)

外交防衛委員会に付託

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案(閣法第二四号)

財政金融委員会に付託

情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一一七号)

同日次の本院提出案を衆議院に送付した。

自殺対策基本法の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

港湾法等の一部を改正する法律案

日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律案

同日議長から次の質問主意書が提出された。

戦後八十年に際する政府の対応及び有識者会議の在り方に関する質問主意書(神谷宗幣君提出)(第九七号)

「赤字であること」を医療法人設立の不認可要件とする法的根拠等に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第九八号)

公立病院への繰出金の根拠と公平性に関する再質問主意書(浜田聡君提出)(第九九号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

石綿健康被害救済法による特別遺族給付金の認定に係る旧国鉄元職員の遺族及びJR元職員の遺族間の権衡に関する再質問主意書(福島みずほ君提出)(第九五号)

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

港湾法等の一部を改正する法律

日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律

昨十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

窪田 哲也君

補欠

西田 実仁君

法務委員

辞任

加田 裕之君

補欠

古庄 玄知君

外交防衛委員

辞任

中曽根弘文君

補欠

永井 学君

財政金融委員

辞任

小池 晃君

補欠

大門実紀史君

文教科科学委員

辞任

石井 準一君

補欠

白井 正一君

厚生労働委員

辞任

吉良よし子君

補欠

小池 晃君

自見はなこ君

補欠

加田 裕之君

農林水産委員

辞任

西田 実仁君

補欠

窪田 哲也君

国土交通委員

辞任

永井 学君

補欠

中曽根弘文君

環境委員

辞任

白井 正一君

補欠

石井 準一君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特別委員

辞任

森屋 宏君

補欠

山本 順三君

勝部 賢志君

石垣のりこ君

三浦 信祐君

若松 謙維君

山本 博司君

竹内 真二君

榛葉賀津也君

川合 孝典君

紙 智子君

仁比 聡平君

同日議長において、次のとおり政治倫理審査委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任

石井 準一君

補欠

三浦 靖君

自見はなこ君

進藤金日子君

山下 雄平君

小野田紀美君

若松 謙維君

高橋 次郎君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

経済産業委員会

理事 田中 昌史君 (田中昌史君の補欠)

理事 梅村みずほ君 (梅村みずほ君の補欠)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第一五号)

航空業務に関する日本国とチェコ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第五号)

航空業務に関する日本国とルクセンブルク大公国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第六号)

千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定のサービスの貿易に関する一般協定の日本国の特定の約束に係る表の改善に関する確認書の締結について承認を求めるの件(閣条第九号)

東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センターを設立する協定の第二次改正の受諾について承認を求めるの件(閣条第一〇号)

船員法等の一部を改正する法律案(閣法第五八号)

災害対策基本法等の一部を改正する法律案(閣法第一七号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

電波法及び放送法の一部を改正する法律案(閣法第一九号) 審査報告書

児童福祉法等の一部を改正する法律案(閣法第四〇号) 審査報告書

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二七号) 審査報告書

審査報告書

電波法及び放送法の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

令和七年四月十七日

参議院議長 関口 昌一殿
総務委員長 宮崎 勝

令和七年四月十八日 参議院会議録第十四号

電波法及び放送法の一部を改正する法律案

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、電波の有効利用を促進し、及び情報通信技術の進展等に対応した規制の合理化を図るため、特定高周波数無線局を開設することのできる者を価額競争により選定する制度の創設、無線局の免許状等及び基幹放送事業者の認定証のデジタル化、電波利用料制度の見直し等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用
なお、別紙の附帯決議を行った。

本法施行に伴う電波利用料の歳入見込額は、令和七年度から九年度の平均で約七百五十億円である。また、電波利用料の用途の追加に伴う経費として、令和七年度一般会計予算の電波利用料財源電波監視等実施費において、災害時における携帯電話基地局等の強靱化対策事業に係る経費二十四億円のほか、地上基幹放送の小規模中継局等のブロードバンド等による代替等支援事業に係る経費十億円の内数として、それぞれ計上されている。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、電波利用料の歳入と歳出の累積差額については、電波利用料が電波の適正な利用の確保に関し無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用を免許人等が負担するものであることを踏まえ、必要性や緊急性の高い電波利用料共益事務への積極的な活用を図ること。

二、価額競争における落札価額が著しく高額となり、事業者ひいてはそのサービスの利用者にとって過度な負担とならないよう、あらかじめ価額競争実施指針を定めること。

三、価額競争の仕組みを積極的かつ適切に活用すること等により、都市部のみならず都市部以外の地域においても、電波の公平かつ能率的な利用を促進し、地域に根差した電波利用サービスが生まれるよう努めること。

四、価額競争の運用状況を踏まえ、より公平性及び透明性の高い周波数の割当ての実現に向け、将来的に他の周波数についても価額競争を導入することも含め継続的に検討すること。

五、電波が有限・希少な国民共有の財産であることに鑑み、価額競争における落札者が我が国の経済安全保障上の利益を損なうことなく落札した周波数を活用したサービスを長期的かつ安定的に提供できるよう、十分に留意すること。

六、電波のひつ迫状況を解消するため、電波の再配分のみでなく、未利用周波数帯の開拓等の技術開発を含め、電波の有効利用に引き続き取り組むこと。

七、放送事業者等が小規模中継局等を廃止する際のブロードバンド等による代替に当たっては、地域住民の理解を得ることが重要であることを踏まえ、事業者による説明会の開催や相談対応等に当たって、必要な支援を行うこと。

右決議する。

電波法及び放送法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。

令和七年四月十一日

参議院議長 関口 昌一殿
衆議院議長 額賀福志郎

電波法及び放送法の一部を改正する法律案
電波法及び放送法の一部を改正する法律案
(電波法の一部改正)

第一条 電波法(昭和二十五年法律第三十一号)

の一部を次のように改正する。

目次中「第二十七条の二十」を「第二十七条の二十の六」に改める。

第五条第三項第三号中「により」の下に「第二十七条の十四第一項の」を加え、同項第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 第二十七条の二十の四第一項第五号を除く。の規定により第二十七条の二十の三第七項の認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者
第五条に次の一項を加える。

七 第二十七条の二十の三第七項の認定を受けた者であつて第二十七条の二十の二第一項に規定する価額競争実施指針に定める納付の期限までに同条第二項第四号ホに規定する落札金を納付していないものには、当該落札金が納付されるまでの間、同条第一項に規定する特定高周波数無線局の免許を与えないことができる。

第六条第一項第九号中「第十四条第二項第二号の」を「第十四条第一項に規定する」に、「第二十七条の二十六第一項の」を「第二十七条の二十二に規定する」に改め、同条第八項中「周波数」の下に「第五号に掲げる無線局にあつては、六千メガヘルツを超えるものに限り。」を加え、同項第二号中「陸上」を「陸上等(陸上及び地表又は水面から五十キロメートル以下の高さの空域をいう。以下同じ。)」に改め、同項に次の一号を加える。

五 同一の周波数を使用する相当数の無線局を一定の区域において一体的に運用するために開設する無線局(当該相当数の無線局の間で行われる通信の最大距離が総務省令で定める距離を超えるもの又は当該一定の区域に総務大臣が公示する区域が含まれるものに限る。)

第十条第二項中「第二十四条の十三第一項」を「第二十四条の十二第一項」に改める。 第十三条第二項中「(以下「義務船舶局」という。及び)」を「及び義務省令で定める船舶地球局(以下「義務船舶局等」という。)並びに」に改める。 第十四条を次のように改める。 (免許記録) 第十四条 総務大臣は、免許を与えたときは、当該免許に係る次に掲げる事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を作成し、総務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨及び義務省令で定める事項を当該免許に係る免許人無線局の免許を受けた者をいう。以下同じ。)に通知するとともに、当該電磁的記録に記録されている事項を、当該免許の有効期間中、当該免許人が閲覧することができる状態に置かなければならない。 一 免許の年月日及び免許の番号 二 免許人の氏名又は名称及び住所 三 無線局の種類 四 無線局の目的(主たる目的及び従たる目的を有する無線局にあつては、その主従の区別を含む。) 五 通信の相手方及び通信事項 六 無線設備の設置場所 七 免許の有効期間 八 識別信号 九 電波の型式及び周波数 十 空中線電力 十一 運用許容時間 2 総務大臣は、基幹放送局の免許を与えたとき	きは、前項の規定にかかわらず、当該免許に係る次に掲げる事項を記録した電磁的記録を作成し、総務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨及び義務省令で定める事項を当該免許に係る免許人に通知するとともに、当該電磁的記録に記録されている事項を、当該免許の有効期間中、当該免許人が閲覧することができる状態に置かなければならない。 一 前項各号(基幹放送のみをする無線局にあつては、第五号を除く。)に掲げる事項 二 放送区域 三 特定地上基幹放送局にあつては、放送事項 四 他人の地上基幹放送の業務の用に供する無線局にあつては、当該他人の氏名又は名称 第十四条の次に次の一条を加える。 (証明書の交付) 第十四条の二 免許人は、総務省令で定めるところにより、総務大臣に対し、前条又は第二十七条の五第二項の規定により作成された当該免許に係る電磁的記録(以下「免許記録」という。)に記録されている事項を証明した書面の交付を請求することができる。 第十八条第二項中「第二十四条の十三第一項」を「第二十四条の十二第一項」に改める。 第二十一条を次のように改める。 (免許記録の変更等) 第二十一条 総務大臣は、次に掲げる場合には、免許記録を変更し、当該免許記録に係る免許人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならぬ。 一 第十七条第一項、前条第二項から第五項まで若しくは第二十七条の八の規定による許可をしたとき、第十七条第二項若しくは前条第九項の規定による届出があつたと	き、第十九条若しくは第二十七条の九の規定による指定の変更をしたとき、又は第二十七条の六第一項の規定による期限の延長をしたとき。 二 次項の規定による届出があつたとき。 2 免許人は、前項第一号に掲げる場合に該当しない場合において、免許記録に記録した事項に変更を生じたときは、総務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。 第二十四条の見出しを「(免許の失効の記録)」に改め、同条中「免許人であつた者は、一箇月以内にその免許状を返納しなければを」総務大臣は、当該免許に係る免許記録にその旨を記録しなければならない」に改める。 第二十四条の二第五項第二号中「第二十四条の十三第三項」を「第二十四条の十二第三項」に改める。 第二十四条の四を削る。 第二十四条の三の見出しを「(登録ファイル)」に改め、同条中「登録検査等事業者登録簿を備え、次に掲げる事項を登録しなければを」次に掲げる事項を登録検査等事業者登録ファイルに記録しなければ」に改め、同条に次の一項を加える。 2 総務大臣は、登録検査等事業者について、登録検査等事業者登録ファイルに記録されている事項のうち次に掲げるものをインターネットの利用その他の方法により公表しなければならぬ。 一 登録又はその更新の年月日及び登録番号 二 氏名又は名称及び住所 三 無線設備等の点検の事業のみを行う者にあつては、その旨 第二十四条の三を第二十四条の四とし、第二十四条の二の二を第二十四条の三とする。	第二十四条の五第二項を削る。 第二十四条の十第二号中「第二十四条の五第一項」を「第二十四条の五」に改める。 第二十四条の十一を次のように改める。 (登録の失効の記録) 第二十四条の十一 総務大臣は、第二十四条の三第一項の政令で定める期間を経過したと、第二十四条の九第一項の規定による届出があつたこと又は前条の規定により登録を取り消したことにより第二十四条の二第一項の登録がその効力を失つたときは、登録検査等事業者登録ファイルにその旨を記録しなければならない。 第二十四条の十二を削る。 第二十四条の十三第二項中「第二十四条の三、第二十四条の四第一項及び第二項(第三号を除く。)」を「第二十四条の四第一項」に、「第二十四条の十一の」を「前条の」に、「第二十四条の四第三項、」を「第二十四条の四第二項(第三号を除く。及び)」に、「第二十四条の八まで、第二十四条の九第一項及び前条を」第二十四条の九まで(同条第二項を除く。に改め、「及び第四号」と、)の下に「同項第四号中を加え、「第二十四条の三」中を「第二十四条の四第一項」に、「登録検査等事業者登録簿」とあるのは「登録外国点検事業者登録簿」と、を「登録検査等事業者登録ファイル」とあるのは「登録外国点検事業者登録ファイル」と、同項第一号中」に改め、「及び」と、)の下に「同項第二号中を加え、「第二十四条の四第一項中」又はその更新をしたとき」とあるのは「を」としたとき」と、同条第二項第一号中」を「同条第二項中「登録検査等事業者登録ファイル」とあるのは「登録外国点検事業者登録ファイル」と、同項第一号中」に、「第二十四条の七中「命ずる」とあるのは「請求する」と、同条第一項」を「第二十四条の七第一項」に、「同条第二項
---	---	--	---

「検査又は点検」とあるのは「点検」と、第二十四条の十一中「第二十四条の二の二第一項若しくは第二十四条の九第二項」とあるのは「第二十四条の九第二項」と、「前条」とあるのは「第二十四条の十三第三項」と、前条中「第二十四条の二の二第二項若しくは第二十四条の九第二項」とあるのは「第二十四条の九第二項」と、「第二十四条の十」とあるのは「次条第三項」を「命ずる」とあるのは「請求する」と、同条第二項中「検査又は点検」とあるのは「点検」と、「命ずる」とあるのは「請求する」と、前条中「第二十四条の三第一項の政令で定める期間を経過した」と、第二十四条の九第一項」とあるのは「第二十四条の九第一項」と、「前条」とあるのは「次条第三項」と、「登録検査等事業者登録ファイル」とあるのは「登録外国点検事業者登録ファイル」に改め、同条第三項第二号中「第二十四条の五第一項」を「第二十四条の五」に改め、同条を第二十四条の十二とする。 第二十五条第一項中「免許状に記載された」を「免許記録に記載されている」に、「第十四条第二項各号」を「第十四条第一項各号」に、「第二十七条の二十五第一項の登録状に記載された」を「第二十七条の二十三に規定する登録記録に記載されている」に、「第二十七条の二十五第二項に規定する」を「第二十七条の二十二各号に掲げる」に改める。 第二十七条の二第二号中「陸上」を「陸上等」に改める。 第二十七条の五第二項中「ときは、」の下に「当該包括免許に係る」を加え、「記載した免許状を交付する」を「記録した電磁的記録を作成し、総務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨及び総務省令で定める事項を当該包括免許に係る包括免許人（包括免許を受けた者をいう。以下同じ。）に通知するとともに、当該電磁的記	録に記載されている事項を、当該包括免許の有効期間中、当該包括免許人が閲覧することができ、状態に置かなければならない」に改め、同項第二号中「（包括免許を受けた者をいう。以下同じ。）を削る。 第二十七条の七中「免許状に記載された」を「免許記録に記載されている」に改める。 第二十七条の十二第一項中「陸上」を「陸上等」に改め、同条第三項第二号中「以下」の下に「この条、第二十七条の十九及び第二十七条の二十において」を加える。 第二十七条の十四第八項中「含む」の下に「第二十七条の二十の三第十項において同じ」を加える。 第二十七条の十五第三項から第五項までの規定中「認定開設者」を「認定特定基地局開設者」に改める。 第二十七条の十六の見出しを「（開設計画の認定の取消し等）」に改め、同条第一項から第六項までの規定中「認定開設者」を「認定特定基地局開設者」に改め、同条第七項中「認定開設者」を「認定特定基地局開設者」に改め、「（認定の下に」、第二十七条の二十の三第七項の認定を加え、同条第八項中「認定開設者」を「認定特定基地局開設者」に改める。 第二十七条の十七の見出し中「合併等」を「承継」に改め、同条中「認定開設者」を「認定特定基地局開設者」に改め、「第二十七条の十七において準用する」を削る。 第二十七条の十八及び第二十七条の十九（見出しを含む。）中「認定開設者」を「認定特定基地局開設者」に改める。 第二章第一節に次の五条を加える。 （特定高周波数無線局の開設に係る価額競争実施指針） 第二十七条の二十の二 総務大臣は、第六条第
八項第五号に掲げる無線局（同項の総務省令で定めるものを除く。）であつて同項の規定により公示する周波数を使用するもの（以下「特定高周波数無線局」という。）について、次条第七項の認定を受けることができる者を価額競争（参加者に入札又は競りの方法により納付する意思のある金銭の額の申出をさせ、最も高い価額を申し出た参加者を落札者として決定する手続をいう。以下同じ。）により決定することが電波の公平かつ能率的な利用を確保するために有効であると認めるときは、価額競争の実施に関する指針（以下「価額競争実施指針」という。）を定めることができる。 2 価額競争実施指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 価額競争実施指針の対象とする特定高周波数無線局の範囲に関する事項 二 周波数割当計画に示される割り当てることが可能である周波数のうち当該特定高周波数無線局に使用させることとする周波数及び当該周波数を使用させることとする区域（以下この号及び次条において「周波数の使用区域」という。）その他の当該周波数の使用に関する事項（次のイ又はロに掲げる場合には、当該イ又はロに定める事項を含む。） イ その周波数の全部又は一部を当該特定高周波数無線局以外の無線局が現に使用している場合であつて、当該周波数について周波数割当計画において使用の期限が定められているとき 当該周波数及び当該期限の満了の日 ロ その周波数の全部又は一部を当該周波数の使用区域内において当該特定高周波数無線局以外の無線局が現に使用している場合であつて、当該周波数について周	波数割当計画において使用の期限が定められていないとき 当該周波数及び当該周波数の使用の期限の満了の日 三 当該特定高周波数無線局を開設しようとする者の区分（その者により既に開設されている無線局が現に使用している周波数の幅の合計その他の事項を勘案して定めるものをいう。）ごとに当該区分に属する者が開設する当該特定高周波数無線局に使用させることとする周波数の幅の上限に関する事項 四 次に掲げるものその他の価額競争の実施方法 イ 第五条第三項各号に掲げる者のいずれにも該当しないことその他の価額競争の参加者の資格 ロ 保証金を提供させる場合にあつては、提供すべき保証金の額、保証金の提供の方法及び期限、保証金の返還の手続その他保証金に関する事項 ハ 価額競争において申し出た金銭の額が一定の額以上であることを落札者の要件とする場合にあつては、当該一定の額 二 価額競争を入札の方法により実施する場合にあつては、最も高い価額を申し出た参加者が二以上ある場合の落札者の決定方法 ホ 落札金（価額競争における落札者が納付すべき金銭をいう。以下同じ。）の提供の方法及び期限その他落札金に関する事項 五 特定高周波数無線局の開設の期限（一以上の特定高周波数無線局を最初に開設する期限をいう。） 六 次条第十項に規定する認定特定高周波数無線局開設者が遵守しなければならない条件

七 前各号に掲げるもののほか、価額競争の実施に必要な事項 三 総務大臣は、価額競争実施指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。 (価額競争の実施及び特定高周波数無線局の開設の認定等) 第二十七条の二十の三 第七項の認定を受けるため価額競争に参加しようとする者は、総務大臣が公示する一月を下らない期間内に、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。 一 氏名又は名称及び住所並びに法人又は団体にあつては、その代表者の氏名 二 開設しようとする特定高周波数無線局の範囲 三 希望する周波数の範囲及び周波数の使用区域 四 その他総務省令で定める事項 二 前項の申請書には、総務省令で定めるところにより、価額競争実施指針に定める価額競争の参加者の資格を有することを証する書面を添付しなければならない。 三 総務大臣は、第一項の申請があつたときは、その申請が次の各号のいずれにも適合しているかどうかを審査しなければならない。 一 その申請の内容が価額競争実施指針に照らし適切なものであること。 二 その申請をした者が価額競争実施指針に定める価額競争の参加者の資格を有すること。 四 総務大臣は、前項の規定による審査の結果に基づいて、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を第一項の申請をした者に通知しなければならない。	一 その申請の内容が前項各号のいずれにも適合していると認める場合 価額競争に参加することができる旨 二 その申請の内容が前項各号のいずれかに適合していないと認める場合 価額競争に参加することができない旨及びその理由 五 前項の規定により価額競争に参加することができる旨の通知を受けた者は、価額競争実施指針の定めるところにより、保証金を提供しなければならない。ただし、価額競争実施指針において保証金の提供を要しないこととした場合は、この限りでない。 六 総務大臣は、前項の規定により保証金を提供した者(同項ただし書に規定する場合にあつては、第四項の規定により価額競争に参加することができる旨の通知を受けた者)を参加者として、価額競争実施指針の定めるところにより、価額競争を実施しなければならない。 七 総務大臣は、前項の規定により実施した価額競争における落札者について、周波数及び周波数の使用区域を指定して、特定高周波数無線局を開設することができる旨の認定をするものとする。 八 前項の認定の有効期間は、当該認定の日から起算して十年(前条第二項第二号イ又はロに定める周波数を使用する特定高周波数無線局に係る前項の認定にあつては、二十年)を超えない範囲内において総務省令で定める。 九 総務大臣は、第七項の認定をしたときは、当該認定をした日及び認定の有効期間、同項の規定により指定した周波数及び周波数の使用区域(以下この条及び次条においてそれぞれ「指定周波数」及び「指定区域」という。)その他総務省令で定める事項を公示するものとする。	10 第七項の認定を受けた者(以下「認定特定高周波数無線局開設者」という。)は、価額競争実施指針に定める納付の期限までに落札金を現金をもつて国に納付しなければならない。 11 認定特定高周波数無線局開設者は、第一項第一号又は第四号に掲げる事項に変更(同号に掲げる事項の変更であつて、総務省令で定める軽微なものを除く。)があつたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。 12 認定特定高周波数無線局開設者は、次の各号のいずれかに該当するときは、指定周波数又は指定区域の変更を申請することができる。 一 当該指定周波数又は指定区域の一部に係る特定高周波数無線局を開設せず、又は運用しないこととなつたとき。 二 混信の除去その他特定高周波数無線局の円滑な開設を図るため特に必要があるとき。 13 総務大臣は、前項の規定による申請があつた場合において、電波の公平かつ能率的な利用を確保するために相当であると認めるときは、指定周波数又は指定区域を変更することができる。この場合においては、第九項の規定を準用する。 (特定高周波数無線局の開設の認定の取消し等) 第二十七条の二十の四 総務大臣は、認定特定高周波数無線局開設者が次の各号のいずれかに該当するときは、その前条第七項の認定を取り消すことができる。 一 正当な理由がないのに、当該認定に係る価額競争実施指針に定める納付の期限までに落札金を納付していないとき。 二 第二十七条の二十の二第二項第五号に規	定する開設の期限までに特定高周波数無線局を開設しないとき。 三 第二十七条の二十の二第二項第六号の条件に違反したと認めるとき。 四 不正な手段により前条第七項の認定を受け、又は同条第十三項の規定による指定周波数若しくは指定区域の変更を行つたとき。 五 認定特定高周波数無線局開設者が第五条第三項第一号に該当するに至つたとき。 二 総務大臣は、前項(第五号を除く。)の規定により認定の取消しをしたときは、当該認定特定高周波数無線局開設者であつた者が受けている他の前条第七項の認定、第二十七条の十四第一項の認定又は無線局の免許等を取り消すことができる。 三 認定特定高周波数無線局開設者は、指定周波数及び指定区域(以下この項及び第二十七条の二十の六において「指定周波数等」という。)の全部に係る特定高周波数無線局を開設せず、又は運用しないこととなつたため指定周波数等に係る前条第七項の認定を受けている必要がなくなつたときは、総務大臣に対し、当該認定を取り消すべき旨の申請をすることができる。 四 総務大臣は、前項の規定による申請があつたときは、総務省令で定める特別の事情がある場合を除き、当該申請に係る前条第七項の認定及び当該認定に係る特定高周波数無線局の免許を取り消すものとする。 五 総務大臣は、第一項、第二項又は前項の規定による処分をしたときは、理由を記載した文書をその認定特定高周波数無線局開設者に送付しなければならない。 (承継に関する規定の準用) 第二十七条の二十の五 第二十条第一項から第
---	--	---	---

第三十八条の十一第一項中「(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)」を削り、「第百十六条第二十三号」を「第百十六条第二十一号」に改める。

第三十八条の十九中「第二十四条の三及び」を「第二十四条の四第一項及び」に、「第二十四条の三中」を「同項中」に、「登録検査等事業者登録簿」を「登録検査等事業者登録ファイル」に、「登録証明機関登録簿」と、「登録証明機関登録ファイル」と、同項第二号中に、「第二十四条の二の二第一項若しくは第二十四条の九第二項」とあるのは「第三十八条の四第一項若しくは第三十八条の十六第二項」を「第二十四条の三第一項」とあるのは「第三十八条の四第一項」と、「第二十四条の九第一項の規定による届出があつたこと」とあるのは「登録証明機関が技術基準適合証明の業務の全部を廃止したこと」に改め、「若しくは第二項」との下に、「登録検査等事業者登録ファイル」とあるのは「登録証明機関登録ファイル」とを加える。

第三十八条の三十一第四項中「第二十四条の十三第三項」を「第二十四条の十二第三項」に改め、「あり、及び第三十八条の二十二第一項中「登録証明機関」とを削り、「承認証明機関」との下に、「同条第三項」を加え、「第三十八条の八第一項、」を「第三十八条の八第一項並びに」に改め、「並びに第三十八条の十五第一項、」を「第三十八条の二十一第一項及び第三十八条の二十二第一項及び、第三十八条の二十一第二項及び第三項並びに第三十八条の二十二第二項」を削り、「請求」との下に、「第三十八条の十五第一項中「登録」とあるのは「承認」と、第三十八条の二十一第一項中「命ずる」とあるのは

「請求する」と、同条第二項及び第三項中「命令」とあるのは「請求」と、第三十八条の二十二第一項中「登録証明機関」とあるのは「承認証明機関」と、「命ずる」とあるのは「請求する」と、同条第二項中「命令」とあるのは「請求」とを加える。

第三十八条の四十第二項中「第二十四条の十三第三項」を「第二十四条の十二第三項」に改める。

第三十八条の四十一の見出しを「登録ファイル」に改め、同条中「登録修理業者登録簿を備え、次に掲げる事項を登録しなければ」を「次に掲げる事項を登録修理業者登録ファイルに記録しなければ」に改める。

第三十八条の四十二第三項中「第二十四条の十三第三項」を「第二十四条の十二第三項」に改める。

第三十八条の四十八中「第二十四条の二の二第一項若しくは第二十四条の九第二項」を「第二十四条の三第一項の政令で定める期間を経過したこと、第二十四条の九第一項」に、「第三十八条の四十六第二項」を「第三十八条の四十六第一項」に改め、「第三十八条の四十七」とあるのは「登録検査等事業者登録ファイル」とあるのは「登録修理業者登録ファイル」とを加える。

第五十条第一項中「義務船舶局」を「義務船舶局等」に改める。

第五十二条中「免許状に記載された」を「免許記録に記載されている」に改める。

第五十三条中「免許状又は第二十七条の二十五第一項の登録状」を「免許記録又は登録記録」に、「免許状等」を「免許記録等」に、「記載された」を「記録されている」に改める。

第五十四条第一号中「免許状等に記載された」を「免許記録等に記載されている」に改める。

第五十五条中「免許状に記載された」を「免許記録に記載されている」に改める。

第七十条の九第一項ただし書中「第二十七条の二十三第二項各号第二号を除く。」のいづれかを「第二十七条の二十四第二項第一号又は第三号」に改める。

第七十一条の二第一項中「次に」を「次の各号に」に、「第三号に規定する周波数又は空中線電力の変更に係る無線設備の変更の」を「当該各号に定める」に改め、同項各号を次のように改める。

一 次のイからハまでのいづれにも該当すること ハに規定する周波数若しくは空中線電力の変更又は代替有線設備への変更に係る無線設備の変更の工事

イ 特定の無線局区分(無線通信の態様、無線局の目的及び無線設備についての第三章に定める技術基準を基準として総務省令で定める無線局の区分をいう。以下同じ。)の周波数の使用に関する条件として周波数割当計画等の変更の公示の日から起算して十年を超えない範囲内で周波数の使用の期限を定めるとともに、当該無線局区分(以下この号において「旧割当区分」という。)に割り当てることが可能である周波数(以下この号において「割当変更周波数」という。)を旧割当区分以外の無線局区分にも割り当てることとするものであること。

ロ 割当変更周波数の割当てを受けることができる無線局区分のうち旧割当区分以外のもの(ハにおいて「新割当区分」という。)に旧割当区分と無線通信の態様及び無線局の目的が同一である無線局区分(以下このロにおいて「同一目的区分」という。)があるときは、割当変更周波数に占める同一目的区分に割り当てることが可能である周波数の割合が、四分の三以下であること。

下であること。

ハ 新割当区分の無線局のうち周波数割当計画等の変更の公示と併せて総務大臣が公示するもの(以下このハ及び第百三条の二第九項において「第一号新規開設局」という。)の免許の申請に対して、当該周波数割当計画等の変更の公示の日から起算して五年以内に割当変更周波数を割り当てることができるものであること。

と。この場合において、当該周波数割当計画等の変更の公示の際現に割当変更周波数の割当てを受けている特定の無線局区分の無線局(以下「第一号既開設局」という。)が第一号新規開設局にその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないようにするため、あらかじめ、第一号既開設局の周波数若しくは空中線電力の変更(第一号既開設局の目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内の変更に限り、周波数の変更にあつては割当変更周波数の範囲内の変更に限る。)又は第一号既開設局の無線設備の代替有線設備(無線設備の機能を有線通信により代替する設備をいう。次号において同じ。)への変更をすることが可能なものであること。

二 次のイ及びロのいづれにも該当すること ロに規定する共同利用促進設備又は代替有線設備への変更に係る無線設備の変更の工事

イ 特定の無線局区分の周波数の使用に関する条件として周波数割当計画等の変更の公示の日から起算して十年を超えない範囲内で共同利用促進設備(周波数の共同利用を促進する技術を用いた無線設備をいう。以下同じ。)以外の無線設備の使

用の期限を定めるとともに、当該無線局区分に割り当てることが可能な周波数（口において「共同利用周波数」という。）を非同一目的区分（当該無線局区分と無線通信の態様及び無線局の目的が同一である無線局区分以外の無線局区分をいう。口において同じ。）にも割り当てることができるものであること。

口 非同一目的区分の無線局のうち周波数割当計画等の変更の公示と併せて総務大臣が公示するもの（以下この口において「第二号新規開設局」という。）の免許の申請に対して、当該周波数割当計画等の変更の公示の日から起算して五年以内に共同利用周波数を割り当てることができるものがあること。この場合において、当該周波数割当計画等の変更の公示の際現に共同利用周波数の割当てを受けている特定の無線局区分の無線局（以下

この口及び第七十一条の四第一項において「第二号開設局」という。）が第二号新規開設局にその運用を阻害するような通信その他の妨害を与えないようにするため、あらかじめ、第二号開設局の無線設備の共同利用促進設備又は代替有線設備への変更をすることが可能なものであること。

第七十一条の三の二第五項中「第二十四条の十三第三項」を「第二十四条の十三第三項」に改め、同条第六項中「登録周波数終了対策機関登録簿に次に掲げる事項を記載して」を「次に掲げる事項を登録周波数終了対策機関登録ファイルに記録して」に改め、同条第十一項中「場合において」の下に「これらの規定中「技術基準適合証明の業務」とあるのは「特定周波数終了対策業務」と読み替えるほか」を加え、同項の表第二十四条の十一の項及び第三十八条の五第一項の項を次のように改める。

第七十一条の三の二第十一項の表第三十八条の五第三項、第三十八条の十五第一項、第三十八条の十七第二項各号列記以外の部分及び第三項並びに第三十八条の十八第二項及び第三項の項を削り、同表第三十八条の十七第二項第一号の項中「第七十一条の三の二第十一項において準用する」を削り、同表第三十八条の十七第二項第二号の項中「第七十一条の三の二第十項又は同条第十一項において準用する第二十四条の七第一項若しくは第三十九条の五第二項」を「第二十四条の七第一項、第三十九条の五第二項又は第七十一条の三の二第十項」に改める。

第七十一条の三の二第二十一項の表第三十八条の十八第一項の項を次のように改める。

第三十八条の十八第一項	
総務大臣は、第三十八条の二の二第一項の登録を受ける者がいないとき、又は	総務大臣は、
第三十八条の十六第一項	第三十九条の十第一項
場合若しくは	場合又は

第七十一条の四第一項中「免許人」の下に「共同利用促進設備への変更に係る無線設備の変更の工事に要する費用に充てるための給付金の交付の決定を受けた第二号開設局の免許人を除く」を加え、「又は」を「若しくは」に、「申請しなればを」を「申請し、又は無線局を廃止しなれば」に改め、同条第三項中「開設局」を「第一号開設局」に改める。

第七十三条第四項中「第二十四条の十三第一項」を「第二十四条の十二第一項」に改める。

第七十六条第八項中「開設計画」を「第二十七条の十四第一項の認定、第二十七条の二十の三第七項の認定」に改める。

第七十六条の三第三項中「開設指針」の下に「若しくは価額競争実施指針」を、「第二十七条の十二第三項第二号口」の下に「若しくは第二十七条の二十の二第二項第二号口」を加える。

第七十九条の十一第一項第一号中「免許申請期間」の下に「同項第五号（通信の最大距離）」を、「認定の取消し猶予に係る勘案事項」の下に「第二十七条の二十の三第八項（特定高周波

数無線局の開設の認定の有効期間）、第二十七条の二十の四第四項（特定高周波数無線局の開設の認定の取消しに係る特別の事情）を加え、「第二十七条の二十四」を「第二十七条の二十五」に、「義務船舶局の」を「義務船舶局等の」に改め、「業務の実施」の下に「第百二条の十九第一項（相当数の無線局を開設している者の定めに係るものに限る。）（国の機関等による申請等の特例）」を加え、同項第二号中「第七条第三項」を「第六条第八項第五号の規定により公示する区域の決定又は変更、第七条第三項」に改め、「要否の決定」の下に「第二十七条の二十の二第一項の価額競争実施指針の制定又は変更」を加え、同項第三号中「第七項の規定による開設計画」を「第七項の規定による第二十七条の十四第一項」に、「同項の規定による無線局の免許等の取消し」を「第二十七条の十六第七項の規定による第二十七条の二十の三第七項の認定若しくは無線局の免許等の取消し、第二十七条の二十の四第一項若しくは第二項の規定による第二十七条の二十の三第七項の認定の取消し、第二十

第二十四条の十一	
第二十四条の三第一項の政令で定める期間を経過したこと、第二十四条の九第一項の規定による届出があつたこと	第七十一条の三の二第七項の政令で定める期間を経過したこと、第三十九条の十第一項の規定により登録周波数終了対策機関が特定周波数終了対策業務の全部を廃止したこと
前条	第三十八条の十七第一項若しくは第二項
第二十四条の二第一項	第七十一条の三の二第一項
登録検査等事業者登録ファイル	登録周波数終了対策機関登録ファイル
第三十八条の五第一項	
第三十八条の二の二第二項	第七十一条の三の二第二項
受けた者（以下「登録証明機関」という。）	受けた者
登録に係る事業の区分、	登録に係る

七条の二十の四第二項の規定による第二十七条の十四第一項の認定若しくは無線局の免許等の取消しに、「開設計画若しくは無線設備等保守規程の認定の取消し、同条第六項」を「第二十七条の十四第一項の認定、第二十七条の二十の三第七項の認定若しくは無線設備等保守規程の認定の取消し、第七十六条第六項」に改める。 第百条第五項中「及び第二項(免許状)」を「(免許記録)、第十四条の二(証明書)の交付に」、「免許状の訂正を「免許記録の変更等」に」、「免許状の返納」を「免許の失効の記録」に改める。 第百二条の二第一項中「二」を「いずれかに」に、「地上投影面」を「地上又は水上への投影面」に改める。 第百二条の三第一項中「二」を「いずれかに」に、「行なう」を「行う」に、「敷地」を「設置場所」に、「地表面」を「地表又は水面」に、「こえる部分」を「超える部分」に改め、同項第一号中「地表からの高さが三十一メートルをこえる建築物」を「地表又は水面からの高さが三十一メートルを超える建築物」に、「こえる場合」を「超える場合」に、「こえるもの」を「超えるもの」に改める。 第百二条の五第三項中「敷地」を「設置場所」に、「行なう」を「行う」に改める。 第百二条の十八の次に次の一条を加える。 (国の機関等による申請等の特例) 第百二条の十九 国の機関、独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人及び包括免許人その他の相当数の無線局を開設している者として総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる手続については、当該各号に規定する規定において当該手続を書面等(書面、書類、文書その他の文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。)により行うこととされているかどうかにかかわらず、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める電子情報処理組織を使用する方法により行わなければならない。 一 第六条第一項から第七項までの規定による免許の申請 二 第八条第二項の規定による期限の延長の申請 三 第九条第一項の規定による許可の申請 四 第九条第二項の規定による変更の届出 五 第九条第四項の規定による許可の申請 六 第九条第五項の規定による変更の届出 七 第十条第一項の規定による落成の届出(同条第二項の書類の提出を含む。) 八 第十四条の二の規定による書面の交付の請求 九 第十六条第一項の規定による運用開始の届出 十 第十六条第二項の規定による休止期間又はその変更の届出 十一 第十七条第一項の規定による許可の申請 十二 第十七条第二項の規定による変更の届出 十三 第十八条第二項の規定による書類の提出 十四 第十九条の規定による変更の申請 十五 第二十条第二項から第五項まで(これらの規定を同条第十項において準用する場合を含む。)の規定による許可の申請 十六 第二十条第九項(同条第十項において準用する場合を含む。)の規定による承継の届出 十七 第二十一条第二項の規定による変更の届出			他の有体物をいう。)により行うこととされているかどうかにかかわらず、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める電子情報処理組織を使用する方法により行わなければならない。 一 第六条第一項から第七項までの規定による免許の申請 二 第八条第二項の規定による期限の延長の申請 三 第九条第一項の規定による許可の申請 四 第九条第二項の規定による変更の届出 五 第九条第四項の規定による許可の申請 六 第九条第五項の規定による変更の届出 七 第十条第一項の規定による落成の届出(同条第二項の書類の提出を含む。) 八 第十四条の二の規定による書面の交付の請求 九 第十六条第一項の規定による運用開始の届出 十 第十六条第二項の規定による休止期間又はその変更の届出 十一 第十七条第一項の規定による許可の申請 十二 第十七条第二項の規定による変更の届出 十三 第十八条第二項の規定による書類の提出 十四 第十九条の規定による変更の申請 十五 第二十条第二項から第五項まで(これらの規定を同条第十項において準用する場合を含む。)の規定による許可の申請 十六 第二十条第九項(同条第十項において準用する場合を含む。)の規定による承継の届出 十七 第二十一条第二項の規定による変更の届出
	十八 第二十二条の規定による廃止の届出 十九 第二十七条の三の規定による免許の申請 二十 第二十七条の六第二項の規定による運用の開始の届出 二十一 第二十七条の六第三項の規定による開設若しくは変更又は廃止の届出 二十二 第二十七条の八第一項の規定による許可の申請 二十三 第二十七条の九の規定による変更の申請 二十四 第二十七条の十第一項の規定による廃止の届出 二十五 第二十七条の二十一の規定による登録の申請 二十六 第二十七条の二十三の規定による書面の交付の請求 二十七 第二十七条の二十六第一項の規定による変更登録の申請 二十八 第二十七条の二十六第四項の規定による変更の届出 二十九 第二十七条の二十七第二項(第二十七条の三十七第二項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定による承継の届出 三十 第二十七条の二十九第一項の規定による廃止の届出 三十一 第二十七条の三十二の規定による登録の申請 三十二 第二十七条の三十三第一項の規定による変更登録の申請 三十三 第二十七条の三十三第四項の規定による変更の届出 三十四 第二十七条の三十四の規定による開設の届出 三十五 第二十七条の三十五の規定による変更の届出		更の届出 三十六 第七十三条第三項又は第四項の規定による証明書又は書類の提出 2 前項の規定により行われた同項各号に掲げる手続は、総務省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に総務大臣に到達したものとみなす。 3 第一項の規定は、同項各号に掲げる手続を行おうとする者が総務省の使用に係る電子計算機の故障その他その責めに帰することができない事由により、電子情報処理組織を使用する方法により当該手続を行うことができない場合には、適用しない。 第百三条第一項第二十五号中「前条第一項」を「第百二条の十八第一項」に改め、同条第二十六号とし、同条第二十四号を第二十五号とし、第二十三号を第二十四号とし、同条第二十二号中「免許状、登録状、登録証」を削り、同条を同項第二十三号とし、同条第二十一号を第二十二号とし、第五号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、同条第四号中「第二十四条の二の二第一項」を「第二十四条の三第一項」に改め、同条を同項第五号とし、同条第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。 三 第十四条の二又は第二十七条の二十三の規定による書面の交付を請求する者 第百三条第二項中「第六号、第八号又は第九号」を「第七号、第九号又は第十号」に改める。 第百三条の二第三項中「認定開設者」を「認定特定基地局開設者」に改め、同条第四項第二号中「並びに免許状等に記載しなければ」を「記載しなければならぬ事項並びに免許記録等に記録しなければ」に改め、同条第五項及び第六項中「三百六十円」を「二百八十円」に、「四百円」を「二百九十円」に改め、同条第九項中「既開設局」を「第一号既開設局」に、「特定新規開設局」を「第一号新規開設局」に改める。

第百三条の六を第百三条の七とし、第百三条の五を第百三条の六とし、第百三条の四の次に次の一条を加える。

(落札金の使途)

第百三条の五 政府は、毎会計年度、当該年度の落札金収入(第二十七条の二十の第三十項の規定により納付される落札金の収入をいう。次項において同じ。)の見込額に相当する金額を、予算で定めるところにより、総務大臣が専ら六千メガヘルツを超える周波数の電波の能率的な利用の増進を目的として行う次に掲げる事務の処理に要する費用(以下この条において「特定高周波数対策費用」という。)の財源に充てるものとする。ただし、その金額が当該年度の特定高周波数対策費用の予算額を超えると認められるときは、当該超える金額については、この限りでない。

一 第二十七条の二十の第三六項の規定による価額競争の実施又はその企画

二 特定高周波数無線局に現に割り当てている又は将来割り当てることが見込まれる周波数(次号において「特定高周波数無線局用周波数」という。)を現に使用している無線局の周波数の変更に係る無線設備の変更の工事に要する費用に充てるための給付金の支給その他当該変更に必要な援助として総務省令で定めるもの

三 特定高周波数無線局用周波数を現に使用している無線局の無線設備の共同利用促進設備への変更その他の特定高周波数無線局用周波数における電波の能率的な利用に資する技術を用いた無線設備の導入(特定高周波数無線局との共同利用を目的として行われるものに限る。)の工事に要する費用に充てるための給付金の支給その他当該導入に必要な援助として総務省令で定めるもの

2 政府は、当該会計年度に要する特定高周波数対策費用に照らして必要があると認められるときは、当該年度の落札金収入の予算額のほか、当該年度の前年度以前の各年度の落札金収入の決算額(当該年度の前年度については、予算額に相当する金額を合算した額から当該年度の前年度以前の各年度の特定高周波数対策費用の決算額(当該年度の前年度については、予算額)を合算した額を控除した額に相当する金額の全部又は一部を、予算で定めるところにより、当該年度の特定高周波数対策費用の財源に充てるものとする。

第百四条第一項中「(平成十一年法律第百三十一号)を削る。

第百九条の三の次に次の二条を加える。

第百九条の四 国の職員が、第二十七条の二十の第三六項の規定による価額競争の実施に関し、その職務に反し、当該価額競争に参加しようとする者に談合を唆すこと、当該価額競争に参加しようとする者に当該価額競争に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該価額競争の公正を害すべき行為を行つたときは、五年以下の拘禁刑又は二百五十万円以下の罰金に処する。

第百九条の五 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 偽計又は威力を用いて、第二十七条の二十の第三六項の規定による価額競争の公正を害すべき行為をしたとき。

二 第二十七条の二十の第三六項の規定による価額競争につき、公正な価額を害し又は不正な利益を得る目的で、談合したとき。

第百十四条第二号中「第百十条」を「第百九条の五、第百十条」に改める。

第百十六条第五号中「第二十七条の十七」の下に「第二十七条の二十の五」を加え、同条第七号を削り、同条第八号中「第二十四条の五第一項を」第二十四条の五に改め、同条を同条第七号とし、同条中第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、第十一号を削り、第十二号を第十号とし、第十三号を第十一号とし、第十四号を第十二号とし、第十五号を第十三号とし、同条の次に次の一号を加える。

十四 第二十七条の二十の第三十一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第百十六条中第十六号を第十五号とし、第十七号を第十六号とし、第十八号を第十七号とし、

し、第十九号を削り、第二十号を第十八号とし、第二十一号から第三十二号までを二号ずつ繰り上げる。

附則第十五項中「地上基幹放送又は」を「地上基幹放送若しくは」に改め、「用いられる電気通信設備」の下に「又は電気通信業務用基地局に係る電気通信設備」を加え、「当該業務」を「これらの電気通信設備を用いる業務」に、「又は同法」を「若しくは同法」に改め、「第百二十一条第一項の総務省令で定める基準」の下に「又は電気通信事業法第四十一条第一項の総務省令で定める技術基準」を加える。

別表第六を次のように改める。

別表第六(第百三条の二関係)

無線局の区分		金額
一 移動する無線局(二)の項から五の項まで及び八の項に掲げる無線局を除く。二の項において同じ。	航空機局又は船舶局	二百円
	その他のもの	二百円
	航空機局若しくは船舶局又はこれらの無線局が使用する電波の周波数と同一の周波数の電波のみを使用するもの	二百円
その他のもの	使用する電波の周波数の幅が六メガヘルツ以下のもの	三百円
	使用する電波の周波数の幅が六メガヘルツを超え三千六百メガヘルツ以下のもの	七百円
使用する電波の周波数の幅が六メガヘルツを超え十五メガヘルツ以下のもの	空中線電力が〇・〇五ワット以下のもの	二万七千三百円
	空中線電力が〇・〇五ワットを超え〇・五ワット以下のもの	二万七千三百円

三千六百メガヘルツを 超え六千メガヘルツ以下の 電波を使用するもの		使用する電波の周波数の幅が百メガヘルツ以下のもの		使用する電波の周波数の幅が百メガヘルツを超えるもの		六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの			
使用する電波の周波数の幅が十メガヘルツを超え三十メガヘルツ以下のもの		空中線電力が 〇・〇五ワット 以下のもの		空中線電力が 〇・〇五ワット を超えるもの		使用する電波の周波数の幅が三十メガヘルツを超えるもの			
空中線電力が 〇・五ワットを超えるもの		空中線電力が 〇・〇五ワット を超えるもの		空中線電力が 〇・〇五ワット を超えるもの		空中線電力が 〇・五ワットを超えるもの		空中線電力が 〇・五ワットを超えるもの	
千二百円		二百円		二百円		二百円		二百円	
四百七十八万 四千四百円		二百七十三万 三千三百円		六百五十五万 二千円		六千四百円		六千四百円	
二 移動しない無線局であつて、移動する無線局又は携帯して使用するための受信設備と通信を行うために陸上等に開設するもの（六の項及び八の項に掲げる無線局を除く。）									
四百七十メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの		四百七十メガヘルツを 超え三千六百メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの		三千六百メガヘルツを 超え六千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの		六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの		三 人工衛星局（八の項に掲げる無線局を除く。）	
空中線電力が〇・〇一ワット以下のも		空中線電力が〇・〇一ワットを超えるもの		空中線電力が〇・〇一ワットを超えるもの		使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの		人工衛星（地球の赤道を含む平面上の円形の軌道を地球の自転と同一方向に同一周期で回るものを除く。）に開設されるもの（以下この項において「非静止衛星局」という。）であつて、その通信の相手方である無線局又は受信設備との間の通信を行うことができない位置にある間は、当該非静止衛星局と免許人、通信の相手方、周波数及び空中線電力を同じくする他の非静止衛星局が当該通信の相手方である無線局又は受信設備との間の通信を行うこととされているもの	
三千七百円		三千七百円		三千七百円		三千七百円		三十万五千五百円	

[illegible]

三千六百メガヘルツを 超え六千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの									
放送の業務の用に供するもの									
設置場所が第一地域の区域内にあるもの									
設置場所が第二地域の区域内にあるもの									
設置場所が第三地域の区域内にあるもの									
設置場所が第四地域の区域内にあるもの									
使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの									
使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを超え三十メガヘルツ以下のもの									
使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを超えるもの									
設置場所が第一地域の区域内にあるもの		設置場所が第二地域の区域内にあるもの		設置場所が第三地域の区域内にあるもの		設置場所が第四地域の区域内にあるもの		設置場所が第一地域の区域内にあるもの	
円		千五百一十六百円		三百万二千七百円		四十二万九千六百円		二万六千五百円	
八百一十一万六千三百円		四百七万三千二百円		八十三万八千四百円		二十九万九千二百円		二億六千三百六十五万六千円	
一億三千百八十四万二千五百円		二千六百四十万六千三百円							

三千六百メガヘルツを 超え六千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの									
放送の業務の用に供するもの									
設置場所が第一地域の区域内にあるもの									
設置場所が第二地域の区域内にあるもの									
設置場所が第三地域の区域内にあるもの									
設置場所が第四地域の区域内にあるもの									
使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの									
使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを超え三十メガヘルツ以下のもの									
使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを超えるもの									
設置場所が第一地域の区域内にあるもの		設置場所が第二地域の区域内にあるもの		設置場所が第三地域の区域内にあるもの		設置場所が第四地域の区域内にあるもの		設置場所が第一地域の区域内にあるもの	
円		千五百一十六百円		三百万二千七百円		四十二万九千六百円		二万六千五百円	
八百一十一万六千三百円		四百七万三千二百円		八十三万八千四百円		二十九万九千二百円		二億六千三百六十五万六千円	
一億三千百八十四万二千五百円		二千六百四十万六千三百円							

三千六百メガヘルツを 超え六千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの									
放送の業務の用に供するもの									
設置場所が第一地域の区域内にあるもの									
設置場所が第二地域の区域内にあるもの									
設置場所が第三地域の区域内にあるもの									
設置場所が第四地域の区域内にあるもの									
使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの									
使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを超え三十メガヘルツ以下のもの									
使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを超えるもの									
設置場所が第一地域の区域内にあるもの		設置場所が第二地域の区域内にあるもの		設置場所が第三地域の区域内にあるもの		設置場所が第四地域の区域内にあるもの		設置場所が第一地域の区域内にあるもの	
円		千五百一十六百円		三百万二千七百円		四十二万九千六百円		二万六千五百円	
八百一十一万六千三百円		四百七万三千二百円		八十三万八千四百円		二十九万九千二百円		二億六千三百六十五万六千円	
一億三千百八十四万二千五百円		二千六百四十万六千三百円							

三千六百メガヘルツを 超え六千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの									
放送の業務の用に供するもの									
設置場所が第一地域の区域内にあるもの									
設置場所が第二地域の区域内にあるもの									
設置場所が第三地域の区域内にあるもの									
設置場所が第四地域の区域内にあるもの									
使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの									
使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを超え三十メガヘルツ以下のもの									
使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを超えるもの									
設置場所が第一地域の区域内にあるもの		設置場所が第二地域の区域内にあるもの		設置場所が第三地域の区域内にあるもの		設置場所が第四地域の区域内にあるもの		設置場所が第一地域の区域内にあるもの	
円		千五百一十六百円		三百万二千七百円		四十二万九千六百円		二万六千五百円	
八百一十一万六千三百円		四百七万三千二百円		八十三万八千四百円		二十九万九千二百円		二億六千三百六十五万六千円	
一億三千百八十四万二千五百円		二千六百四十万六千三百円							

三千六百メガヘルツを 超え六千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの									
放送の業務の用に供するもの									
設置場所が第一地域の区域内にあるもの									
設置場所が第二地域の区域内にあるもの									
設置場所が第三地域の区域内にあるもの									
設置場所が第四地域の区域内にあるもの									
使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの									
使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを超え三十メガヘルツ以下のもの									
使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを超えるもの									
設置場所が第一地域の区域内にあるもの		設置場所が第二地域の区域内にあるもの		設置場所が第三地域の区域内にあるもの		設置場所が第四地域の区域内にあるもの		設置場所が第一地域の区域内にあるもの	
円		千五百一十六百円		三百万二千七百円		四十二万九千六百円		二万六千五百円	
八百一十一万六千三百円		四百七万三千二百円		八十三万八千四百円		二十九万九千二百円		二億六千三百六十五万六千円	
一億三千百八十四万二千五百円		二千六百四十万六千三百円							

三千六百メガヘルツを 超え六千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの									
放送の業務の用に供するもの									
設置場所が第一地域の区域内にあるもの									
設置場所が第二地域の区域内にあるもの									
設置場所が第三地域の区域内にあるもの									
設置場所が第四地域の区域内にあるもの									
使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの									
使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを超え三十メガヘルツ以下のもの									
使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを超えるもの									
設置場所が第一地域の区域内にあるもの		設置場所が第二地域の区域内にあるもの		設置場所が第三地域の区域内にあるもの		設置場所が第四地域の区域内にあるもの		設置場所が第一地域の区域内にあるもの	
円		千五百一十六百円		三百万二千七百円		四十二万九千六百円		二万六千五百円	
八百一十一万六千三百円		四百七万三千二百円		八十三万八千四百円		二十九万九千二百円		二億六千三百六十五万六千円	
一億三千百八十四万二千五百円		二千六百四十万六千三百円							

三千六百メガヘルツを 超え六千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの									
放送の業務の用に供するもの									
設置場所が第一地域の区域内にあるもの									
設置場所が第二地域の区域内にあるもの									
設置場所が第三地域の区域内にあるもの									
設置場所が第四地域の区域内にあるもの									
使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの									
使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを超え三十メガヘルツ以下のもの									
使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを超えるもの									
設置場所が第一地域の区域内にあるもの		設置場所が第二地域の区域内にあるもの		設置場所が第三地域の区域内にあるもの		設置場所が第四地域の区域内にあるもの		設置場所が第一地域の区域内にあるもの	
円		千五百一十六百円		三百万二千七百円		四十二万九千六百円		二万六千五百円	
八百一十一万六千三百円		四百七万三千二百円		八十三万八千四百円		二十九万九千二百円		二億六千三百六十五万六千円	
一億三千百八十四万二千五百円		二千六百四十万六千三百円							

三千六百メガヘルツを 超え六千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの									
放送の業務の用に供するもの									
設置場所が第一地域の区域内にあるもの									
設置場所が第二地域の区域内にあるもの									
設置場所が第三地域の区域内にあるもの									
設置場所が第四地域の区域内にあるもの									
使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの									
使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを超え三十メガヘルツ以下のもの									
使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを超えるもの									
設置場所が第一地域の区域内にあるもの		設置場所が第二地域の区域内にあるもの		設置場所が第三地域の区域内にあるもの		設置場所が第四地域の区域内にあるもの		設置場所が第一地域の区域内にあるもの	
円		千五百一十六百円		三百万二千七百円		四十二万九千六百円		二万六千五百円	
八百一十一万六千三百円		四百七万三千二百円		八十三万八千四百円		二十九万九千二百円		二億六千三百六十五万六千円	
一億三千百八十四万二千五百円		二千六百四十万六千三百円							

三千六百メガヘルツを 超え六千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの									
放送の業務の用に供するもの									
設置場所が第一地域の区域内にあるもの									
設置場所が第二地域の区域内にあるもの									
設置場所が第三地域の区域内にあるもの									
設置場所が第四地域の区域内にあるもの									
使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの									
使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを超え三十メガヘルツ以下のもの									
使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを超えるもの									
設置場所が第一地域の区域内にあるもの		設置場所が第二地域の区域内にあるもの		設置場所が第三地域の区域内にあるもの		設置場所が第四地域の区域内にあるもの		設置場所が第一地域の区域内にあるもの	
円		千五百一十六百円		三百万二千七百円		四十二万九千六百円		二万六千五百円	
八百一十一万六千三百円		四百七万三千二百円		八十三万八千四百円		二十九万九千二百円		二億六千三百六十五万六千円	
一億三千百八十四万二千五百円		二千六百四十万六千三百円							

三千六百メガヘルツを 超え六千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの									
放送の業務の用に供するもの									
設置場所が第一地域の区域内にあるもの									
設置場所が第二地域の区域内にあるもの									
設置場所が第三地域の区域内にあるもの									
設置場所が第四地域の区域内にあるもの									
使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの									
使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを超え三十メガヘルツ以下のもの									
使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを超えるもの									
設置場所が第一地域の区域内にあるもの		設置場所が第二地域の区域内にあるもの		設置場所が第三地域の区域内にあるもの		設置場所が第四地域の区域内にあるもの		設置場所が第一地域の区域内にあるもの	
円		千五百一十六百円		三百万二千七百円		四十二万九千六百円		二万六千五百円	
八百一十一万六千三百円		四百七万三千二百円		八十三万八千四百円		二十九万九千二百円		二億六千三百六十五万六千円	
一億三千百八十四万二千五百円		二千六百四十万六千三百円							

三千六百メガヘルツを 超え六千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの									
放送の業務の用に供するもの									
設置場所が第一地域の区域内にあるもの									
設置場所が第二地域の区域内にあるもの									
設置場所が第三地域の区域内にあるもの									
設置場所が第四地域の区域内にあるもの									
使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの									
使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを超え三十メガヘルツ以下のもの									
使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを超えるもの									
設置場所が第一地域の区域内にあるもの		設置場所が第二地域の区域内にあるもの		設置場所が第三地域の区域内にあるもの		設置場所が第四地域の区域内にあるもの		設置場所が第一地域の区域内にあるもの	
円		千五百一十六百円		三百万二千七百円		四十二万九千六百円		二万六千五百円	
八百一十一万六千三百円		四百七万三千二百円		八十三万八千四百円		二十九万九千二百円		二億六千三百六十五万六千円	
一億三千百八十四万二千五百円		二千六百四十万六千三百円							

三千六百メガヘルツを 超え六千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの									
放送の業務の用に供するもの									
設置場所が第一地域の区域内にあるもの									
設置場所が第二地域の区域内にあるもの									
設置場所が第三地域の区域内にあるもの									
設置場所が第四地域の区域内にあるもの									
使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの									
使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを超え三十メガヘルツ以下のもの									
使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを超えるもの									
設置場所が第一地域の区域内にあるもの		設置場所が第二地域の区域内にあるもの		設置場所が第三地域の区域内にあるもの		設置場所が第四地域の区域内にあるもの		設置場所が第一地域の区域内にあるもの	
円		千五百一十六百円		三百万二千七百円		四十二万九千六百円		二万六千五百円	
八百一十一万六千三百円		四百七万三千二百円		八十三万八千四百円		二十九万九千二百円		二億六千三百六十五万六千円	
一億三千百八十四万二千五百円		二千六百四十万六千三百円							

三千六百メガヘルツを 超え六千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの									
放送の業務の用に供するもの									
設置場所が第一地域の区域内にあるもの									
設置場所が第二地域の区域内にあるもの									
設置場所が第三地域の区域内にあるもの									
設置場所が第四地域の区域内にあるもの									
使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの									
使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを超え三十メガヘルツ以下のもの									
使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを超えるもの									
設置場所が第一地域の区域内にあるもの		設置場所が第二地域の区域内にあるもの		設置場所が第三地域の区域内にあるもの		設置場所が第四地域の区域内にあるもの		設置場所が第一地域の区域内にあるもの	
円		千五百一十六百円		三百万二千七百円		四十二万九千六百円		二万六千五百円	
八百一十一万六千三百円		四百七万三千二百円		八十三万八千四百円		二十九万九千二百円		二億六千三百六十五万六千円	
一億三千百八十四万二千五百円		二千六百四十万六千三百円							

三千六百メガヘルツを 超え六千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの									
放送の業務の用に供するもの									
設置場所が第一地域の区域内にあるもの									
設置場所が第二地域の区域内にあるもの									
設置場所が第三地域の区域内にあるもの									
設置場所が第四地域の区域内にあるもの									
使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの									
使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを超え三十メガヘルツ以下のもの									
使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを超えるもの									
設置場所が第一地域の区域内にあるもの		設置場所が第二地域の区域内にあるもの		設置場所が第三地域の区域内にあるもの		設置場所が第四地域の区域内にあるもの		設置場所が第一地域の区域内にあるもの	
円		千五百一十六百円		三百万二千七百円		四十二万九千六百円		二万六千五百円	
八百一十一万六千三百円		四百七万三千二百円		八十三万八千四百円		二十九万九千二百円		二億六千三百六十五万六千円	
一億三千百八十四万二千五百円		二千六百四十万六千三百円							

三千六百メガヘルツを 超え六千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの									
放送の業務の用に供するもの									
設置場所が第一地域の区域内にあるもの									
設置場所が第二地域の区域内にあるもの									
設置場所が第三地域の区域内にあるもの									
設置場所が第四地域の区域内にあるもの									
使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの									
使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを超え三十メガヘルツ以下のもの									
使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを超えるもの									
設置場所が第一地域の区域内にあるもの		設置場所が第二地域の区域内にあるもの		設置場所が第三地域の区域内にあるもの		設置場所が第四地域の区域内にあるもの		設置場所が第一地域の区域内にあるもの	
円		千五百一十六百円		三百万二千七百円		四十二万九千六百円		二万六千五百円	
八百一十一万六千三百円		四百七万三千二百円		八十三万八千四百円		二十九万九千二百円		二億六千三百六十五万六千円	
一億三千百八十四万二千五百円		二千六百四十万六千三百円							

三千六百メガヘルツを 超え六千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの									
放送の業務の用に供するもの									
設置場所が第一地域の区域内にあるもの									
設置場所が第二地域の区域内にあるもの									
設置場所が第三地域の区域内にあるもの									
設置場所が第四地域の区域内にあるもの									
使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの									
使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを超え三十メガヘルツ以下のもの									
使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを超えるもの									
設置場所が第一地域の区域内にあるもの		設置場所が第二地域の区域内にあるもの		設置場所が第三地域の区域内にあるもの		設置場所が第四地域の区域内にあるもの		設置場所が第一地域の区域内にあるもの	
円		千五百一十六百円		三百万二千七百円		四十二万九千六百円		二万六千五百円	
八百一十一万六千三百円		四百七万三千二百円		八十三万八千四百円		二十九万九千二百円		二億六千三百六十五万六千円	
一億三千百八十四万二千五百円		二千六百四十万六千三百円							

三千六百メガヘルツを 超え六千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの									
放送の業務の用に供するもの									
設置場所が第一地域の区域内にあるもの									
設置場所が第二地域の区域内にあるもの									
設置場所が第三地域の区域内にあるもの									
設置場所が第四地域の区域内にあるもの									
使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの									
使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを超え三十メガヘルツ以下のもの									
使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを超えるもの									
設置場所が第一地域の区域内にあるもの		設置場所が第二地域の区域内にあるもの		設置場所が第三地域の区域内にあるもの		設置場所が第四地域の区域内にあるもの		設置場所が第一地域の区域内にあるもの	
円		千五百一十六百円		三百万二千七百円		四十二万九千六百円		二万六千五百円	
八百一十一万六千三百円		四百七万三千二百円		八十三万八千四百円		二十九万九千二百円		二億六千三百六十五万六千円	
一億三千百八十四万二千五百円		二千六百四十万六千三百円							

三千六百メガヘルツを 超え六千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの									
放送の業務の用に供するもの									
設置場所が第一地域の区域内にあるもの									
設置場所が第二地域の区域内にあるもの									
設置場所が第三地域の区域内にあるもの									
設置場所が第四地域の区域内にあるもの									
使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの									
使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを超え三十メガヘルツ以下のもの									
使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを超えるもの									
設置場所が第一地域の区域内にあるもの		設置場所が第二地域の区域内にあるもの		設置場所が第三地域の区域内にあるもの		設置場所が第四地域の区域内にあるもの		設置場所が第一地域の区域内にあるもの	
円		千五百一十六百円		三百万二千七百円		四十二万九千六百円		二万六千五百円	
八百一十一万六千三百円		四百七万三千二百円		八十三万八千四百円		二十九万九千二百円		二億六千三百六十五万六千円	
一億三千百八十四万二千五百円		二千六百四十万六千三百円							

三千六百メガヘルツを 超え六千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの									
放送の業務の用に供するもの									
設置場所が第一地域の区域内にあるもの									
設置場所が第二地域の区域内にあるもの									
設置場所が第三地域の区域内にあるもの									
設置場所が第四地域の区域内にあるもの									
使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの									
使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを超え三十メガヘルツ以下のもの									
使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを超えるもの									
設置場所が第一地域の区域内にあるもの		設置場所が第二地域の区域内にあるもの		設置場所が第三地域の区域内にあるもの		設置場所が第四地域の区域内にあるもの		設置場所が第一地域の区域内にあるもの	
円		千五百一十六百円		三百万二千七百円		四十二万九千六百円		二万六千五百円	
八百一十一万六千三百円		四百七万三千二百円		八十三万八千四百円		二十九万九千二百円		二億六千三百六十五万六千円	
一億三千百八十四万二千五百円		二千六百四十万六千三百円							

三千六百メガヘルツを 超え六千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの									
放送の業務の用に供するもの									
設置場所が第一地域の区域内にあるもの									
設置場所が第二地域の区域内にあるもの									
設置場所が第三地域の区域内にあるもの									
設置場所が第四地域の区域内にあるもの									
使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの									
使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを超え三十メガヘルツ以下のもの									
使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを超えるもの									
設置場所が第一地域の区域内にあるもの		設置場所が第二地域の区域内にあるもの		設置場所が第三地域の区域内にあるもの		設置場所が第四地域の区域内にあるもの		設置場所が第一地域の区域内にあるもの	
円		千五百一十六百円		三百万二千七百円		四十二万九千六百円		二万六千五百円	
八百一十一万六千三百円		四百七万三千二百円		八十三万八千四百円		二十九万九千二百円		二億六千三百六十五万六千円	
一億三千百八十四万二千五百円		二千六百四十万六千三百円							

三千六百メガヘルツを 超え六千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの									
放送の業務の用に供するもの									
設置場所が第一地域の区域内にあるもの									
設置場所が第二地域の区域内にあるもの									
設置場所が第三地域の区域内にあるもの									
設置場所が第四地域の区域内にあるもの									
使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの									
使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを超え三十メガヘルツ以下のもの									
使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを超えるもの									
設置場所が第一地域の区域内にあるもの		設置場所が第二地域の区域内にあるもの		設置場所が第三地域の区域内にあるもの		設置場所が第四地域の区域内にあるもの		設置場所が第一地域の区域内にあるもの	
円		千五百一十六百円		三百万二千七百円		四十二万九千六百円		二万六千五百円	
八百一十一万六千三百円		四百七万三千二百円		八十三万八千四百円		二十九万九千二百円		二億六千三百六十五万六千円	
一億三千百八十四万二千五百円		二千六百四十万六千三百円							

三千六百メガヘルツを 超え六千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの									
放送の業務の用に供するもの									
設置場所が第一地域の区域内にあるもの									
設置場所が第二地域の区域内にあるもの									
設置場所が第三地域の区域内にあるもの									
設置場所が第四地域の区域内にあるもの									
使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの									
使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを超え三十メガヘルツ以下のもの									
使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを超えるもの									
設置場所が第一地域の区域内にあるもの		設置場所が第二地域の区域内にあるもの		設置場所が第三地域の区域内にあるもの		設置場所が第四地域の区域内にあるもの		設置場所が第一地域の区域内にあるもの	
円		千五百一十六百円		三百万二千七百円		四十二万九千六百円		二万六千五百円	
八百一十一万六千三百円		四百七万三千二百円		八十三万八千四百円		二十九万九千二百円		二億六千三百六十五万六	

とみなして、この表を適用する。この場合において、九の項に掲げる無線局に係る同表の下欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にかかわらず、当該金額と当該無線局が使用する電波のうち四百七十メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして同表を適用した場合における同表の下欄に掲げる金額とを合算した金額から、三百円を控除した金額とする。

十 四百七十メガヘルツを超え三千六百メガヘルツ以下の周波数及び三千六百メガヘルツを超え六千メガヘルツ以下の周波数のいずれの電波も使用する無線局については、当該無線局が使用する電波のうち四百七十メガヘルツを超え三千六百メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして、この表を適用する。この場合において、次のイ及びロに掲げる無線局に係る同表の下欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にかかわらず、当該金額と当該無線局が使用する電波のうち三千六百メガヘルツを超え六千メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして同表を適用した場合における同表の下欄に掲げる金額とを合算した金額から、当該イ及びロに定める金額を控除した金額とする。

イ 三の項に掲げる無線局 二千三百円

ロ 九の項に掲げる無線局 三百円

十一 前三号の規定にかかわらず、四百七十メガヘルツ以下の周波数、四百七十メガヘルツを超え三千六百メガヘルツ以下の周波数及び三千六百メガヘルツを超え六千メガヘルツ以下の周波数のいずれの電波も使用する無線局については、当該無線局が使用する電波のうち四百七十メガヘルツを超え三千六百メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして、この表を適用する。この場合において、一の項に掲げる無線局に係る同表の下欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にかかわらず、当該金額と、当該無線局が使用する電波のうち四百七十メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして同表を適用した場合における同表の下欄に掲げる金額及び当該無線局が使用する電波のうち三千六百メガヘルツを超え六千メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして同表を適用した場合における同表の下欄に掲げる金額とを合算した金額から、四百円を控除した金額とする。

十二 一の項、二の項及び四の項から六の項までに掲げる無線局のうち広域使用電波を使用する広域開設無線局であるものに係るこの表の下欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にかかわらず、一の項及び二の項に掲げる無線局にあつては二百円、四の項及び六の項に掲げる無線局にあつては四百円、五の項に掲げる無線局にあつては三百円とする。

十三 特定の無線局区分の無線局又は高周波利用設備からの混信その他の妨害について許容することが免許の条件又は周波数割当計画における周波数の使用に関する条件とされている無線局その他のこの表をそのまま適用することにより同等の機能を有する他の無線局との均衡を著しく失することとなると認められる無線局として総務省令で定めるものについては、その使用する電波の周波数の幅をこれの二分の一に相当する幅とみなして、同表を適用する。

別表第七の一の項中「〇・〇二七」を「〇・〇二七三」に改め、同表の二の項中「〇・〇四五九」を「〇・〇四四八」に改め、同表の三の項中「〇・四七〇三」を「〇・四七四五」に改め、同表の四の項中「〇・〇二二七」を「〇・〇二三三」に改め、同表の五の項中「〇・〇一五六」を「〇・〇一五四」に改め、同表の六の項中「〇・一一九六」を「〇・一一九二」に改め、同表の七の項中「〇・一六三六」を「〇・一六三三」に改め、同表の八の項中「〇・〇三八六」を「〇・〇三八〇」に改め、同表の九の項中「〇・〇一九九」を「〇・〇一九五」に改め、同表の十の項中「〇・〇六八二」を「〇・〇六七八」に改め、同表の十一の項中「〇・〇〇七九」を「〇・〇〇八〇」に改め、同表の十二の項中「〇・五六六六」を「〇・五六八九」に改め、同表の十三の項中「〇・四三三四」を「〇・四三三一」に改め、同表の十五の項中「〇・二三五二」を「〇・二三七三」に改め、同表の十六の項中「〇・〇八一八」を「〇・〇八一七」に改める。

別表第八を次のように改める。

別表第八(第百三条の二関係)

別表第六の 一の項又は 二の項に掲 げる無線局 に係る広域 使用電波	広域使用電波の区分		金額
	電気通信業 務を行うこ とを目的と する無線局 に係るもの	その他のもの	
別表第六の 一の項又は 二の項に掲 げる無線局 に係る広域 使用電波	二千二百五十メガヘルツを超え二千二百九十 メガヘルツ以下の周波数のもの	二千五百四十五メガヘルツを超え二千六百五十五 メガヘルツ以下の周波数のもの	一億千六百八 十三万六千二 百円
その他のもの			二千五百五十 七万七千七百 円
別表第六の四の項又は五の項に掲げる無線局に係る広域使用電波			一億千六百八 十三万六千二 百円
別表第六の六の項に掲げる無線局に係る広域使用電波			二百八十九万 三千二百円
備考 広域使用電波のうち、広域開設無線局及び広域開設無線局以外の無線局のいずれにも 使用させるものとして総務大臣が指定するものに係るこの表の下欄に掲げる金額は、同欄 に掲げる金額にかかわらず、同欄に掲げる金額の二分の一に相当する金額とする。			六百六十四万 四千百円

別表第九の一の項中「五千九百八十円」を「七千七百七十円」に、「三千五百六十円」を「四千二百七十円」に、「千一百十円」を「千三百三十円」に、「六百六十円」を「七百九十円」に、「九万七千六百円」を「十一万七千七百円」に、「五万三千二百円」を「六万三千八百円」に、「一万七千六百円」を「二万三千八百円」に、「九千円」を「一万八百円」に改め、同表の二の項中「三千五百六十円」を「四千二百七十円」に改める。 (放送法の一部改正) 第二条 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。 第七条第三項第二号中「第十四条第三項第二号」を「第十四条第二項第二号」に、「免許状に記載された」を「免許記録(同法第十四条の二に規定する免許記録をいう。以下同じ。)に記録されている」に改める。 第八十四条の二第一項中「作られた記録をいう」を「作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ」に改める。 第九十二条の見出し中「受信」を「受信等」に改め、同条中「除く」の下に「。次項において同じ」を加え、同条に次の一項を加える。 2 特定地上基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者は、地域の人口の著しい減少その他の理由により中継地上基幹放送局をやむを得ず廃止するときは、当該中継地上基幹放送局を用いた基幹放送を受信することができなくなる地域において、当該基幹放送に係る放送番組を引き続き視聴することができるようにするための措置を講ずるよう努めるものとする。 第九十四条の見出し中「認定証」を「認定記録」に改め、同条第二項を次のように改める。 2 総務大臣は、前条第一項の認定をしたときは、当該認定に係る次に掲げる事項(衛星基	
幹放送にあつては、当該衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置を含む。)を記録した電磁的記録を作成し、遅滞なく、その旨及び総務省令で定める事項を当該認定に係る認定基幹放送事業者に通知するとともに、当該電磁的記録に記録されている事項を、当該認定の有効期間中、当該認定基幹放送事業者が閲覧することができ的状态に置かなければならない。 一 認定の年月日及び認定の番号 二 認定を受けた者の氏名又は名称 三 基幹放送の種類 四 電波法の規定により基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者の氏名又は名称 五 放送対象地域 六 基幹放送に係る周波数 七 放送事項 第九十四条第三項を削り、同条の次に次の一条を加える。 (証明書の交付) 第九十四条の二 認定基幹放送事業者は、総務大臣に対し、前条第二項の規定により作成された当該認定基幹放送事業者に係る電磁的記録(以下「認定記録」という。)に記録されている事項を証明した書面の交付を請求することができる。 第九十七条第三項第一号及び第二号中「免許状に記載すべき」を「免許記録に記録すべき」に改める。 第九十九条を次のように改める。 (認定記録の変更) 第九十九条 総務大臣は、第九十七条第一項の規定による許可をしたとき、同条第二項若しくは前条第一項の規定による届出があつたとき、第九十七条第三項の規定による指定の変更をしたとき、又は前条第二項若しくは第三	項の規定による認可をしたときは、認定記録を変更し、当該認定記録に係る認定基幹放送事業者に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならぬ。 第二百二条の見出しを「(認定の失効の記録)」に改め、同条中「認定基幹放送事業者であつた者は、一箇月以内にその認定証を返納しなければ」を「(総務大臣は、当該認定に係る認定記録にその旨を記録しなければ)」に改める。 第二百五条の二第三項中「電波法第十四条第一項の免許状」を「免許記録」に、「付記する」を「記録し、遅滞なく、その旨を当該特定地上基幹放送事業者に通知する」に改める。 第二百十条の二に次の一項を加える。 2 地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者は、当該基幹放送事業者又は当該基幹放送事業者と第二百七条第一項に規定する放送局設備供給契約を締結する基幹放送局提供事業者が第九十二条第二項の措置を講じようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該措置の内容を公表しなければならない。 第一百六条の六第二項中「第九十二条」を「第九十二条第一項」に、「同条」を「同項」に改める。 第一百七条第一項第一号中「第九十四条第二項の認定証に記載された同条第三項第三号」を「認定記録に記載されている事項のうち第九十四条第二項第三号」に、「認定証記載事項」を「認定記録記載事項」に改め、同項第二号中「電波法第十四条第一項の免許状に記載された」を「免許記録に記載されている」に、「当該免許状に付記された第二百五条の二第三項第二号」を「同条第三項第二号」に、「免許状記載事項」を「免許記録記載事項」に改め、同条第二項第三号中「認定証記載事項」を「認定記録記載事項」に改め、同項第四号中「免許状記載事項」を「免許記録記載事項」に改める。
第一百七十七条第一項第五号中「業務に関する認定の取消し猶予に係る勘案事項」の下に「、第二百十条の二第二項(放送番組の視聴のための措置の公表)」を加える。 第九十二条を次のように改める。 第九十二条 第九十五条第一項若しくは第二項、第九十七条第二項、第九十八条第一項、第一百条、第一百五十五条の二第五項、第二百九条第一項若しくは第二項、第二百三十条第四項、第二百三十四条第二項、第二百三十五条第一項若しくは第二項、第二百五十二条第二項、第五百一十三条第二項、第五百五十四条第一項若しくは第二項又は第六十条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。 附 則 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一 第一条中電波法第七十一条の二の改正規定、同法第七十一条の四の改正規定及び同法第一百三十三条の二第九項の改正規定並びに同法附則第十五項の改正規定並びに次条、附則第三条第二項及び第三項、第四条第二項及び第三項、第五条第二項及び第三項並びに第九条の規定 公布の日 二 第一条中電波法第九十九条の十一第一項第一号の改正規定(業務の実施)の下に「、第二百二条の十九第一項(相当数の無線局を開設している者の定めに係るものに限る。)(国の機関等による申請等の特例)」を加える部分に限る。)、同法第二百二条の十八の次に一条を加える改正規定、同法第二百三条第一項の改正規定(同項第二十五号中「前条第一項」を「第二百二条の十八第一項」に改める部分に限る。))及び	

同法第百四条第一項の改正規定並びに附則第六条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日
(準備行為)

第二条 総務大臣は、次の各号に掲げる規定による総務省令の制定のために、当該各号に定める日前においても、第一条の規定による改正後の電波法(以下「新電波法」という。)第九十九条の十一第一項の規定の例により、電波監理審議会に諮問することができる。

一 新電波法第六條第八項第五号、第二十七條の二十の三第八項又は第二十七條の二十の四第四項 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)

二 新電波法第百二條の十九第一項(相当数の無線局を開設している者の定めに係るものに限る。) 前条第二号に掲げる規定の施行の日

2 総務大臣は、施行日前においても、新電波法第六條第八項第五号の規定により公示する区域の決定又は新電波法第二十七條の二十の二第一項の規定による価額競争実施指針(同項に規定する価額競争実施指針をいう。)の制定のために、新電波法第九十九條の十一第一項の規定の例により、電波監理審議会に諮問することができる。

3 総務大臣は、施行日前においても、第二条の規定による改正後の放送法(以下この項及び附則第五条において「新放送法」という。)第百十條の二第二項の規定による総務省令の制定のために、新放送法第百七十七條第一項の規定の例により、電波監理審議会に諮問することができる。

(免許記録に関する経過措置)
第三条 新電波法第十四條及び第二十七條の五第二項の規定は、総務大臣が施行日以後に無線局(電波法第二條第五号に規定する無線局をいう。以下同じ。)の免許を与えた場合について適

用する。

2 総務大臣は、施行日において、この法律の施行の際現に効力を有している全ての無線局の免許について、新電波法第十四條又は第二十七條の五第二項の規定の例により、当該免許に係る免許記録(新電波法第十四條の二に規定する免許記録をいう。以下この条において同じ。)を作成し、当該免許記録に記録されている事項を当該免許を受けている者が閲覧することができる状態に置かなければならない。

3 総務大臣は、この法律の施行の際現に無線局の免許を受けている者が施行日において前項の免許記録を閲覧することができるようにするため、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める日以後遅滞なく、当該者に係る免許記録を作成する旨及び総務省令で定める事項を通知しななければならない。

一 総務大臣が告示する日(以下この項において「告示日」という。)において無線局の免許を受けている者 告示日
二 告示日の翌日から施行日の前日までの間に無線局の免許を受けた者 当該免許を受けた日

(登録記録に関する経過措置)

第四条 新電波法第二十七條の二十二(新電波法第二十七條の三十七第二項において読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。)の規定は、総務大臣が施行日以後に無線局の登録(電波法第二十七條の二十一第一項に規定する登録をいう。以下この条及び附則第七條第一項において同じ。)をした場合について適用する。

2 総務大臣は、施行日において、この法律の施行の際現に効力を有している全ての無線局の登録について、新電波法第二十七條の二十二の規定の例により、当該登録に係る登録記録(新電波法第二十七條の二十三に規定する登録記録をいう。以下この条において同じ。)を作成し、当

該登録記録に記録されている事項を当該登録を受けている者が閲覧することができる状態に置かなければならない。

3 総務大臣は、この法律の施行の際現に無線局の登録を受けている者が施行日において前項の登録記録を閲覧することができるようにするため、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める日以後遅滞なく、当該者に係る登録記録を作成する旨及び総務省令で定める事項を通知しななければならない。

一 総務大臣が告示する日(以下この項において「告示日」という。)において無線局の登録を受けている者 告示日
二 告示日の翌日から施行日の前日までの間に無線局の登録を受けた者 当該登録を受けた日

(認定記録に関する経過措置)

第五条 新放送法第九十四條第二項の規定は、総務大臣が施行日以後に基幹放送(放送法第二条第二号に規定する基幹放送をいう。以下この条において同じ。)の業務の認定(放送法第九十三條第一項に規定する認定をいう。以下この条において同じ。)を行った場合について適用する。

2 総務大臣は、施行日において、この法律の施行の際現に効力を有している全ての基幹放送の業務の認定について、新放送法第九十四條第二項の規定の例により、当該認定に係る認定記録(新放送法第九十四條の二に規定する認定記録をいう。以下この条において同じ。)を作成し、当該認定記録に記録されている事項を当該認定を受けている者が閲覧することができる状態に置かなければならない。

3 総務大臣は、この法律の施行の際現に基幹放送の業務の認定を受けている者が施行日において前項の認定記録を閲覧することができるようにするため、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める日以後遅滞なく、当該者に係る認

定記録を作成する旨及び総務省令で定める事項を通知しななければならない。

一 総務大臣が告示する日(以下この項において「告示日」という。)において基幹放送の業務の認定を受けている者 告示日
二 告示日の翌日から施行日の前日までの間に基幹放送の業務の認定を受けた者 当該認定を受けた日

(国の機関等による申請等の特例に関する経過措置)

第六条 新電波法第百二條の十九の規定は、附則第一条第二号に定める日以後に行われる手続について適用し、同日前に行われる手続については、なお従前の例による。

(電波利用料に関する経過措置)

第七条 施行日前に免許又は登録を受けた無線局については、新電波法第百三條の二第一項、第五項、第六項及び第十五項の規定は、施行日以後最初に到来する応当日等(同条第一項に規定する応当日(以下この条において単に「応当日」という。))又は新電波法第百三條の二第五項に規定する包括免許等の日に応当する日をいう。以下この項において同じ。以後の期間に係る電波利用料について適用し、当該応当日等前の期間に係る電波利用料については、なお従前の例による。

2 新電波法第百三條の二第一項の規定による電波利用料の金額が第一条の規定による改正前の電波法(次項において「旧電波法」という。)第百三條の二第一項の規定による電波利用料の金額に満たない無線局に係る電波利用料であつて、同条第十七項の規定により前納された施行日以後最初に到来する応当日以後の期間に係るものについては、当該期間に係る新電波法第百三條の二第一項及び第十五項の規定による電波利用料の金額を超える部分を還付する。
3 新電波法第百三條の二第一項の規定による電

波利用料の金額が旧電波法第百三条の第二項の規定による電波利用料の金額を超える無線局に係る電波利用料であつて、同条第十七項の規定により前納された施行日以後最初に到来する応当日以後の期間に係るものについては、新電波法第百三条の第二項の規定により当該前納に係る期間のうち当該応当日以後の各一年の期間につき納付すべきこととなる電波利用料に、先に到来する一年の期間の分から順次充当するものとする。

(罰則に関する経過措置)

第八条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第十条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(登録免許税法の一部改正)

第十一条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第五十四号四中「第二十四条の第十三項」を「第二十四条の第十二項」に改める。

(住民基本台帳法の一部改正)

第十二条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の二十六の項中「第二十四条の第十三項」を「第二十四条の第十二項」に改める。

(著作権法の一部改正)

第十三条 著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

令和七年四月十八日 参議院会議録第十四号

電波法及び放送法の一部を改正する法律案 児童福祉法等の一部を改正する法律案

第三十四条第一項中「第十四条第三項第二号」を「第十四条第二項第二号」に改める。

(国家戦略特別区域法の一部改正)

第十四条 国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)の一部を次のように改正する。

第二十五条の二第二項第三号ホ(1)中「第十四条第二項第二号の」を「第十四条第一項に規定する」に、「第二十七条の二十六第一項の」を「第二十七条の二十二に規定する」に改める。

審査報告書

児童福祉法等の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

令和七年四月十七日

内閣委員長 和田 政宗
参議院議長 関口 昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、保育に関する多様な需要に対応するために必要な人材の確保及び事業の実施体制の整備を図るため、地域限定保育士の資格の創設、小規模保育事業の対象の満三歳以上の児童への拡大等を行うとともに、虐待を受けた児童その他の保護が必要な児童への対応の強化を図るため、保育所等の職員等が行った児童への虐待についての通報に関する規定の整備、一時保護中の児童との面会制限等に関する児童相談所長の権限の強化、一時保護を適正に行うことができる者の登録制度の創設等の措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用
本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

一 保育士の確保が困難な状況にある中、保育士の一層の処遇改善を進めるための措置を講ずるとともに、保育所等の職員配置基準の更なる改善、現場の実態を踏まえた加算要件の見直し、災害時の対応の強化について引き続き検討し、必要な措置を講ずること。また、職務の専門性を適切に評価する観点から、公定価格上の人件費の基本分単価の在り方も含め、保育士の平均賃金等他職種と遜色のない水準となるよう、実効性のある対策を検討し、必要な措置を講ずること。

二 保育士・保育所支援センターを法定化するに

当たり、支援の実効性を高めるため、各センタ―に地域の実情に応じた支援目標や確実な根拠に基づきKPI(重要業績評価指標)を設定させ、その達成状況を定期的に公表して検証する枠組みを導入することを検討するとともに、支援実績を向上させるため、保育士資格を有する者への周知など必要な措置を講ずること。

三 保育士の就職あっせんを行う民間の人材紹介

会社が高額な手数料を得ており、保育所の経営を圧迫している現状を速やかに改善するため、手数料実績の公開、求職者への金銭等提供の原則禁止、ハローワークによる無料職業紹介機能の強化などこれまでの取組の実施状況を踏まえながら、必要な対策を講ずること。

四 保育士が不足するおそれ大きい地域が集中

的に保育士確保に取り組むことができるよう、潜在保育士の実態やニーズを調査・分析し、職場復帰を強力に支援するために必要な措置を講ずること。

五 地域限定保育士試験を実施することにより試

験実施区域内の保育人材不足の解消に確実につながるよう、保育の公定価格における地域区分

の在り方の見直しを含め、地域や職場での保育人材の適切な処遇を実現し、職場定着を図るために必要な措置を講ずるとともに、地域で十分な保育人材を確保するための適切な対策を検討し、必要な措置を講ずること。

六 地域限定保育士制度を創設することが、保育人材の専門性及び社会的評価を低下させることのないよう、保育人材の社会的地位を向上させる観点から、保育人材に係る資格や試験の在り方について引き続き検討を行うこと。

七 地域限定保育士試験の実施に関する事務を一般社団法人及び一般財団法人以外の法人にも行わせることができるとしていところ、保育の公的責任を後退させることのないよう留意し、適切な措置を講ずること。

八 地域限定保育士の一般制度化を行うに当たり、保育士試験及び指定保育士養成施設の修了と同等度の知識及び技能の水準を確保する観点から、都道府県等が実施する地域限定保育士試験及び講習の質を担保するための措置を講ずること。あわせて、指定保育士養成施設における教育内容を充実させ、保育士試験の内容について十分な検討を行うことにより、保育人材に期待される資質が適切に確保されるようにすること。

九 小規模保育事業において、一人一人のこどもの命と安全が守られ、特性に応じた発達保障できる保育の質を確保するために必要な措置を不断に検討、実施すること。

十 三歳以上児を対象とする小規模保育事業において、集団生活の重要性に留意しつつ、集団としての遊びや活動を通して人と関わる力を育てていくために必要な保育の在り方を示すこと。

十一 三歳以上児を対象とする小規模保育事業については、地域の実情を十分に踏まえ、その必要性が認められる場合において、適切に実施されるように取り組むこと。その際には、こども

の成長発達や安全性に十分配慮するとともに、必要に応じて専門的知見を有する人材の配置や、戸外活動の環境確保など、保育の質の向上のために必要な措置を講ずること。

十二 保育所等の職員による虐待に関する通告義務等について、専ら保護者と離れた環境下において子どもが不安を抱えることなく安心して通える場所を網羅する観点から、法的に対象となる施設及び事業の範囲について引き続き検討するとともに、法的に対象とならない施設等においても適切な対応が図られるよう、必要な措置を講ずること。

十三 被措置児童等虐待の事案の共有や公表の在り方について、虐待の発生を防ぎ、全国どこでも子どもや保護者が安心して保育所等を利用できるようにする観点から、所管行政庁によって対応に著しい差が生じないよう、適切な指針を示すこと。

十四 一時保護委託の登録制度について、登録に伴う手続等により委託先に過度の負担を与えることのないよう配慮し、これまで多様な存在が一時的保護委託を担うことにより蓄積されてきた経験を尊重しつつ、委託先での性暴力など加害行為がなされないよう万全を期するなど、委託先の適切な監督を行うこと。

十五 一時保護された子どもが、委託先を転々とする事態をなくすためにも、児童相談所設置都道府県・指定都市等が一時保護施設を新増設できよう、かつ、安心して過ごせる生活、教育環境を整備することができるよう、必要な財政措置を行うこと。

十六 一時保護中の児童の面会通信制限等について、児童の権利に関する条約の趣旨を尊重し、児童の最善の利益を考慮した運用が行われるように適切な制度設計を検討すること。その上で、児童虐待が行われた疑いにとどまる段階

で、児童相談所長が要件を拡大的に解釈して判断することを防止する観点から、面会通信制限等を行う場合の具体的な基準と、指導又は行政処分の運用の在り方について、詳細な指針を策定して児童相談所長に示すとともに、不断の見直しを行うこと。

十七 児童相談所長が面会通信制限等を行うべきか判断する場面において、DV・虐待家庭で育った子どもの複雑な心理を理解する高い専門性を持った児童精神科医や児童心理司などの判断が求められるケースがあることなども踏まえ、児童の最善の利益に資する判断を丁寧に行うことができる体制を整えるとともに、児童相談所職員の一層の処遇改善や精神的負担への対応、配置拡充に向けた検討を着実に進めること。

右決議する。

児童福祉法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

令和七年四月四日

衆議院議長 額賀福志郎

参議院議長 関口 昌一殿

児童福祉法等の一部を改正する法律案
児童福祉法等の一部を改正する法律
(児童福祉法の一部改正)

第一条 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七節 保育士(第十八条の四―第十

八条の二十四)」を
「第七節 児童の保育及び児
第一節 保育士(第十八条
第二款 保育士の確保
第三款 保育士の不足の
第四款 雑則(第十八条の

童の保護者に対する保育に関する指導を行う人のための措置(第十八条の二十四・第十八条の二対応するための措置(第十八条の二十六―第三十六・第十八条の三十七)

に改める。

八条の三十五)

第六条の三十項に次の一号を加える。

三 保育を必要とする児童であつて満三歳以上のものについて、当該保育を必要とする児童を保育することを目的とする施設(利用定員が六人以上十九人以下であるものに限る。)において、保育を行う事業

第八条第一項中「第十八条の二十の二第二項」の下に「(第十八条の三十三第四項において準用する場合を含む。第九項において同じ。)」を加え、「第三十三条の十五第三項」を「第三十三条の十五(第三十三条の十六の二第三項において準用する場合を含む。)」に、「第五十九条第五項の規定」を「第五十九条第五項並びに認定こども園法第二十七条の六の規定(これらの規定のうち、都道府県に係る部分に限る。)」に改め、同条第三項中「第三十四条の十五第四項の規定」を「第三十八条の三十三第四項において読み替えて準用する第十八条の二十の二第二項、第三十三条の十五及び第三十四条の十五第四項並びに認定こども園法第二十七条の六の規定(これらの規定のうち、市町村に係る部分に限る。)」に改め、同条第九項中「第三十三条の十二第一項及び第三項、第三十三条の十三」を「第三十三条の十三第三項第二号、第三十三条の十六の二第三項において読み替えて準用する」に改める。

第一章第七節の節名を次のように改める。

第七節 児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を
行う人材

第一章第七節中第十八条の四の前に次の款名

を付する。

第一款 保育士

第十八条の四中「第十八条の十八第一項の登録」を「第十八条の十八第三項に規定する保育士登録(次条第四号において「保育士登録」という。)」に改める。

第十八条の五第四号中「第十八条の十九第一項第二号若しくは第三号」を「第十八条の十九第一項第二号又は第三号に係る部分に限る。」に、「登録」を「保育士登録」に改め、同条第五号を次のように改める。

五 第十八条の三十四第一項(第二号又は第三号に係る部分に限る。)又は第二項の規定により第十八条の二十八第二項に規定する地域限定保育士登録(以下この款において「地域限定保育士登録」という。)を取り消され、その取消しの日から起算して三年を経過しない者

第十八条の六に次の一号を加える。

三 地域限定保育士登録を受けた日から起算して三年を経過し、かつ、内閣府令で定める期間以上の期間第十八条の二十八第二項に規定する業務に従事した者

第十八条の十八第三項中「保育士の登録」を「第一項の登録(以下「保育士登録」という。)」に、「第一項」を「同項」に改め、「事項」の下に「のうち内閣府令で定めるもの」を加え、同条に次の一項を加える。

都道府県知事は、地域限定保育士登録(当該都道府県知事がしたものを除く。)を受けている者について保育士登録をしたときは、当該地域限定保育士登録をした第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体(以下この款において「認定地方公共団体」という。)の長に対し、速やかにその旨を通知しなければならない。

第十八条の十九第一項中「その登録を」を「その保育士登録」に改め、同項第一号中「第十八条の五各号(第四号を除く。)」を「第十八条の五第一号から第三号まで」に改め、同項第二号中「登録を」を「保育士登録」に改め、同項第三号中「ほか」の下に、「保育士登録又は地域限定保育士登録を受けた日(取消しに係る保育士登録が第十八条の二十の第二項の規定により受けたものである場合にあつては、当該保育士登録を受けた日)以後に」を加え、同条第二項中「登録を」を「保育士登録」に改める。

第十八条の二十中「保育士の登録」を「保育士登録」に、「その登録を」を「その保育士登録に改める」。

第十八条の二十の第二項中「保育士の登録を行う」を「保育士登録を行う」に改め、同項各号を次のように改める。

一 児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士登録又は地域限定保育士登録を取り消された者

二 前号に掲げる者以外の者であつて、保育士登録又は地域限定保育士登録を取り消されたもののうち、保育士登録又は地域限定保育士登録を受けた日以後の行為が児童生徒性暴力等に該当していたと判明した者

第十八条の二十の第二項中「保育士の登録を」を「保育士登録」に改め、同条第三項中「よる保育士の登録」及び「より保育士の登録を」を「より保育士登録に」、「(国家戦略特別区域法第十二条の五第八項において準用する第十八条の十九の規定により国家戦略特別区域限定保育士の登録を取り消した都道府県知事を含む。)」を、「第十八条の三十四第一項又は第二項の規定により地域限定保育士登録を取り消した認定地方公共団体の長」に、「保育士の登録を」を「保育士登録」に改める。

第十八条の二十の四及び第十八条の二十四を

削り、第一章第七節中第十八条の二十三の次の三款を加える。

第二款 保育士の確保のための措置
第十八条の二十四 都道府県は、次に掲げる業務を行う拠点(以下この款において「保育士・保育所支援センター」という。)としての機能を担う体制を整備しなければならない。

一 保育に関する業務への関心を高めるための広報を行うこと。

二 保育に関する業務に従事することを希望する保育士に対し、職業紹介、保育に関する最新の知識及び技能に関する研修の実施その他の保育に関する業務に円滑に従事することができるようするための支援を行うこと。

三 保育所の設置者に対し、保育士が就業を継続することができるような勤務環境を整備するために必要な助言その他の援助を行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、保育に関する業務に従事することを希望する保育士の就業及び保育所における保育士の就業の継続を促進するために必要な業務を行うこと。

地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第二項の中核市(以下「中核市」という。)は、保育士・保育所支援センターとしての機能を担う体制を整備するよう努めなければならない。

第十八条の二十五 国、地方公共団体、保育士・保育所支援センターとしての機能を担う者その他の関係者は、保育に関する業務に従事することを希望する保育士の就業及び保育所における保育士の就業の継続を促進するため、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

第三款 保育士の不足に対応するための措置

第十八条の二十六 都道府県又は指定都市は、保育士の確保のための措置を講じてもなおその区域内において保育士が不足するおそれが特に大きいときは、当該区域内において専門的知識及び技術をもつて児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする保育士以外の者として必要な知識及び技能を有するかどうかを判定するための試験の科目、方法、実施回数その他当該試験の実施に関し必要な事項として内閣府令で定めるものを記載した書面(以下この款において「試験実施方法書」という。)を作成し、当該試験実施方法書に記載した内容が適当である旨の内閣総理大臣の認定を受けることができる。

前項の認定を受けようとする都道府県又は指定都市は、内閣府令で定めるところにより、試験実施方法書に、保育士の確保のための措置を講じてもなおその区域内において保育士が不足するおそれが特に大きいことを証する書類その他内閣府令で定める書類を添付して、内閣総理大臣に申請するものとする。

指定都市の長は、第一項の認定の申請を行うおとするとときは、内閣府令で定めるところにより、当該申請を行うこと及び当該申請に係る試験実施方法書に記載した試験の実施回数について、当該指定都市を包括する都道府県の知事の同意を得なければならない。

内閣総理大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、保育士の確保のための措置を講じてもなお当該申請を行った都道府県又は指定都市の区域内において保育士が不足するおそれが特に大きく、かつ、当該申請に係る試験実施方法書の内容が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該認定をする

ものとする。

一 当該試験実施方法書に記載された試験の実施回数が、当該申請を行った都道府県又は指定都市の区域内における保育士の不足に対応するために必要な範囲内のものであること。

二 当該試験実施方法書に記載された内容が、当該申請を行った都道府県又は指定都市の区域内において専門的知識及び技術をもつて児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする保育士以外の者として必要な知識及び技能を有するかどうかを判定するための試験として適切であること。

都道府県又は指定都市は、第一項の認定を受けたときは、当該認定に係る試験実施方法書(次条第一項及び第十八条の二十八第一項において「認定試験実施方法書」という。)に記載した事項のうち内閣府令で定めるものを公表しなければならない。

第十八条の二十七 前条第一項の認定を受けた都道府県又は指定都市(以下「認定地方公共団体」という。)は、認定試験実施方法書の変更をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

前条第二項から第五項までの規定は、前項の認定(次条第一項において「変更認定」という。)について準用する。この場合において、前条第二項中「保育士の確保のための措置を講じてもなおその区域内において保育士が不足するおそれが特に大きいことを証する書類その他内閣府令」とあるのは「内閣府令」と、同条第三項中「(申請)」とあるのは「(申請(試験の実施回数の変更に係るものに限る。))」と、同項中「当該申請を行うこと及び当該」とあり、及び同条第四項中「保育士の確保のための措置を講じてもなお当該申請を行った都

道府県又は指定都市の区域内において保育士が不足するおそれが特に大きく、かつ、当該」とあるのは「当該」と読み替えるものとする。

第十八条の二十八 認定地方公共団体の長が認定試験実施方法書(変更認定があつたときは、その変更後のもの)に定めるところにより実施した試験(以下「地域限定保育士試験」という。)に合格した者は、当該認定地方公共団体の長の登録を受けることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、この限りでない。

- 一 保育士登録を受けている者
- 二 心身の故障により次項に規定する業務を適正に行うことができない者として内閣府令で定めるもの
- 三 第十八条の五第二号から第五号までのいずれかに該当する者

前項の登録(以下「地域限定保育士登録」という。)を受けている者は、第十八条の二十三の規定にかかわらず、当該地域限定保育士登録を行った認定地方公共団体の長の管轄する区域内に限り、地域限定保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、業として、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことができる。

第十八条の二十九 認定地方公共団体は、地域限定保育士登録を受けている者(第十八条の三十四第二項、第十八条の三十五第一項及び第六十二条第二項第三号を除き、以下「地域限定保育士」という。)が保育士と連携して児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を適切に行うことができるようにするために必要な研修その他の内閣府令で定める措置を講じなければならない。

第十八条の三十 認定地方公共団体は、毎年度、地域限定保育士試験の実施の状況その他

内閣府令で定める事項を内閣総理大臣に報告しなければならない。

内閣総理大臣は、前項の規定によるほか、認定地方公共団体に対し、地域限定保育士試験及び前条に規定する措置の実施の状況に関する事項について報告を求めることができる。

内閣総理大臣は、地域限定保育士試験及び前条に規定する措置の適正かつ確実な実施のため必要があると認めるときは、認定地方公共団体に対し、必要な措置を講ずることを求めることができる。

第十八条の三十一 認定地方公共団体は、第十八条の二十六第一項に規定する知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務(以下この条及び次条第二項において「判定事務」という。)を行わせるため、地域限定保育士試験委員(次項において「地域試験委員」という。)を置かなければならない。ただし、次条第一項の規定により指定した者に判定事務を行わせることとした場合は、この限りでない。

地域試験委員又は地域試験委員であつた者は、判定事務に関して知り得た秘密を漏らしはならない。

第十八条の三十二 認定地方公共団体の長は、内閣府令で定めるところにより、法人であつて、地域限定保育士試験の実施に関する事務(以下この条において「地域試験事務」という。)を適正かつ確実に実施することができるものと認められるものとして当該認定地方公共団体の長が指定するもの(以下「指定地域試験機関」という。)に、当該地域試験事務の全部又は一部を行わせることができる。

認定地方公共団体の長は、前項の規定により一般社団法人及び一般財団法人以外の法人に判定事務を行わせようとするときは、内閣総理大臣の同意を得なければならない。

認定地方公共団体の長は、第一項の規定により指定地域試験機関に地域試験事務の全部又は一部を行わせることとしたときは、当該地域試験事務の全部又は一部を行わないものとする。

第十八条の九第三項及び第十八条の十から第十八条の十七までの規定は、指定地域試験機関が地域試験事務を行う場合について準用する。この場合において、同項中「都道府県」とあるのは「第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体(以下「認定地方公共団体」という。))と、「第一項」とあるのは「第十八条の三十二第一項」と、第十八条の十、第十八条の十三から第十八条の十五まで、第十八条の十六第一項及び第十八条の十七の規定中「都道府県知事」とあるのは「認定地方公共団体の長」と、第十八条の十一第一項中「保育士」として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務」とあるのは「第十八条の三十一第一項に規定する判定事務」と、「保育士試験委員」とあるのは「地域限定保育士試験委員」と読み替えるものとする。

第十八条の三十三 地域限定保育士登録は、地域限定保育士登録簿に、氏名、生年月日その他内閣府令で定める事項を記載してするものとする。

地域限定保育士登録簿は、地域限定保育士登録をした認定地方公共団体に備える。

認定地方公共団体の長は、地域限定保育士登録をしたときは、申請者に第一項に規定する事項のうち内閣府令で定めるもの及び当該認定地方公共団体の名称を記載した地域限定保育士登録証を交付する。

第十八条の二十の二の規定は、地域限定保育士登録について準用する。この場合において、同条第一項中「都道府県知事」とあるのは「認定地方公共団体の長」と、「第十八条の五

各号」とあるのは「第十八条の二十八第一項各号」と、同条第二項中「都道府県知事」とあるのは「認定地方公共団体の長」と、「意見」とあるのは「当該認定地方公共団体の長が指定都市の長である場合にあつては、市町村児童福祉審議会その他の内閣府令で定める機関」の意見」と、同条第三項中「都道府県知事は」とあるのは「認定地方公共団体の長は」と読み替えるものとする。

第十八条の三十四 地域限定保育士登録をした認定地方公共団体の長は、地域限定保育士が次の各号のいずれかに該当する場合には、その地域限定保育士登録を取り消さなければならない。

一 第十八条の五第二号若しくは第三号又は第十八条の二十八第一項第二号のいずれかに該当するに至つた場合

二 虚偽又は不正の事実に基づいて地域限定保育士登録を受けた場合

三 第一号に掲げる場合のほか、保育士登録又は地域限定保育士登録を受けた日(取消しに係る地域限定保育士登録が前条第四項において準用する第十八条の二十の二第一項の規定により受けたものである場合にあつては、当該地域限定保育士登録を受けた日)以後に、児童生徒性暴力等を行つたと認められる場合

地域限定保育士登録をした認定地方公共団体の長は、地域限定保育士登録を受けている者が次条第一項の規定又は同条第二項において準用する第十八条の二十一若しくは第十八条の二十二の規定に違反したときは、その地域限定保育士登録を取り消し、又は期間を定めて地域限定保育士の名称の使用の停止を命ずることができる。

地域限定保育士が保育士登録を受けた場合には、その者の地域限定保育士登録は、その効力を失うものとする。

地域限定保育士登録をした認定地方公共団体の長は、地域限定保育士登録がその効力を失ったときは、当該地域限定保育士登録を消ししなければならない。

第十八条の二十の三の規定は、地域限定保育士を任命し、又は雇用する者について準用する。この場合において、同条第一項中「都道府県知事」とあるのは、「認定地方公共団体の長」と読み替えるものとする。

第十八条の三十五 地域限定保育士登録を受けている者は、その業務に関して地域限定保育士の名称を表示するときは、当該地域限定保育士登録を受けた認定地方公共団体を明示しなければならない。かつ、当該認定地方公共団体以外の区域を表示してはならない。

第十八条の二十一及び第十八条の二十二の規定は、地域限定保育士について準用する。

第四款 雑則

第十八条の三十六 国は、次に掲げる者について、その氏名、保育士登録又は地域限定保育士登録の取消しの事由、行つた児童生徒性暴力等の内容その他の内閣総理大臣が定める事項に係るデータベースを整備するものとする。

一 児童生徒性暴力等を行つたことにより保育士登録又は地域限定保育士登録を取り消された者

二 前号に掲げる者以外の者であつて、保育士登録又は地域限定保育士登録を取り消されたもののうち、保育士登録又は地域限定保育士登録を受けた日以後の行為が児童生徒性暴力等に該当していたと判明した者
都道府県知事及び認定地方公共団体である指定都市の長は、保育士若しくは地域限定保育士が児童生徒性暴力等を行つたことにより保育士登録若しくは地域限定保育士登録を取り消したとき、又は保育士登録若しくは地域

限定保育士登録を取り消された者(児童生徒性暴力等を行つたことにより保育士登録又は地域限定保育士登録を取り消された者を除く。)の保育士登録若しくは地域限定保育士登録を受けた日以後の行為が児童生徒性暴力等に該当していたことが判明したときは、前項の内閣総理大臣が定める事項に係る情報を同項のデータベースに迅速に記録することその他必要な措置を講ずるものとする。

保育士又は地域限定保育士を任命し、又は雇用する者は、保育士又は地域限定保育士を任命し、又は雇用しようとするときは、第一項のデータベースを活用するものとする。

第十八条の三十七 この法律に定めるもののほか、保育士及び地域限定保育士に関し必要な事項は、政令で定める。

第十九条の二十三第一項中「地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)を「指定都市及び中核市」に改める。

第三十条の二中「第三十三条の十、第三十三条の十四第二項」を「第三十三条の十第一項及び第二項、第三十三条の十四、第三十三条の十六第二項に」、「第四十八条及び」を「第四十八条並びに」に改める。

第三十三条の三の三中「又は児童相談所長を」児童相談所長又は児童虐待の防止等に関する法律第十二条第一項に規定する措置施設の長」に改め、同条に次の一号を加える。

五 児童虐待の防止等に関する法律第十二条第一項若しくは第三項の規定により面会若しくは通信の全部若しくは一部の制限を行う場合又は当該制限の全部若しくは一部を行わなくなる場合

第三十三条の十中「法律で」を「節において」、「小規模住居型児童養育事業」を「児童自立

生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業等、病児保育事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業若しくは乳児等通園支援事業」に改め、「乳児院」の下に、「母子生活支援施設、保育所、児童館」を加え、「若しくは児童自立支援施設」を、「児童自立支援施設若しくは認可外保育施設(第五十九条第一項に規定する施設のうち、第六条の三第九項から第十二項まで又は第三十九条第一項に規定する業務を目的とするものをいう。次項第五号において同じ。)に、「当該施設」を「当該一時保護施設」に改め、「が」の下に、「事業を利用する児童」を加え、同条に次の二項を加える。

この節において、所管行政庁とは、次の各号に掲げる事業、里親、施設又は一時保護の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

一 児童自立生活援助事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、病児保育事業、意見表明等支援事業又は妊産婦等生活援助事業 これらの事業について届出を受け、又はこれらの事業を行う都道府県の知事

二 放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、家庭的保育事業等、児童育成支援拠点事業又は乳児等通園支援事業 これらの事業について認可を行い、若しくは届出を受け、又はこれらの事業を行う市町村の長

三 里親 次のイ又はロに掲げる里親の区分に応じ、当該イ又はロに定める者
イ 第六条の四第一号又は第二号の規定による登録を受けた里親 当該登録を行つた都道府県の知事
ロ 第二十七条第一項第三号の規定による委託を受けた里親(イに掲げるものを除

く。) 当該委託をした都道府県の知事
四 乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童館、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設 これらの施設の設置について認可を行い、若しくは届出を受け、若しくはこれらの施設を設置する都道府県の知事又は国の設置するこれらの施設が属する国の行政機関の長
五 認可外保育施設又は指定発達支援医療機関 これらの施設が所在する都道府県の知事

六 一時保護 次のイ又はロに掲げる一時保護の区分に応じ、当該イ又はロに定める者
イ 一時保護施設において行ふ一時保護 当該一時保護施設を設置する都道府県の知事
ロ 第三十三条第一項又は第二項の委託を受けて行ふ一時保護 当該委託をした児童相談所長を監督する都道府県知事

この節において、審議会等とは、次の各号に掲げる所管行政庁の区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。

一 国の行政機関の長 児童の福祉に関する事業に従事する者又は学識経験のある者であつて、第三十三条の十五第一項に規定する事項に関し公正な判断をすることができ、るもののうちから、当該国の行政機関の長があらかじめ指定する者

二 都道府県知事 都道府県児童福祉審議会
三 市町村長 市町村児童福祉審議会を設置する市町村にあつては市町村児童福祉審議会、市町村児童福祉審議会を設置しない市町村にあつては児童の福祉に関する事業に従事する者又は学識経験のある者であつて第三十三条の十五第一項に規定する事項に関し公正な判断をすることができ、るものの

うちから当該市町村の長があらかじめ指定する者

第三十三条の十二第一項を次のように改める。

被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを都道府県知事又は市町村長に通告しなければならない。

第三十三条の十二第二項中「前項の規定による通告を」を「一般通告を」を「通告(第三十三条の十四第一項及び第二項第三号において「児童虐待通告」という。)をする」に改め、同条第三項中「児童相談所、都道府県の行政機関又は都道府県児童福祉審議会」を「都道府県知事又は市町村長」に改め、同条第四項及び第五項中「第一項の規定による通告」を「一般通告」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項の規定による通告(以下この節において「一般通告」という。)は、児童委員を介して行うことができる。

第三十三条の十三及び第三十三条の十四を次のように改める。

第三十三条の十三 一般通告若しくは前条第四項の規定による届出(以下この節において「被措置児童等届出」という。)に係る事務を行う都道府県若しくは市町村の職員又は一般通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であつて当該一般通告又は被措置児童等届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

第三十三条の十四 都道府県知事若しくは市町村長が一般通告若しくは被措置児童等届出を受けた場合又は児童虐待通告を受けた都道府県知事若しくは市町村の長が当該児童虐待通告に係る児童が被措置児童等虐待を受けた被措置児童等であると認める場合において、

当該一般通告、被措置児童等届出又は児童虐待通告(次項及び第三十三条の十六の二第一項において「一般通告等」という。)に係る被措置児童等虐待の防止又は被措置児童等の保護のため必要があると認めるときは、当該都道府県知事又は市町村長は、当該被措置児童等に係る事業、里親、施設又は一時保護の所管行政庁に、速やかに、その旨を通知しなければならない。ただし、当該都道府県知事又は市町村長が当該被措置児童等に係る事業、里親、施設又は一時保護の所管行政庁である場合は、この限りでない。

所管行政庁は、次に掲げる場合において、被措置児童等虐待の防止又は被措置児童等の保護のため必要があると認めるときは、速やかに、被措置児童等の状況その他の前項の規定による通知又は一般通告等に係る事実を確認するための措置を講ずるものとする。

一 前項の規定による通知を受けた場合

二 自らが所管行政庁である事業、里親、施設又は一時保護について一般通告又は被措置児童等届出を受けた場合

三 自らが所管行政庁である事業、里親、施設又は一時保護について児童虐待通告を受けた場合、当該児童虐待通告に係る児童が被措置児童等虐待を受けた被措置児童等であると認める場合

所管行政庁は、前項に規定する措置を講じた場合において、被措置児童等虐待の防止又は当該措置に係る被措置児童等若しくは当該被措置児童等と生活を共にする他の被措置児童等の保護のため必要があると認めるときは、当該被措置児童等に係る事業を行う者、里親、施設の設置者又は一時保護を行う者に対する指導又は助言その他の児童の安全な生活環境を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

第三十三条の十五第二項中「都道府県知事」を「所管行政庁」に、「前条第一項又は第二項」を「前条第二項又は第三項」に、「当該」を「これらの」に、「被措置児童等」を「措置に係る被措置児童等」に、「都道府県児童福祉審議会に報告しなければならない」を「審議会等に報告するものとする」に改め、同条第三項中「都道府県児童福祉審議会」を「審議会等」に、「都道府県知事」を「当該所管行政庁」に改め、同条第四項中「都道府県児童福祉審議会」を「審議会等」に、「出席説明及び資料の提出」を「説明、資料の提出その他必要な協力」に改め、同条第一項を削る。

第三十三条の十六を次のように改める。

第三十三条の十六 次の各号に掲げる所管行政庁は、毎年度、自らが所管行政庁である事業又は施設に係る被措置児童等虐待の状況、第三十三条の十四第二項又は第三項の規定により講じた措置その他内閣府令で定める事項を当該各号に定める者に報告するものとする。

一 国の行政機関の長(内閣総理大臣を除く。)

二 市町村長 都道府県知事

内閣総理大臣及び都道府県知事は、毎年度、内閣府令で定めるところにより、自らが所管行政庁である事業、里親、施設又は一時保護に係る被措置児童等虐待の状況、第三十三条の十四第二項又は第三項の規定により講じた措置、前項の規定により報告を受けた事項その他内閣府令で定める事項を公表するものとする。

第三十三条の十六の次に次の一条を加える。

第三十三条の十六の二 所管行政庁は、一般通告等又は第三十三条の十四第一項の規定による通知に係る被措置児童等が第二十七条第一項第三号又は第二項に規定する措置が行われている児童であるときは、当該措置を行う都道府県知事(以下この条において「措置実施

都道府県知事」という。)に、速やかに、その旨を通知するものとする。ただし、当該所管行政庁が措置実施都道府県知事である場合は、この限りでない。

前項本文に規定する場合においては、所管行政庁及び措置実施都道府県知事は、共同して第三十三条の十四第二項及び第三項に規定する措置を講ずるものとする。

第三十三条の十五の規定は、措置実施都道府県知事について準用する。この場合において、同条中「審議会等」とあるのは、「都道府県児童福祉審議会」と読み替えるものとする。

第三十四条の十五第五項ただし書を次のように改める。

ただし、市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該認可をしないことができる。

一次の表の上欄に掲げる家庭的保育事業等の申請があつた場合において、当該申請に係る家庭的保育事業等を行う事業所の所在地を含む教育・保育提供区域(当該市町村が子ども・子育て支援法第六十一条第二項第一号の規定により定める教育・保育提供区域をいう。以下この号及び次号において同じ。)に所在する他の家庭的保育事業等を行う事業所について同法第四十三条第一項の規定により定められたそれぞれ同表の中欄に掲げる利用定員の総数が、当該教育・保育提供区域について同法第六十一条第二項(第一号に係る部分に限る。)の規定により定められたそれぞれ同表の下欄に掲げる必要利用定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る家庭的保育事業等の開始によつてこれを超えることになることと認めるとき。

第六條の三十項第三号に掲げる事業(以下この号において「満三歳以上限定小規模保育事業」という。)	子ども・子育て支援法第四十三條第二項第一号に定める利用定員	子ども・子育て支援法第六十一條第二項第一号口の必要利用定員総数
満三歳以上限定小規模保育事業以外の家庭的保育事業等	子ども・子育て支援法第四十三條第二項第二号及び第三号に定める利用定員(同条第三項に規定する労働者等監護満三歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員を除く。)	子ども・子育て支援法第六十一條第二項第一号ハの必要利用定員総数

二 乳児等通園支援事業の申請があつた場合において、当該申請に係る乳児等通園支援事業を行う事業所の所在地を含む教育・保育提供区域に所在する他の乳児等通園支援事業を行う事業所について子ども・子育て支援法第五十四條の二第二項の規定により定められた利用定員の総数が、当該教育・保育提供区域について同法第六十一條第二項(第二号に係る部分に限る。)の規定により定められた必要利用定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る乳児等通園支援事業の開始によつてこれを超えることになることを認めるとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、当該申請に係る家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業について認可をすることによつて、子ども・子育て支援法第六十一條第一項の規定により当該市町村が定める市町村子ども・子育て支援事業計画の達成に支障を生ずるおそれがある場合として内閣府令で定める場合に該当することになると認めるとき。

第三十四條の二十第一項第三号中「又はの下

に「第三十三條の十第一項に規定する」を加える。

第四十八條の四第三項中「保育士」の下に「及び地域限定保育士」を加える。

第六十一條の二第一項中「第十八條の二十二の下に「第十八條の三十五第二項において準用する場合を含む。」を加える。

第六十一條の三中「第十八條の十二第一項の下に「第十八條の三十二第四項において準用する場合を含む。」、第十八條の三十一第二項を加える。

第六十一條の六中「第十八條の十六第一項」の下に「第十八條の三十二第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。」を加え、「又は同項」を「又は第十八條の十六第一項」に改め、「指定試験機関」の下に「又は指定地域試験機関」を加える。

第六十二條第二項第一号中「使用した」を「使用して児童の保育又は児童の保護者に対する保育に関する指導を行う業務に従事した」に改め、同項第二号中「第十八條の二十三」の下に「又は第十八條の三十五第一項」を加え、同項中「第六号を第七号とし、第三号から第五号までを

一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 第十八條の三十四第二項の規定により地域限定保育士の名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、地域限定保育士の名称を使用して児童の保育又は児童の保護者に対する保育に関する指導を行う業務に従事したものを

第二条 児童福祉法の一部を次のように改正する。

目次中「養子縁組里親」の下に「、登録一時保護委託者」を加える。

第十九條の九第二項第四号中「以下」の下に「この項及び第十九條の第十八号において」を加える。

第三十三條第一項中「適当な」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 一時保護を適正に行うことができる者として都道府県知事の登録を受けた者(以下「登録一時保護委託者」という。)

二 前号に掲げる者のほか、この法律又は他の法律に基づいて児童の福祉に関する業務若しくは事業を行い、又は施設を設置する者であつて、一時保護を適正に行うことができる者として内閣府令で定めるもの

第三十三條第二項中「適当な者」を「前項各号に掲げる者(以下この条において「登録一時保護委託者等」という。)」に改め、同条第十九項中「この項及び次項」を「この条に、」適当な者を「登録一時保護委託者等」に改め、同条第二十項中「適当な者」を「登録一時保護委託者等」に改め、同条第二十一項中「前項」を「第二十二項」に改め、「法律」の下に「の規定(この条を除く。)」を加え、同条第二十項の次に次の三項を加える。

時保護の委託をすることができない場合であつて、直ちに一時保護を行うことが必要な児童又は保護延長者があるときは、第一項及び第十九項の規定にかかわらず、二週間以内に限り、内閣府令で定めるところにより、登録一時保護委託者等以外の適当な者に委託して、当該児童又は保護延長者の一時保護を行わせることができる。

都道府県知事は、児童相談所長をして、一時保護を行わせることができず、かつ、登録一時保護委託者等に一時保護を行うことを委託させることができない場合であつて、直ちに一時保護を行うことが必要な児童又は保護延長者があるときは、第二項及び第二十項の規定にかかわらず、二週間以内に限り、内閣府令で定めるところにより、児童相談所長をして、登録一時保護委託者等以外の適当な者に当該児童又は保護延長者の一時保護を行うことを委託させることができる。

児童相談所長は、前二項の規定により一時保護を行う者に、児童又は保護延長者の保護について、必要な指示をし、又は必要な報告をさせることができる。

第三十三條の十第二項第六号中「又はロ」を「からハまで」に改め、同号ロ中「一時保護の下に「(ロに掲げるものを除く。)」を加え、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 第三十三條第一項又は第二項の委託を受けて行う一時保護(登録一時保護委託者が行うものに限る。) 同条第一項第一号の登録を行った都道府県知事

第三章の章名中「養子縁組里親」の下に「、登録一時保護委託者」を加える。

第三十四條の十五第三項第四号二中「この号及び第三十五條第五項第四号」を「この章」に改める。

第三十四条の二十一の次に次の四条を加える。

第三十四条の二十二 第三十三条第一項第一号の登録(以下この条から第三十四条の二十五までにおいて「登録」という。)を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に、次項の基準に適合していることを証する書類その他の内閣府令で定める書類を添えて、都道府県知事に提出しなければならない。

一 登録を受けようとする者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 その他内閣府令で定める事項

都道府県知事は、登録の申請が一時保護を適正に行うために必要なものとして条例で定める基準に適合していると認めるときは、登録をするものとする。

都道府県が前項の条例を定めるに当たつては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。

一 一時保護に従事する者の要件

二 一時保護を行う施設に係る居室その他当該施設設備に関する事項であつて、児童の適切な処遇の確保に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの

三 一時保護の実施に関する事項であつて、児童の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの

四 第三十四条の二十五第四項又は第五項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者(当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員等であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)

二 この法律、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

三 児童虐待又は第三十三条の十第一項に規定する被措置児童等虐待を行つた者その他の児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

四 第三十四条の二十五第四項又は第五項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者(当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員等であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)

五 法人であつて、その役員等のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

六 法人でない者であつて、その管理者が第一号から第四号までのいずれかに該当するもの

登録は、都道府県知事が、登録一時保護委託者登録簿に第一項第一号に掲げる事項その他の内閣府令で定める事項を記載してするものとする。

第二十一条の五の十八第四項の規定は、登録一時保護委託者について準用する。

第三十四条の二十三 登録一時保護委託者は、前条第五項に規定する事項を変更するとき

は、内閣府令で定めるところにより、その二週間前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第三十四条の二十四 登録一時保護委託者は、第三十三条第一項、第二項又は第十七項から第二十項までの規定による委託の申込みを受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

第三十四条の二十五 都道府県知事は、第三十四条の二十二第二項の基準を維持し、又は学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の適切な実施を確保するため、登録一時保護委託者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは登録一時保護委託者が一時保護を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第三十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

都道府県知事は、登録一時保護委託者が第三十四条の二十二第二項の基準に適合しないと認められるに至つた場合又は登録一時保護委託者が学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律若しくは同法に基づいて発する命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反した場合には、当該登録一時保護委託者に対し、必要な改善を勧告し、当該登録一時保護委託者がその勧告に従わないときは、必要な改善を命ずることができる。

都道府県知事は、登録一時保護委託者が第三十四条の二十二第二項各号(第四号を除く。)のいずれかに該当するに至つたときは、その登録を取り消さなければならない。

都道府県知事は、第三項に規定する場合において、当該登録一時保護委託者に、引き続き一時保護を行わせることが児童福祉に有害であると認められるときは、その登録を取り消すことができる。

都道府県知事は、前二項の規定により登録を取り消したときは、その登録を消除しなければならない。

第四十九条中「及び児童福祉施設の職員その他」を「登録一時保護委託者及び」に改める。

第三條 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十八條に次の一項を加える。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第四章の規定は、幼稚園に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第三條 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十八條に次の一項を加える。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第四章の規定は、幼稚園に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第二十七條の二第二項第三号

第二十七條の二第二項	園児について	園児(幼稚園に在籍する幼児をいう。以下同じ。)について
第二十七條の二第二項第三号	指定都市等の長	地方公共団体(公立大学法人を含む。)が設置する幼稚園
	指定都市等の長	当該幼稚園が所在する都道府県の教育委員会

第二十七条の五第一項ただし書	都道府県知事又は市長	都道府県知事
第二十七条の六第一項	主務省令	文部科学省令
審議会等	教育、医療、心理、福祉又は法律に関する専門的な知識を有する者のうちから当該所管行政庁があらかじめ指定する者（以下「専門的な知識を有する者」という。）	
第二十七条の六第二項及び第三項	審議会等	専門的な知識を有する者
第二十七条の七	主務省令	文部科学省令
主務大臣	文部科学大臣	

第八十二条中「第二十八条」を「第二十八条第一項に改め、「特別支援学校」の下に、「第二十八条第二項の規定は特別支援学校の幼稚園部を加える。」

（教育職員免許法の一部改正）

第四条 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号）の一部を次のように改正する。

附則第十八項中「に規定する保育士の登録をして」を「又は第十八条の二十八第一項の登録を受けて」に改める。

（児童虐待の防止等に関する法律の一部改正）

第五条 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項第一号中「又は」の下に「同項若しくは同条第二十一項の規定により登録一時保護委託者等（同条第二項に規定する登録一時保護委託者等をいう。以下同じ。）若しくは」を加える。

第十一条第五項中「、又は」の下に「同項若しくは同条第二十二項の規定により登録一時保護委託者等若しくは」を加える。

第十二条第一項中「若しくは第二項を」、「第

二項、第二十一項若しくは第二十二項」に改め、「一時保護」の下に「（以下「第三十三条一時保護」という。）を、「規定する施設の下に「次項において「措置施設」という。」を加え、同条第二項中「前項の施設」を「措置施設」に、「同項」を「前項」に改め、同条第三項中「同法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護」を「第三十三条一時保護」に、「きたす」を「来す」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第三十三条一時保護が行われている児童に
対して当該児童の保護者が児童虐待を行った
疑いがあると認められる場合において、当該
児童と当該保護者との面会又は通信を認めたと
すれば当該児童の心身に有害な影響を及ぼ
すおそれ大きいと認めるときは、児童相談
所長は、内閣府令で定めるところにより、当
該面会又は通信の全部又は一部を制限するこ
とができる。

第十二条に次の一項を加える。

5 第三十三条一時保護が行われている児童に
対して当該児童の保護者が児童虐待を行った
疑いがあると認められる場合において、当該

保護者に対し当該児童の住所又は居所を明らかにしたとすれば、当該児童の保護に著しい支障を来すと認めるときは、児童相談所長は、当該保護者に対し、当該児童の住所又は居所を明らかにしないものとする。

第十二条の二第一項中「適当な」を「同項若しくは同条第二十一項の規定により登録一時保護委託者等若しくは適当な」に改める。

第十二条の三中「児童相談所長は、」の下に「児童虐待を受けた児童について」を加え、「児童虐待を受けた児童について」を削り、「いる、」を「いる場合」に、「適当な」を「同項若しくは同条第二十一項の規定により登録一時保護委託者等若しくは適当な」に改める。

第十二条の四第一項中「児童福祉法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護を」第三十三条一時保護に改め、同条第五項中「児童福祉法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護」を「第三十三条一時保護」に、「同法」を「児童福祉法」に改める。

第十三条第二項及び第十三条の二中「第三十三条第二項」の下に「若しくは第二十二項」を加える。

第十三条の三第一項中「第四十三條第二項」を「第四十三條第四項」に改める。

第十三条の五中「同法第三十三條第一項又は第二項の規定による一時保護」を「第三十三條一時保護」に改める。

（構造改革特別区域法の一部改正）

第六條 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第十二條第一項中「第二十八條を」第二十八條第一項に改め、「同じ。」と」の下に「、同法第二十八條第二項（同法第八十二條において準用する場合を含む。）の表第二十七條の二第二項第三号の項中「含む。」が設置する幼稚園」とあるのは「含む。以下この号において同じ。」が設置する幼稚園又は構造改革特別区域法第十三條第一項の認定を受けた市町村の長（以下「認定市町村長」という。）が設置を認可した幼稚園」と、「当該」とあるのは「地方公共団体が設置する幼稚園にあつては当該」と、「教育委員会」とあるのは「教育委員会、認定市町村長が設置を認可した幼稚園にあつては当該」と、同表第二十七條の五第一項ただし書の項下欄中「都道府県知事又は市町村長」とを加え、同條第二項中「すべて」を「全て」に改める。

第十三條第一項中「すべて」を「全て」に、「学校設置非営利法人」とを「学校設置非営利法人」とに、「第二十八條を」第二十八條第一項に改め、「同じ。」と」の下に「、同法第二十八條第二項（同法第八十二條において準用する場合を含む。）の表第二十七條の二第二項第三号の項中「含む。」が設置する幼稚園」とあるのは「含む。以下この号において同じ。」が設置する幼稚園又は構造改革特別区域法第十三條第一項の認定を受けた市町村の長（以下「認定市町村長」という。）が設置を認可した幼稚園」と、「当該」とあるのは「地方公共団体が設置する幼稚園にあつては当該」と、「教育委員会」とあるのは「教育委員会、認定市町村長が設置を認可した幼稚園にあつては当該」と、同表第二十七條の五第一項ただし書の項下欄中「都道府県知事又は市町村長」とを加え、同條第二項中「すべて」を「全て」に改める。

（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正）

第七條 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

令和七年四月十八日 参議院會議録第十四号

児童福祉法等の一部を改正する法律案

目次中「第三章 幼保連携型認定こども園(第九条―第二十七条)」を「第三章 幼保連携型認定こども園(第九条―第二十七条)」を「第三章 幼保連携型認定こども園(第九条―第二十七条)」に、「第四章 入園児虐待の防止等(第二十七条の二―第二十七条の八)」に、「第四章」を「第五章」に、「第五章」を「第六章」に、「第六章」を「第七章」に改める。 第三条第一項中「第四章」を「第五章」に改め、同条第五項中「国立大学法人を含む」の下に「第四章を除き」を加える。 第十五条第一項中「登録」の下に「同法第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体の区域に所在する幼保連携型認定こども園に勤務する者にあつては、同法第十八条の十八第一項の登録又は当該認定地方公共団体の長による同法第十八条の二十八第一項の登録」を加え、「単」を削る。 第十九条第一項中「長」の下に「次章」を加える。 第六章を第七章とする。 第三十四条第一項中「(特別区の区長を含む。以下この条において同じ)」を削る。 第五章を第六章とし、第四章を第五章とし、第三章の次に次の一章を加える。 第四章 入園児虐待の防止等 (定義) 第二十七条の二 この章において「入園児虐待」とは、幼保連携型認定こども園の長、その職員その他の従業者(以下この章において「職員等」という。)が、園児について行う次に掲げる行為(当該幼保連携型認定こども園の管理下におけるものに限る。)をいう。 一 園児の身体に外傷が生じ、又は生ずるおそれのある暴行を加えること。 二 園児にわいせつな行為をすること又は園児をしてわいせつな行為をさせること。 三 園児の心身に重大な危険が生じ、又は生	ずるおそれがある場合において、業務上必要な注意を怠り、当該危険を防止するための必要な措置を講じないこと。 四 園児に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の園児に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 2 この章において「所管行政庁」とは、次の各号に掲げる幼保連携型認定こども園の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。 一 国が設置する幼保連携型認定こども園 当該幼保連携型認定こども園が属する国の行政機関の長 二 国立大学法人が設置する幼保連携型認定こども園 当該国立大学法人の長 三 指定都市等所在施設 指定都市等の長 四 前三号に掲げる幼保連携型認定こども園以外の幼保連携型認定こども園 当該幼保連携型認定こども園が所在する都道府県の知事 3 この章において「審議会等」とは、次の各号に掲げる所管行政庁の区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。 一 幼保連携型認定こども園が属する国の行政機関又は幼保連携型認定こども園を設置する国立大学法人の長 児童の福祉に関する事業に従事する者又は学識経験のある者であつて、第二十七条の六第一項に規定する事項に関し公正な判断をすることができ、そのものうちから、当該国の行政機関又は国立大学法人の長があらかじめ指定する者 二 指定都市等の長 児童福祉法第八条第四項に規定する市町村児童福祉審議会(以下この号において「市町村児童福祉審議会」という。)を設置する指定都市等の長にあつては市町村児童福祉審議会、市町村児童福祉審議会を設置しない指定都市等の長にあつては児童の福祉に関する事業に従事する者又は学識経験のある者であつて第二十七条	の六第一項に規定する事項に関し公正な判断をすることができ、そのものうちから当該指定都市等の長があらかじめ指定する者 三 都道府県知事 児童福祉法第八条第二項に規定する都道府県児童福祉審議会を設置する都道府県の知事にあつては当該都道府県児童福祉審議会、同条第一項ただし書に規定する都道府県の知事にあつては社会福祉法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会 (虐待等の禁止) 第二十七条の三 職員等は、入園児虐待その他の園児の心身に有害な影響を及ぼす行為をしてはならない。 (入園児虐待に係る通告等) 第二十七条の四 入園児虐待を受けたと思われる園児を発見した者は、速やかに、その旨を都道府県知事又は市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)に通告しなければならない。 2 前項の規定による通告(以下この章において「一般通告」という。)は、児童福祉法第十六条第一項に規定する児童委員(第六項において「児童委員」という。)を介して行うことができる。 3 園児は、入園児虐待を受けたときは、その旨を都道府県知事又は市町村長に届け出ることができる。 4 刑法明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、一般通告(虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。)をすることを妨げるものと解釈してはならない。 5 幼保連携型認定こども園の設置者は、職員等が、一般通告をしたことを理由として、当該職員等に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。 6 一般通告若しくは第三項の規定による届出	(以下この章において「園児届出」という。)に係る事務を行う都道府県若しくは市町村の職員又は一般通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であつて当該一般通告又は園児届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。 (通告等を受けた場合の措置) 第二十七条の五 都道府県知事又は市町村長は、一般通告又は園児届出を受けた場合において、当該一般通告又は園児届出に係る入園児虐待の防止又は園児の保護のため必要があると認めるときは、当該園児に係る幼保連携型認定こども園の所管行政庁に、速やかに、その旨を通知しなければならない。ただし、当該都道府県知事又は市長が当該園児に係る幼保連携型認定こども園の所管行政庁である場合は、この限りでない。 2 所管行政庁は、次に掲げる場合において、入園児虐待の防止又は園児の保護のため必要があると認めるときは、速やかに、園児の状況その他の前項の規定による通知、一般通告又は園児届出に係る事実を確認するための措置を講ずるものとする。 一 前項の規定による通知を受けた場合 二 自らが所管行政庁である幼保連携型認定こども園について一般通告又は園児届出を受けた場合 3 所管行政庁は、前項に規定する措置を講じた場合において、入園児虐待の防止又は当該措置に係る園児若しくは当該園児と共に在籍する他の園児の保護のため必要があると認めるときは、当該園児に係る幼保連携型認定こども園の設置者に対する指導又は助言その他の園児の安全な環境を確保するために必要な措置を講ずるものとする。 (審議会等への報告等) 第二十七条の六 所管行政庁は、前条第二項又は第三項に規定する措置を講じたときは、速
--	--	--	--

やかに、当該措置の内容、当該措置に係る園児の状況その他の主務省令で定める事項を審議会等に報告するものとする。

2 審議会等は、前項の規定による報告を受けたときは、その報告に係る事項について、当該所管行政庁に対し、意見を述べるることができる。

3 審議会等は、前項に規定する事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、職員等その他の関係者に対し、説明、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(公表)

第二十七条の七 次の各号に掲げる所管行政庁は、毎年度、自らが所管行政庁である幼保連携型認定こども園において発生した入園児虐待の状況、第二十七条の五第二項又は第三項の規定により講じた措置その他主務省令で定める事項を当該各号に定める者に報告するものとする。

一 第二十七条の二第二項第一号及び第二号に定める者(主務大臣を除く。) 主務大臣

二 第二十七条の二第二項第三号に定める者 都道府県知事

2 主務大臣及び都道府県知事は、毎年度、主務省令で定めるところにより、自らが所管行政庁である幼保連携型認定こども園において発生した入園児虐待の状況、第二十七条の五第二項又は第三項の規定により講じた措置、前項の規定により報告を受けた事項その他主務省令で定める事項を公表するものとする。

(調査研究)

第二十七条の八 国は、入園児虐待の事例の分析を行うとともに、入園児虐待の予防及び早期発見のための方策並びに入園児虐待があった場合の適切な対応方法に資する事項についての調査及び研究を行うものとする。

(子ども・子育て支援法の一部改正)

第八条 子ども・子育て支援法(平成二十四年法

律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第七条第七項を次のように改める。

7 この法律において「小規模保育」とは、次に掲げる保育をいう。

一 児童福祉法第六条の第三十項に規定する小規模保育事業(同項第三号に掲げる事業を除く。)として行われる保育(第四十三条第二項第二号において「満三歳未満等小規模保育」という。)

二 児童福祉法第六条の第三十項に規定する小規模保育事業(同項第三号に掲げる事業に限る。)として行われる保育(以下「満三歳以上限定小規模保育」という。)

第二十七条第一項中「第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」の下に「(以下「教育認定子ども」という。)」を加え、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、「同条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」の下に「(以下「満三歳以上保育認定子ども」という。)」を加える。

第二十八条第一項第二号中「第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」及び「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同項第三号中「第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」及び「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満三歳以上保育認定子ども」に改める。

第二十九条第一項中「満三歳未満保育認定子ども」を、「次の各号に掲げる教育・保育給付認定子ども」に、「を受けた」を「のうち当該各号に定めるものを受けた」に、「当該満三歳未満保育認定子ども」を「当該教育・保育給付認定子ども」に改め、「(保育必要量の範囲内のものに限

る。以下「満三歳未満保育認定地域型保育」という。)」を削り、同項に次の各号を加える。

一 満三歳以上保育認定子ども 満三歳以上保育認定子どもを対象とする特定地域型保育(満三歳以上限定小規模保育に限る。)であつて、保育必要量の範囲内のもの(以下「満三歳以上限定保育認定地域型保育」という。)

二 満三歳未満保育認定子ども 満三歳未満保育認定子どもを対象とする特定地域型保育であつて、保育必要量の範囲内のもの(以下「満三歳未満保育認定地域型保育」という。)

第二十九条第二項中「から」の下に「満三歳以上限定保育認定地域型保育又は」を加え、「する満三歳未満保育認定子ども」を「する保育認定子ども(満三歳以上保育認定子ども及び満三歳未満保育認定子どもをいう。以下同じ。)」に改め、「提示して当該」の下に「満三歳以上限定保育認定地域型保育又は」を加え、「当該満三歳未満保育認定子ども」を「当該保育認定子ども」に改め、同条第三項第一号中「現に当該」の下に「満三歳以上限定保育認定地域型保育又は」を加え、「[現に満三歳未満保育認定地域型保育に要した費用の]」を削り、同条第五項中「満三歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、「から」及び「べき当該」の下に「満三歳以上限定保育認定地域型保育又は」を加える。

第三十条第一項中「第十九条第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」以下「保育認定子ども」という。を「保育認定子ども」に改め、同項第一号中「満三歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項第二号中「第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」及び「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同項第

三号中「第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満三歳以上保育認定子ども」に、「特定地域型保育のうち同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対して提供されるもの」を「満三歳以上保育認定子どもを対象とする特定地域型保育(満三歳以上限定小規模保育を除く。)」に、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る」を「満三歳以上保育認定子どもに係る」に改め、同項第四号中「をいい、第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「(教育認定子ども)」に、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、「限る。」の下に「をいう。」を加える。

第三十条の五第七項各号中「第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満三歳以上保育認定子ども」に改める。

第四十三条第一項を次のように改める。

第二十九条第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより、地域型保育事業を行う者の申請により、地域型保育事業の種類及び事業所ごとに利用定員を定めて、市町村長が行う。

第四十三条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次の二項を加える。

2 前項の利用定員は、同項の申請に係る地域型保育事業についての次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める利用定員とする。

一 満三歳以上限定小規模保育の事業 第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

二 家庭的保育、満三歳未満等小規模保育及び居宅訪問型保育の事業 第十九条第三号

に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員
員
三 事業所内保育の事業 労働者等監護満三歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員
三 前項第三号の「労働者等監護満三歳未満小学校就学前子ども」とは、次の各号に掲げる事業所内保育の事業の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもをいう。
一 児童福祉法第六条の三第十二項第一号イに掲げる施設において行う事業所内保育の事業 同号イに規定する労働者の監護する第十九条第三号に掲げる小学校就学前子ども
二 児童福祉法第六条の三第十二項第一号ロに掲げる施設において行う事業所内保育の事業 同号ロに規定する労働者の監護する第十九条第三号に掲げる小学校就学前子ども
三 児童福祉法第六条の三第十二項第一号ハに掲げる施設において行う事業所内保育の事業 同号ハに規定する共済組合等の構成員の監護する第十九条第三号に掲げる小学校就学前子ども
第四十五条第二項を次のように改める。
二 特定地域型保育事業者は、前項の申込みに係る保育認定子どもに当該申込みに係る特定地域型保育を利用させることとした場合には当該特定地域型保育事業者が行う当該特定地域型保育を利用する保育認定子どもの総数が当該特定地域型保育事業者について定められた利用定員の総数を超えることとなることを認めるときは、内閣府令で定めるところにより、当該申込みに係る保育認定子どもを公正な方法で選考しなければならない。
第四十五条第三項中「満三歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に、「地域型保育を」

を「特定地域型保育を」に改め、同条第四項中「地域型保育の」を「特定地域型保育の」に改める。
第五十四条第一項中「満三歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。
第五十五条第二項第一号及び第二号並びに第五十六条第一項中「地域型保育事業所」を「地域型保育事業を行う事業所」に改める。
第六十一条第二項第一号を次のように改める。
一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域(以下「教育・保育提供区域」という。)ことの次に掲げる事項
イ 各年度の当該教育・保育提供区域における特定教育・保育施設に係る第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもとの区分ごとの必要利用定員総数
ロ 各年度の当該教育・保育提供区域における特定地域型保育事業所に係る第十九条第二号に掲げる小学校就学前子ども(満三歳以上限定小規模保育を利用するものに限る。)の必要利用定員総数
ハ 各年度の当該教育・保育提供区域における特定地域型保育事業所に係る第十九条第三号に掲げる小学校就学前子ども(事業所内保育の事業を行う事業所に係る第四十三条第三項に規定する労働者等監護満三歳未満小学校就学前子どもを除く。)の必要利用定員総数
ニ その他各年度の当該教育・保育提供区域における教育・保育の量の見込み
ホ 各年度に当該教育・保育提供区域において実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
第六十六条の三第一項中「第十九条第二号に

掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満三歳以上保育認定子ども」に改める。
第七十二条第一項第二号中「第四十三条第二項」を「第四十三条第四項」に改める。
附則第九条第一項中「第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改める。
(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)
第九条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。
附則第五条第一項中「新認定こども園法」を「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」に改め、「登録」の下に「(同法第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体の区域に所在する幼保連携型認定こども園に勤務する者にあつては、同法第十八条の十八第一項の登録又は当該認定地方公共団体の長による同法第十八条の二十八第一項の登録)」を加える。
(医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の一部改正)
第十条 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(令和三年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。
第九条第二項中「保育士」の下に「、児童福祉法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士」を加える。
(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の一部改正)
第十一条 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和六年法律第六十九号)の一

部を次のように改正する。
第二条第三項に次の一号を加える。
三 児童福祉法第三十三条第一項第一号に規定する登録一時保護委託者(次項第十八号において「登録一時保護委託者」という。)
第二条第四項に次の一号を加える。
十八 登録一時保護委託者が一時保護を行う施設(第十六条第一項及び第三十三条第三項第三号において「登録一時保護委託施設」という。)の管理者及び当該一時保護の業務に従事する者
第十二条第四号中「第三十四条の十七第一項」の下に「、第三十四条の二十五第一項」を加える。
第十六条第一項中「事業所」の下に「、登録一時保護委託施設」を加える。
第二十七条第二項中「第三十四条の十七第一項」の下に「、第三十四条の二十五第一項」を加える。
第三十三条第三項第三号中「学校等」の下に「若しくは登録一時保護委託施設」を加える。
附則
(施行期日)
第一条 この法律は、令和七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 附則第二十一条の規定 公布の日
二 第一条中児童福祉法第三十三条の三の三の改正規定並びに第五条中児童虐待の防止等に関する法律第十二条の改正規定(同条第一項中「若しくは第二項」を「第二項、第二十一項若しくは第二十二項」に改める部分を除く。)、同法第十二条の四第一項及び第五項の改正規定並びに同法第十三条の五の改正規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日
三 第一条中児童福祉法第六条の三十項の改正規定及び同法第三十四条の十五第五項た

し書の改正規定、第五条中児童虐待の防止等に関する法律第十三条の三第一項の改正規定並びに第八条の規定並びに附則第五条、第九条、第十三条及び第十七条の規定 令和八年四月一日 四 第二条の規定、第五条の規定(前二号に掲げる改正規定を除く。)及び第十一条の規定並びに附則第四条及び第七条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日 (検討) 第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 (満三歳以上限定小規模保育事業の認可に関する準備行為等) 第三条 第一条の規定(附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の児童福祉法(以下「第三号施行日新児童福祉法」という。)第六条の第三十項第三号に掲げる事業(第四項において「満三歳以上限定小規模保育事業」という。)について第三号施行日新児童福祉法第三十四条の十五第二項の認可を受けようとする者は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(以下「第三号施行日」という。)前においても、同項の規定の例により、その申請を行うことができる。	行日新児童福祉法第三十四条の十五第三項及び第五項中「次条第一項の条例」とあるのは、「次条第二項の内閣府令」と読み替えるものとする。 3 前項の認可は、第三号施行日以後は、第三号施行日新児童福祉法第三十四条の十五第二項の認可とみなす。 4 満三歳以上限定小規模保育事業に係る第三号施行日新児童福祉法第三十四条の十六第二項の内閣府令で定める基準は、第三号施行日から起算して一年を経過する日(その日より前に満三歳以上限定小規模保育事業に係る同条第一項の条例が制定された市町村(特別区を含む。附則第六条第三項において同じ。)にあつては、同日以前の当該条例で定める日)までの間は、満三歳以上限定小規模保育事業に係る第三号施行日新児童福祉法第三十四条の十六第一項の条例で定められた基準とみなす。 (一時保護に関する経過措置) 第四条 第二条の規定による改正後の児童福祉法(次条において「第四号施行日新児童福祉法」という。)第三十三条第一項、第二項、第十九項及び第二十項の規定は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(以下「第四号施行日」という。)以後に行われる一時保護の委託について適用し、第四号施行日前行われた一時保護の委託については、なお従前の例による。 (第四号施行日新児童福祉法第三十三条第一項第一号の登録に関する準備行為等) 第五条 第四号施行日新児童福祉法第三十三条第一項第一号の登録を受けようとする者は、第四号施行日前行においても、第四号施行日新児童福祉法第三十四条の二十二第一項の規定の例により、その申請を行うことができる。 2 都道府県知事は、前項の規定により登録の申請があつた場合には、第四号施行日前行においても、第四号施行日新児童福祉法第三十四条の二	十二第二項から第五項までの規定の例により、当該登録をすることができる。この場合において、同条第二項中「一時保護を適正に行うために必要なものとして条例」とあるのは、「次項の内閣府令」と読み替えるものとする。 3 前項の登録は、第四号施行日以後は、第四号施行日新児童福祉法第三十三条第一項第一号の登録とみなす。 4 第四号施行日新児童福祉法第三十四条の二十二第三項の内閣府令で定める基準は、第四号施行日から起算して一年を経過する日(その日より前に同条第二項の条例が制定された都道府県にあつては、同日以前の当該条例で定める日)までの間は、同条第二項の条例で定められた基準とみなす。 (満三歳以上限定小規模保育を行う特定地域型保育事業者の確認に関する準備行為等) 第六条 第八条の規定による改正後の子ども・子育て支援法(以下「新子ども・子育て支援法」という。)第七条第七項第二号に規定する満三歳以上限定小規模保育(第三項において「満三歳以上限定小規模保育」という。)について新子ども・子育て支援法第二十九条第一項の確認を受けようとする者は、第三号施行日前行においても、新子ども・子育て支援法第四十三条第一項の規定の例により、その申請を行うことができる。 2 市町村長は、前項の規定により確認の申請があつた場合には、第三号施行日前行においても、新子ども・子育て支援法第四十三条第一項、第二項(第一号に係る部分に限る。)及び第四項の規定の例により、利用定員を定め、当該確認をすることができる。この場合において、当該確認は、第三号施行日以後は、新子ども・子育て支援法第二十九条第一項の確認とみなす。 3 満三歳以上限定小規模保育に係る新子ども・子育て支援法第四十六条第三項の内閣府令で定める基準は、第三号施行日から起算して一年を	経過する日(その日より前に満三歳以上限定小規模保育に係る同条第二項の条例が制定された市町村にあつては、同日以前の当該条例で定める日)までの間は、満三歳以上限定小規模保育に係る同条第二項の条例で定められた基準とみなす。 (学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置) 第七条 附則第五条第二項の規定により登録を受けた者が第四号施行日の前日までに当該登録に係る一時保護を行う施設の管理者の業務又は当該施設における一時保護の業務に従事させることを決定していた者であつて、第四号施行日以後にこれらの業務に従事させるものは、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律第四条第一項から第三項までの規定の適用については、同条第一項に規定する施行時現職者とみなす。 (地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正) 第八条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。 第四十七条の四第一項中「第二十八条」を「第二十八条第一項」に改める。 (母子及び父子並びに寡婦福祉法の一部改正) 第九条 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。 第二十八条第一項中「第四十三条第二項」を「第四十三条第四項」に改める。 (住民基本台帳法の一部改正) 第十条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。 別表第二の五の三の項を次のように改める。	令和七年四月十八日 参議院会議録第十四号 児童福祉法等の一部を改正する法律案
--	---	--	--	---

五の三 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体（別表第三の七の三の項及び別表第四の四の三の項において「認定地方公共団体」という。）又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第 号。以下この項、別表第三の七の三の項、別表第四の四の三の項及び別表第五第八号の三において「令和七年改正法」という。）附則第十四条に規定する特区地方公共団体（別表第三の七の三の項及び別表第四の四の三の項において「特区地方公共団体」という。）である指定都市の長		児童福祉法による同法第十八条の二十八第一項の登録又は令和七年改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項に規定する準用旧児童福祉法（別表第三の七の三の項、別表第四の四の三の項及び別表第五第八号の三において「準用旧児童福祉法」という。）第十八条の十八第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
別表第三の七の三の項を次のように改める。		
七の三 認定地方公共団体又は特区地方公共団体である都道府県の知事	児童福祉法による同法第十八条の二十八第一項の登録又は令和七年改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた準用旧児童福祉法第十八条の十八第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
別表第四の四の三の項を次のように改める。		
四の三 認定地方公共団体又は特区地方公共団体である指定都市の長	児童福祉法による同法第十八条の二十八第一項の登録又は令和七年改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた準用旧児童福祉法第十八条の十八第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
別表第五第八号の三を次のように改める。		
八の三 児童福祉法による同法第十八条の二十八第一項の登録又は令和七年改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた準用旧児童福祉法第十八条の十八第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの		

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正) 第十一条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。 別表八の項の次に次のように加える。		
八の二 児童福祉法第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体の長	児童福祉法による地域限定保育士の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの	
別表百三十の二の項を削り、同表に次のように加える。		
百三十七 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第 号）附則第十四条に規定する特区地方公共団体の長	児童福祉法等の一部を改正する法律附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）による国家戦略特別区域限定保育士の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの	う。第十二条の五第三項に規定する事業実施区域であった区域を管轄する都道府県（同条第十二項に規定する場合にあつては、同項に規定する試験実施指定都市。次条第一項において「特区地方公共団体」という。）の長は、令和八年三月三十一日までの間は、なお従前の例により、施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第六項（同条第十二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次条第一項において同じ。）に規定する国家戦略特別区域限定保育士試験（次条第一項において「国家戦略特別区域限定保育士試験」という。）を実施することができる。（旧試験合格者等に関する経過措置） 第十五条 施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第六項の規定によりこの法律の施行の日前に実施された国家戦略特別区域限定保育士試験又は前条の規定によりなお従前の例により同日以後に実施された国家戦略特別区域限定保育士試験に合格した者（次項において「旧試験合格者」という。）及びこれらの国家戦略特別区域限定保育士試験に係る特区地方公共団体について

は、施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五
第一項、第二項、第四項、第五項(同条第十二
項の規定により読み替えて適用する場合を含む。
)、第七項、第九項、第十項、第十一項(同
条第十二項の規定により読み替えて適用する場
合を含む。)、第十五項、第十六項及び第十九項
並びに準用旧児童福祉法(同条第八項(同条第十
二項の規定により読み替えて適用する場合を含
む。))において読み替えて準用する第一条の規定

(附則第一条第二号及び第三号に掲げる改正規
定を除く。次項において同じ。))による改正前の
児童福祉法をいう。以下同じ。))第八條第一項及
び第九項、第十八條の十八から第十八條の二十
の三まで、第十八條の二十一、第十八條の二十
二並びに第四十八條の四第三項の規定は、なお
その効力を有する。この場合において、次の表
の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句
は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

施行日前国家戦略特別区域法第 十二条の五第四項第三号	第十七項から第十九項 まで	第十九項の規定若しくは児童福祉法 等の一部を改正する法律(令和七年 法律第 号)附則第二十條の規 定によりなお従前の例によることと される第十七項若しくは第十八項
施行日前国家戦略特別区域法第 十二条の五第四項第五号	児童福祉法第十八條の 十九第一項第二号若し くは第三号又は第二項 の規定により登録を取 り消され、その取消し の日から起算して三年 を経過しない	児童福祉法等の一部を改正する法律 第一条の規定(同法附則第一条第二 号及び第三号に掲げる改正規定を除 く。))による改正後の児童福祉法第十 八條の五第四号又は第五号に該当す る
準用旧児童福祉法第十八條の十 九第一項第三号	ほか	ほか、保育士若しくは地域限定保育 士(児童福祉法等の一部を改正する 法律(令和七年法律第 号)第一 條の規定(同法附則第一条第二号及 び第三号に掲げる改正規定を除く。)) による改正後の児童福祉法第十八條 の二十九に規定する地域限定保育士 をいう。第十八條の二十の二第一項 各号において同じ。))の登録又は前条 第一項の登録を受けた日(取消しに 係る登録が第十八條の二十の二第二 項の規定により受けたものである場 合にあつては、当該登録を受けた 日)以後に

準用旧児童福祉法第十八条の二十の二第一項各号	又は	、地域限定保育士又は
2 旧試験合格者についての第一条の規定による改正後の児童福祉法（以下この項において「施行日新児童福祉法」という。）第十八条の五、第十八条の十九第一項、第十八条の二十の二（施行日新児童福祉法第十八条の三十三第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第十八条の二十八第一項、第十八条の三十四第一項及び第十八条の三十六の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる施行日新児童福祉法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。		

第十八條の五	各号	各号又は児童福祉法等の一部を改正 する法律(令和七年法律第 号。以下「令和七年改正法」という。)) 附則第十五條第一項の規定によりな おその効力を有するものとされる令 和七年改正法附則第十四條に規定す る施行日前国家戦略特別区域法(以 下「なお効力を有する旧国家戦略特 別区域法」という。))第十二條の五第 四項第四号
第十八條の十九第一項	各号	各号又はなお効力を有する旧国家戦 略特別区域法第十二條の五第四項第 四号
第十八條の十九第一項第三号	又は	、旧国家戦略特別区域限定保育士登 録(令和七年改正法附則第十五條第 三項に規定する旧国家戦略特別区域 限定保育士登録をいう。以下同じ。)) 又は
第十八條の二十の二第二項	第十八條の五各号	第十八條の五各号又はなお効力を有 する旧国家戦略特別区域法第十二條 の五第四項第四号
第十八條の二十の二第二項各号	又は	、旧国家戦略特別区域限定保育士登 録又は
第十八條の二十八第一項ただし 書及び第十八條の三十四第一項	各号	各号又はなお効力を有する旧国家戦 略特別区域法第十二條の五第四項第 四号

第十八条の三十四第一項第三号及び第十八条の三十六第一項	又は	、旧国家戦略特別区域限定保育士登録又は
第十八条の三十六第二項	認定地方公共団体	認定地方公共団体又は令和七年改正法附則第十四条に規定する特区地方公共団体
	保育士若しくは	保育士、旧国家戦略特別区域限定保育士登録を受けている者若しくは
	保育士登録若しくは	保育士登録、旧国家戦略特別区域限定保育士登録若しくは
	保育士登録又は	保育士登録、旧国家戦略特別区域限定保育士登録又は
第十八条の三十六第三項	保育士又は	保育士、旧国家戦略特別区域限定保育士登録を受けている者又は

3 旧国家戦略特別区域限定保育士登録(第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる準用旧児童福祉法第十八条の十八第一項の登録をいう。)を受けている者についての次の各号に掲げる規定の適用については、当該各号に定める規定中「同法第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体」とあるのは「児童福祉法等の一部を改正する法律(令和七年法律第 号 附則第十四条に規定する)」と、「同法第十八条の十八第一項」とあるのは「同項」と、「認定地方公共団体の長による同法第十八条の二十八第一項の登録」とあるのは「区域を管轄する同条に規定する特区地方公共団体の長による同法附則第十五条第三項に規定する旧国家戦略特別区域限定保育士登録」とする。

一 第七条の規定による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十五条第一項及び第四項並びに第四十条(第一号及び第二号に係る部分に限る。) 同法第十五条第一項

二 第九条の規定による改正後の就学前の子ど

もに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第十五条第一項 同項

(指定試験機関等に関する経過措置)

第十六条 準用旧児童福祉法第十八条の八第三項及び第十八条の十一第一項に規定する国家戦略特別区域限定保育士試験委員並びに準用旧児童福祉法第十八条の九第一項に規定する指定試験機関(次項において「指定試験機関」という。)の役員及び職員並びにこれらの職にあった者に係るその行った同条第一項に規定する試験事務(以下この条において「試験事務」という。)に關して知り得た秘密を漏らしてはならない義務(附則第十四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における試験事務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない義務を含む。)については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

2 指定試験機関が行った試験事務に係る処分又はその不作為に関する審査請求(附則第十四条の規定によりなお従前の例によることとされる

場合における試験事務に係るものを含む。)については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

(国家戦略特別区域小規模保育事業に関する経過措置)

第十七条 読替後旧子ども・子育て支援法(附則第十三条の規定による改正前の国家戦略特別区域法(次項において「第三号施行日前国家戦略特別区域法」という。)(第十二条の第四項の規定により読み替えて適用する第八条の規定による改正前の子ども・子育て支援法をいう。次項及び第三項において同じ。)(第二十九条第一項に規定する特定満三歳以上保育認定地域型保育を受けた同項に規定する満三歳以上保育認定子どもに係る子ども・子育て支援法第二十条第四項に規定する教育・保育給付認定保護者に対する同法第十一条に規定する地域型保育給付費及び特別地域型保育給付費の支給については、なお従前の例による。

2 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に国家戦略特別区域小規模保育事業(第三号施行日前国家戦略特別区域法第十二条の四第一項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業をいう。次項において同じ。)に係る読替後旧児童福祉法(第三号施行日前国家戦略特別区域法第十二条の四第三項の規定により読み替えて適用する第一条の規定(同号に掲げる改正規定に限る。))による改正前の児童福祉法をいう。次項において同じ。)(第三十四条の十五第二項の認可又は読替後旧子ども・子育て支援法第二十九条第一項の認可又は読替後旧子ども・子育て支援法第二十九条第一項の認可又は新子ども・子育て支援法第二十九条第一項の認可を受けたものとみなす。

3 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現にされている国家戦略特別区域小規模保育事業に係る読替後旧児童福祉法第三十四条の十五第二項の認可の申請又は読替後旧子ども・子育て支援法第二十九条第一項の認可の申請は、それぞれ第三号施行日新児童福祉法第六条の第三十項第一号及び第三号に掲げる事業に係る第三号施行日新児童福祉法第三十四条の十五第二項の認可の申請又は新子ども・子育て支援法第二十九条第一項の認可の申請とみなす。

(民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律の一部改正)

第十八条 民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律(平成二十八年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

第八条第五号及び第二十六条第三号中「第三十三条の十」を「第三十三条の十第一項」に改める。

(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十九条 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律(令和七年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第二条のうち学校教育法第二十八条の改正規定中「第二十八条」を「第二十八条第一項」に改める。

第十四条のうち就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第五条第一項の改正規定中「新認定こども園法」を「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」に改め、を削る。

(罰則に関する経過措置)

第二十条 この法律(附則第一条第三号に掲げる

規定については、当該規定。以下この条において同じ。の施行前にした行為並びに附則第十四条、第十六条第一項及び第十七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)
第二十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

審査報告書

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

令和七年四月十七日

環境委員長 青山 繁晴
参議院議長 関口 昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における一部の鳥獣の生息地の範囲の拡大等起因する人の生命又は身体に対する危害の発生の実情に鑑み、当該危害を防止するため、危険鳥獣の銃器を使用した捕獲等に関する制度を創設しようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。
なお、別紙の附帯決議を行った。
二、費用
本法律案のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。
一、危険鳥獣の銃猟の安全対策に万全を期するため、市町村を始めとする関係者に対して、現場での迅速かつ適切な判断が可能となるよう、本

法の内容を関係法令との関係も含めて十分周知するとともに、関係省庁で連携して安全かつ効果的な出沒対応に関するガイドライン等の作成や研修の実施等の支援を図ること。また、危険鳥獣の出沒時の連絡体制及び対応方針の事前調整や実地訓練の定期的な実施について必要な支援を行うこと。

二、本法の円滑な運用とともに、危険鳥獣の捕獲等に当たつての担い手への必要な経費が確保されるよう、地方公共団体に対する財政支援の充実に努めること。

三、狩猟者の減少・高齢化等を踏まえ、鳥獣による被害防止に向けた捕獲体制を強化するため、専門的技術を有する認定鳥獣捕獲等事業等に従事する者の更なる技術向上及び育成について、積極的な支援を行うこと。

四、クマ対策については、捕殺だけでなく、人の生活圏への出沒を未然に防止することが重要であることから、生息状況把握のための適切なモニタリングの実施を始め、クマの生息環境の整備や保全、人とクマがすみ分けて共存するためのゾーニング管理などの出沒抑制対策に関係省庁で十分連携を図りつつ取り組むこと。また、これらの取組を進めるため、野生動物管理の計画・立案等を担う専門人材の育成・確保を進めること。

五、捕殺による被害対策の効果は限定的で、クマ等による人身被害の予防や野生動物との軋轢の根本的な解決には、防護柵等による被害防除や誘引物除去、犬を活用した追い払いの実施など、人と野生動物とのすみ分けのための環境整備がとりわけ有効であることから、地域が効果的に取り組めるように支援策を整備し、必要な予算を確保すること。

六、くくりわな又は箱わなによる錯誤捕獲は、意図せぬクマの捕殺や野生動物に不必要な苦痛を与えることにつながるおそれ大きいことから、錯誤捕獲の発生防止対策を検討すること。

七、捕獲等を行った野生鳥獣の有効利用について、より安全な提供による消費者の安心の確保を図りつつ、その円滑な流通を促進するための環境整備等必要な措置を講ずること。

八、令和十二年度までに鉛製銃弾に起因する鳥類での鉛中毒の発生をゼロとすることを目指して令和七年度から鉛製銃弾の段階的な使用規制を開始されることを踏まえ、その影響についての科学的知見も踏まえつつ、非鉛製銃弾の使用の促進を図る取組を進めること。

九、森林、里地里山、河川など、野生動物の生息環境の整備・保全と生態系ネットワークの構築・維持を進めるため、ネイチャーポジティブの取組を一層強化すること。
右決議する。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決しよって国会法第八十三条により送付する。
令和七年四月十日

衆議院議長 額賀福志郎
参議院議長 関口 昌一殿

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 狩猟の適正化」を「第三章の二 緊急銃猟(第三十四条の二―第三十四条の六)」に改める。

第二条第十項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項を第十項とし、第六項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、第五項の次に次の一項を加える。

6 この法律において「危険鳥獣」とは、熊その他の人の日常生活圏に出現した場合に人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれ大きいものとして政令で定める鳥獣をいう。

第三条第二項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 危険鳥獣の管理に関する事項
第四条第二項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 危険鳥獣の当該都道府県の区域内における生息の状況その他の事情を勘案して必要があると認める場合においては、当該危険鳥獣の人の日常生活圏への侵入の防止に関する事項
第十一条第一項第一号中「次章第一節」を「第四章第一節」に改める。

第十二条第六項中「第二条第十項」を「第二条第十一項」に改める。

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 緊急銃猟
(緊急銃猟)
第三十四条の二 市町村長(特別区の区長を含む。以下この章において同じ。)は、危険鳥獣が、住居、広場その他の人の日常生活の用に供されている場所又は電車、自動車、船舶その他の人の日常生活の用に供されている乗物(以下この項において「住居等」という。)に侵入していること又は侵入するおそれ大きいことを把握し、かつ、当該危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止するための措置を緊急に講ずる必要があると認める場合において、銃器を使用した鳥獣の捕獲等(以下「銃猟」という。)以外の方法によつては的確かつ迅速に当該危険鳥獣の捕獲等を行うことが困難であり、かつ、

第三十四条の四の規定による措置その他の措置を講ずることにより銃猟によつて人に弾丸の到達するおそれその他の人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがないと認めるときは、住居等又はその付近において、当該危険鳥獣について銃猟をすることができ。

2 市町村長は、前項の規定による銃猟（以下「緊急銃猟」という。）をしようとするときは、その職員に緊急銃猟を実施させ、又はその職員以外者に委託して緊急銃猟を実施させることができる。この場合において、市町村長は、緊急銃猟を実施する場所、緊急銃猟の実施に当たり留意すべき事項その他の緊急銃猟の実施に関する事項をこれらの者に明らかにするものとする。

3 市町村長は、前項の規定により緊急銃猟を実施させる場合には、第三十九条第一項に規定する狩猟免許を受けた者であることその他の適正に緊急銃猟を実施するために必要な経験、技能及び知識を有する者として政令で定める要件を備える者に緊急銃猟を実施させるものとする。

4 緊急銃猟を実施する者は、その身分を示す証拠を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

5 緊急銃猟として実施する行為については、第八条、第十五条第四項、第十七条、第三十五条第二項及び第三項並びに第三十八条の規定は、適用しない。ただし、同条第三項「弾丸の到達するおそれのある人に向かつてする銃猟の制限に係る部分に限る。」の規定については、市町村長の指揮を受け、人の生命又は身体に危害を及ぼすことがないように当該緊急銃猟を実施する場合に限る。

（緊急銃猟等のための土地の立入り等）
第三十四条の三　市町村長は、緊急銃猟をし、又は緊急銃猟により捕獲等をした危険鳥獣の適切な処理をするために必要の限度において、その職員に他人の土地に立ち入らせ、若しくは障害

物を除去させ、又はその職員以外の者に委託して他人の土地に立ち入らせ、若しくは障害物を除去させることができる。

2 前項の規定による措置を実施する者は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(安全を確保するための措置)

第三十四条の四 市町村長は、緊急銃狢をしようとする場合において、緊急銃狢の実施に伴う人の生命又は身体に対する危害を防止するため必要があると認めるときは、政令で定める手続に従い、当該危害が発生するおそれのある場所の通行を禁止し、又は制限することができる。

2 市町村長は、緊急銃猟をしようとする場合において、緊急銃猟の実施に伴う人の生命又は身体に対する危害を防止するため必要があると認めるときは、当該危害が発生するおそれのある地域の住民に対し、避難すべき旨を指示することができるとしている。

(都道府県知事に対する応援の要求等)

第三十四条の五 市町村長は、緊急銃猟をする必要があるとき、都道府県知事に対し、的確かつ迅速に当該緊急銃猟をし、又は第三十四条の第三項若しくは前条の規定による措置を講ずるため、応援を求めることができる。この場合において、当該応援を求められた都道府県知事は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

2 前項の応援に従事する者は、同項に規定する措置の実施については、当該応援を求めた市町村長の指揮の下に行動するものとする。

3 第一項の規定により都道府県知事の応援を受けた市町村長は、当該応援に要した費用を負担しなければならない。

第三十四条の六 市町村長は、緊急銃猟の実施又は第三十四条の三第一項の規定による措置のため

め損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失の補償をする。

2 前項の補償を受けようとする者は、市町村長にその請求をしなければならない。

3 市町村長は、前項の請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、その請求をした者に通知しなければならない。

4 前項の規定による金額の決定に不服がある者は、同項の規定による通知を受けた日から六月を経過する日までの間に、訴えをもつてその増額の請求をすることができる。

5 前項の訴えにおいては、市町村(特別区を含む)を被告とする。

第三十五条第十二項中「前条第三項」を「第三十四条第三項」に、「次条第十二項」を「第三十五条第十二項」に改める。

第三十八條第一項中「銃器を使用した鳥獸の捕獲等(以下「銃獵」という。)」を「銃獵」に改める。

第三十九條第三項の表中「第二條第六項」を「第二條第七項」に改める。

第五十五条第一項ただし書中「及び第十一
一項第二号」を、「第十一一条第一項第二号」に改
め、「掲げる場合」の下に「及び緊急銃猟を実施す
る場合」を加える。

第八十三條第一項中「者」を場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「者」を「とき」に、「を除く。」を「であるときを除く。」に改め、同項第二号中「者」を「とき」に、「者及び」を「者であるとき及び」に、「を除く。」を「であるときを除く。」に改め、同項第六号中「受けた者」を「受けたとき」に改め、同号とし、同項第五号中「者」を「とき」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「者」を「とき」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「者」を「とき」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の二中「者」を「とき」に、「者及び」を「者であるとき及び」に、「を除く。」を「であ

るときを除く。』に改め、同号を同項第三号とし、同条第二項及び第三項中「第二号の二」を「第三号」に、「第四号」を「第五号」に、「第五号」を「第六号」に改める。

第八十四条第一項中「者」を場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「者」を「とき。」に改め、同項第二号中「使用させた者」を「使用させたとき。」に改め、同項第三号中「使用した者」を「使用したとき。」に改め、同項第四号から第七号までの規定中「者」を「とき。」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第八十四条の二第三十四条の四第一項の規定による通行の禁止又は制限に違反したときは、当該違反行為をした者は、三月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

第八十五條第一項中「者」を場合には、当該違反行為をした者は「に」改め、同項第一号中「者」を「とき。」に改め、同項第二号中「した者」をしたとき。」に改め、同項第三号及び第四号中「者」を「とき。」に改め、同項第五号中「若しくは」を「又は」に、「者」を「とき。」に改め、同項第六号及び第七号中「者」を「とき。」に改める。

第八十六条中「者」を場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「者」を「とき」に改め、同条第十一号中「者」を「とき」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第十号中「者」を「とき」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第九号中「者」を「とき」に改め、同号を同条第十号とし、同条第八号中「者」を「とき」に改め、同号を同条第九号とし、同条第七号中「者」を「とき」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号中「した者」を「したとき」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号中「者」を「とき」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「者」を「とき」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「者」を「とき」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号中「者」を「とき」に改め、同号を

同条第三号とし、同条第一号の二中「者」を「とき」に改め、同号を同条第二号とする。

第八十八条中「第八十三条から第八十六条まで」を「第八十三条第一項若しくは第二項、第八十四条、第八十四条の二、第八十五条第一項又は第八十六条」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 一次条及び附則第三号の規定 公布の日

二 第三条第二項及び第四条第二項の改正規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(施行前の準備)

第二条 環境大臣は、前条第二号に掲げる規定の施行の日(次項及び次条において「第二号施行日」という。)前においても、この法律による改正後の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(以下「新法」という。)第三条の規定の例により、同条第一項の基本指針を定め、公表し、都道府県知事に通知することができる。

2 前項の規定により定められ、公表され、都道府県知事に通知された新法第三条第一項の基本指針は、第二号施行日において同条の規定により定められ、公表され、都道府県知事に通知されたものとみなす。

第三条 都道府県知事は、第二号施行日前においても、新法第四条の規定の例により、同条第一項の鳥獣保護管理事業計画を定め、公表し、環境大臣に報告することができる。

2 前項の規定により定められ、公表され、環境大臣に報告された新法第四条第一項の鳥獣保護管理事業計画は、第二号施行日において同条の規定により定められ、公表され、環境大臣に報

告されたものとみなす。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(地方税法及び銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正)

第五条 次に掲げる法律の規定中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改める。

一 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則第三十二条の二第一項ただし書

二 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第十条の二第一項

(道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律の一部改正)

第六条 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律(平成十八年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「第八十三条第一項第三号」を「第八十三条第一項第四号」に改める。

(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部改正)

第七条 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成十九年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第四号中「第二条第七項」を「第二条第八項」に改める。

第六条第一項中「第三号まで及び第六号」を「第四号まで及び第七号」に、「第二号並びに」を「第三号並びに」に、「第二号の二」を「第三号」に、「同項第三号」を「同項第四号」に、「同項第六号」を「同項第七号」に、「同条第二号」を「同条第三号」に改める。

投票者氏名

日程第一 電波法及び放送法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

二二〇名

阿達 雅志君	青木 一彦君
青山 繁晴君	赤池 誠章君
赤松 健君	浅尾慶一郎君
朝日健太郎君	有村 治子君
井上 義行君	生稲 晃子君
石井 浩郎君	石井 正弘君
石田 昌宏君	磯崎 仁彦君
猪口 邦子君	今井絵理子君
岩本 剛人君	上野 通子君
白井 正一君	江島 潔君
衛藤 晟一君	小川 克巳君
小野田紀美君	尾辻 秀久君
越智 俊之君	大家 敏志君
太田 房江君	岡田 直樹君
加田 裕之君	加藤 明良君
梶原 大介君	片山さつき君
神谷 政幸君	北村 経夫君
こやり隆史君	小林 一大君
古賀友一郎君	古庄 玄知君
上月 良祐君	佐藤 啓君
佐藤 信秋君	佐藤 正久君
酒井 庸行君	櫻井 充君
山東 昭子君	清水 真人君
自見はなこ君	白坂 亜紀君
進藤金日子君	末松 信介君
田中 昌史君	高橋 克法君
高橋はるみ君	滝沢 求君
滝波 宏文君	武見 敬三君
柘植 芳文君	鶴保 庸介君
堂故 茂君	友納 理緒君
豊田 俊郎君	中曽根弘文君
中田 宏君	中西 祐介君
永井 学君	長峯 誠君

西田 昌司君

野村 哲郎君

長谷川 岳君

馬場 成志君

比嘉奈津美君

藤井 一博君

藤木 眞也君

古川 俊治君

堀井 巖君

舞立 昇治君

松川 るい君

松村 祥史君

三浦 靖君

三宅 伸吾君

宮沢 洋一君

森 まさこ君

山崎 正昭君

山田 太郎君

山田 宏君

山本 啓介君

山本 順三君

吉川ゆうみ君

若林 洋平君

青木 愛君

石川 大我君

打越さく良君

小沼 巧君

奥村 政佳君

勝部 賢志君

木戸口英司君

熊谷 裕人君

古賀 千景君

斎藤 嘉隆君

柴 慎一君

田島麻衣子君

高木 真理君

徳永 エリ君

野上浩太郎君

羽生田 俊君

長谷川英晴君

橋本 聖子君

福岡 資麿君

藤川 政人君

船橋 利実君

星 北斗君

本田 顕子君

牧野たかお君

松下 新平君

松山 政司君

三原じゅん子君

宮崎 雅夫君

宮本 周司君

森屋 宏君

山下 雄平君

山田 俊男君

山谷えり子君

山本佐知子君

吉井 章君

和田 政宗君

渡辺 猛之君

石垣のりこ君

石橋 通宏君

小沢 雅仁君

大椿ゆうこ君

鬼木 誠君

川田 龍平君

岸 真紀子君

小西 洋之君

古賀 之士君

塩村あやか君

杉尾 秀哉君

田名部匡代君

辻元 清美君

野田 国義君

羽田 次郎君	広田 一君	ながえ孝子君	長浜 博行君	酒井 庸行君	櫻井 充君	大椿ゆうこ君	奥村 政佳君
福島みずほ君	福山 哲郎君	平山佐知子君	宮口 治子君	山東 昭子君	清水 真人君	鬼木 誠君	勝部 賢志君
牧山ひろえ君	三上 えり君			自見はなこ君	白坂 亜紀君	川田 龍平君	木戸口英司君
水岡 俊一君	水野 素子君			進藤金日子君	末松 信介君	岸 真紀子君	熊谷 裕人君
村田 享子君	森本 真治君	反対者氏名	一八名	田中 昌史君	高橋 克法君	小西 洋之君	古賀 千景君
森屋 隆君	横沢 高德君	井上 哲士君	伊藤 岳君	高橋はるみ君	滝沢 求君	古賀 之土君	斎藤 嘉隆君
吉川 沙織君	秋野 公造君	岩渕 友君	紙 智子君	滝波 宏文君	武見 敬三君	塩村あやか君	柴 慎一君
伊藤 孝江君	石川 博崇君	吉良よし子君	倉林 明子君	栢植 芳文君	鶴保 庸介君	杉尾 秀哉君	田島麻衣子君
上田 勇君	河野 義博君	小池 晃君	大門実紀史君	堂故 茂君	友納 理緒君	田名部匡代君	高木 真理君
窪田 哲也君	佐々木さやか君	仁比 聡平君	山下 芳生君	豊田 俊郎君	中曾根弘文君	辻元 清美君	徳永 エリ君
里見 隆治君	塩田 博昭君	山添 拓君	大島九州男君	中田 宏君	中西 祐介君	野田 国義君	羽田 次郎君
下野 六太君	杉 久武君	木村 英子君	天晶 大輔君	永井 学君	長峯 誠君	広田 一君	福島みずほ君
高橋 次郎君	高橋 光男君	船後 靖彦君	山本 太郎君	西田 昌司君	野上浩太郎君	福山 哲郎君	牧山ひろえ君
竹内 真二君	竹谷とし子君	伊波 洋一君	高良 鉄美君	野村 哲郎君	羽生田 俊君	三上 えり君	水岡 俊一君
谷合 正明君	新妻 秀規君	日程第二 児童福祉法等の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)		長谷川 岳君	長谷川英晴君	水野 素子君	村田 享子君
西田 実仁君	平木 大作君	賛成者氏名	二六名	馬場 成志君	橋本 聖子君	森本 真治君	森屋 隆君
三浦 信祐君	宮崎 勝君	阿達 雅志君	青木 一彦君	比嘉奈津美君	福岡 資麿君	横沢 高德君	吉川 沙織君
矢倉 克夫君	安江 伸夫君	青山 繁晴君	赤池 誠章君	藤井 一博君	藤川 政人君	秋野 公造君	伊藤 孝江君
山口那津男君	山本 博司君	赤松 健君	浅尾慶一郎君	藤木 真也君	船橋 利実君	石川 博崇君	上田 勇君
横山 信一君	若松 謙維君	朝日健太郎君	有村 治子君	古川 俊治君	星 北斗君	河野 義博君	窪田 哲也君
青島 健太君	浅田 均君	井上 義行君	生稲 晃子君	堀井 巖君	本田 顕子君	佐々木さやか君	里見 隆治君
石井 章君	石井 苗子君	石井 浩郎君	石井 正弘君	舞立 昇治君	牧野たかお君	塩田 博昭君	下野 六太君
猪瀬 直樹君	梅村みずほ君	石田 昌宏君	磯崎 仁彦君	松川 るい君	松下 新平君	杉 久武君	高橋 次郎君
嘉田由紀子君	片山 大介君	猪口 邦子君	今井絵理子君	松村 祥史君	松山 政司君	高橋 光男君	竹内 真二君
金子 道仁君	串田 誠一君	岩本 剛人君	上野 通子君	三浦 靖君	三宅 伸吾君	竹谷とし子君	谷合 正明君
柴田 巧君	高木かおり君	白井 正一君	江島 潔君	宮崎 雅夫君	宮沢 洋一君	新妻 秀規君	西田 実仁君
中条きよし君	藤巻 健史君	衛藤 晟一君	小川 克巳君	宮本 周司君	森 まさこ君	平木 大作君	三浦 信祐君
松沢 成文君	松野 明美君	小野田紀美君	尾辻 秀久君	森屋 宏君	山崎 正昭君	宮崎 勝君	矢倉 克夫君
柳ヶ瀬裕文君	山口 和之君	越智 俊之君	大家 敏志君	山下 雄平君	山田 太郎君	安江 伸夫君	山口那津男君
伊藤 孝恵君	磯崎 哲史君	太田 房江君	岡田 直樹君	山田 俊男君	山本 宏君	山本 博司君	横山 信一君
上田 清司君	川合 孝典君	加田 裕之君	加藤 明良君	山谷えり子君	山本 啓介君	若松 謙維君	青島 健太君
榛葉賀津也君	田村 まみ君	梶原 大介君	片山さつき君	山本佐知子君	吉川ゆうみ君	浅田 均君	石井 章君
竹詰 仁君	堂达麻紀子君	神谷 政幸君	北村 経夫君	吉井 章君	若林 洋平君	石井 苗子君	猪瀬 直樹君
芳賀 道也君	浜口 誠君	こやり隆史君	小林 一大君	和田 政宗君	青木 愛君	梅村みずほ君	嘉田由紀子君
浜野 喜史君	舟山 康江君	古賀友一郎君	古庄 玄知君	石垣のりこ君	石川 大我君	片山 大介君	金子 道仁君
齊藤健一郎君	浜田 聡君	上月 良祐君	佐藤 啓君	石橋 通宏君	打越さく良君	串田 誠一君	柴田 巧君
大野 泰正君	神谷 宗幣君	佐藤 信秋君	佐藤 正久君	小沢 雅仁君	小沼 巧君	高木かおり君	中条きよし君
鈴木 宗男君	寺田 静君					藤巻 健史君	松沢 成文君

日程第三 鳥獸の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) 賛成者氏名 阿達 雅志君 青山 繁晴君 赤松 健君 有村 治子君 生稲 晃子君 石井 正弘君 磯崎 仁彦君 今井絵理子君 上野 通子君 青木 一彦君 赤池 誠章君 朝日健太郎君 井上 義行君 石井 浩郎君 石田 昌宏君 猪口 邦子君 岩本 剛人君 白井 正一君 二三〇名	反対者氏名 井上 哲士君 岩渕 友君 吉良よし子君 小池 晃君 仁比 聡平君 山添 拓君 木村 英子君 船後 靖彦君 伊波 洋一君 齊藤健一郎君 神谷 宗幣君 伊藤 岳君 紙 智子君 倉林 明子君 大門実紀史君 山下 芳生君 大島九州男君 天畠 大輔君 山本 太郎君 高良 鉄美君 浜田 聡君 二一名	江島 潔君 小川 克巳君 尾辻 秀久君 大家 敏志君 岡田 直樹君 加藤 明良君 片山さつき君 北村 経夫君 小林 一大君 古庄 玄知君 佐藤 啓君 佐藤 正久君 櫻井 充君 清水 真人君 白坂 亜紀君 末松 信介君 高橋 克法君 滝沢 求君 武見 敬三君 鶴保 庸介君 友納 理緒君 中曽根弘文君 中西 祐介君 長峯 誠君 野上浩太郎君 羽生田 俊君 長谷川英晴君 橋本 聖子君 福岡 資麿君 藤川 政人君 船橋 利実君 星 北斗君 本田 顕子君 牧野たかお君 松下 新平君 松山 政司君 三原じゅん子君 宮崎 雅夫君 衛藤 晟一君 小野田紀美君 越智 俊之君 太田 房江君 加田 裕之君 梶原 大介君 神谷 政幸君 古賀友一郎君 上月 良祐君 佐藤 信秋君 酒井 庸行君 山東 昭子君 自見はなこ君 進藤金日子君 田中 昌史君 高橋はるみ君 滝波 宏文君 柘植 芳文君 堂故 茂君 豊田 俊郎君 中田 宏君 永井 学君 西田 昌司君 野村 哲郎君 長谷川 岳君 馬場 成志君 比嘉奈津美君 藤井 一博君 藤木 眞也君 古川 俊治君 堀井 巖君 舞立 昇治君 松村 るい君 松川 祥史君 三浦 靖君 三宅 伸吾君 宮沢 洋一君	宮本 周司君 森屋 宏君 山下 雄平君 山田 俊男君 山谷えり子君 山本佐知子君 吉井 章君 和田 政宗君 渡辺 猛之君 石垣のりこ君 石橋 通宏君 小沢 雅仁君 大椿ゆうこ君 鬼木 誠君 川田 龍平君 岸 真紀子君 小西 洋之君 古賀 之士君 塩村あやか君 杉尾 秀哉君 田名部匡代君 辻元 清美君 野田 国義君 広田 一君 福山 哲郎君 三上 えり君 水野 素子君 森本 真治君 横沢 高德君 秋野 公造君 石川 博崇君 河野 義博君 佐々木さやか君 塩田 博昭君 杉 久武君 高橋 光男君 竹谷とし子君 新妻 秀規君 森 まさこ君 山崎 正昭君 山田 太郎君 山田 宏君 山本 啓介君 山本 順三君 吉川ゆうみ君 若林 洋平君 青木 愛君 石川 大我君 打越さく良君 小沼 巧君 奥村 政佳君 勝部 賢志君 木戸口英司君 熊谷 裕人君 古賀 千景君 斎藤 嘉隆君 柴 慎一君 田島麻衣子君 高木 真理君 徳永 エリ君 羽田 次郎君 福島みずほ君 牧山ひろえ君 水岡 俊一君 村田 亨子君 森屋 隆君 吉川 沙織君 伊藤 孝江君 上田 勇君 窪田 哲也君 里見 隆治君 下野 六太君 高橋 次郎君 竹内 真二君 谷合 正明君 西田 実仁君	平木 大作君 宮崎 勝君 安江 伸夫君 山本 博司君 若松 謙維君 浅田 均君 石井 苗子君 梅村みずほ君 片山 大介君 串田 誠一君 高木かおり君 藤巻 健史君 松野 明美君 山口 和之君 磯崎 哲史君 川合 孝典君 田村 まみ君 堂込麻紀子君 浜口 誠君 舟山 康江君 伊藤 岳君 紙 智子君 倉林 明子君 大門実紀史君 山下 芳生君 伊波 洋一君 大野 泰正君 鈴木 宗男君 ながえ孝子君 平山佐知子君 三浦 信祐君 矢倉 克夫君 山口那津男君 横山 信一君 青島 健太君 石井 章君 猪瀬 直樹君 嘉田由紀子君 金子 道仁君 柴田 巧君 中条きよし君 松沢 成文君 柳ヶ瀬裕文君 伊藤 孝恵君 上田 清司君 榛葉賀津也君 竹詰 仁君 芳賀 道也君 浜野 喜史君 井上 哲士君 岩渕 友君 吉良よし子君 小池 晃君 仁比 聡平君 山添 拓君 齊藤健一郎君 神谷 宗幣君 寺田 静君 長浜 博行君 宮口 治子君 六名
---	--	--	---	---

